

のしるしなかりしかば詔して慧灌に雨を祈らしむ慧灌長りて我はるくこ此地にいたり此度奇瑞なからんは此世に有べくもなしと心中に誓を起し檀を飾り青き衣を着し弟子十人も前後左右に青衣を着して立此内一人にても祈誓の信心弛むものあらば賊殺し給へと念願し三論の經を繰返し三日三夜の間高聲に讀上る就中灌知坊弟子隨一の高聲にて一心不亂に唱へける三日目より滿天に雲掩ひ來り夕方より雨車軸を流すが如く降り來れども猶たゆみなく讀經して三日三夜の行を果すに雨はやみなく是また三日迄降けるころ奇特なれ萬民手を打て歡びければ帝叡感斜ならず四日目に擢て慧灌に僧正の官を與へ給ひ十人の弟子にも下され物多くありける慧灌も面目を施し彌高名の僧となりぬ灌知は心願あれば是より三年の間いさゝかも莖りなく修行し三論の奧秘をも傳授ありその外諸經に通じ誠に氣に入りの高弟となりぬ四年目に至り灌知師の前にいたり私西伊豫に父有之幼少にて別れしまゝに候得ば罷越對面いたし度その上段々子細もありて家相續のと氣遣しく候まゝ得と容子を尋ね取斗ふ所も有之候得ば暫く彼

地に逗留の事も御座有べく何卒二三年の御いとま被下度と願ひければ第一の親弟を放す事甚殘念には思へどもかねて折々噂も致し承知いたしたる事にて孝子の志黙止しがたく願ひの通り暫くのいとまをつかはし品々贈り物ありて日本には寺院少し能地を見立てなば申越べし帝へ申上げ寺院建立すべしかならず修行解るとなかれと懇に示していとま給りければ灌知も涙をながし恩を謝して例の錫杖一本を力とし泉州堺へ出て便船し四國へこそは渡りけり。

## 灌知西伊豫に到る

灌知は泉州より便船にて讃州へわたり是より修行して伊豫の方へゆき日を経て西伊豫の正木村へ急ぎ我家の門扉を通り見れば昔にかはる事もなきを見て懷舊の情頻りに起り涙をながしけるが先通り過て近邊の百姓家に宿りを求め父厥岡家のやうすをきくに何も替る事もなく丰市と妾かかんは今に盛んなるよし父も無事と聞て先悦びけれど右の奸人兩人あれば今我助太郎なりとて歸りしとてかく悪想の大坊主となりしを誰が信とおもはんまじゐの事仕出しては却てあとの

取斗ひ難成からんと色々工夫し宿の主に蕨岡に子はなきやと問ければされば其事なり本妻の子ありしが廿年程も以前に行衛知れずなりぬ人買に拘引されしと云評判ありて色々悪き沙汰もあれど實説は承り申さず其後側妾清と云者出来て是は至てよき性質と家内村中にも評判ありて已に妊娠の沙汰ありしが篠山へ参詣ありて是も行衛知れずに成し由富貴なる家なれど子に縁のなきと人々取沙汰致す事なるを委く断を聞て是皆勘丰市が奸計ならん今我歸りて助太郎なりと云共證據なくして奸人あれば逆も信用あるまじと思慮を廻しけるが何れにも明日は篠山に上り權現へ誓ひを立所度を決せん其夜は其家に泊り翌朝は篠山に上り御たらしの水に垢離を取て山上の宮の拜殿にいたり断食して深く祈願をこめ何卒實家安穩を念じける其夜通夜をなし翌朝神前にて卦を取て卜しけるに側妾は子と共に息才にして此處より東北の方にある由なれば大に悦び神を拜して立出て東北の方の險路を下り所々を修行し廻りけれども夫と思ふ者も無かりしが或日野比といふ山の半に小松多く生て廣々たる平地の芝原を通りしに此所に初

茸多く生て近村の者日和のよきに乘じ茸狩の人こゝかしこに集り居たるに若や尋る人もあらんかど見廻れどそれとおもふものもなかりけるがたへ山の都合よりひとりの婦人八歳斗の子を負ひ十歳斗の子の手をひき十六七の男負れたる子の背中を撫で坂口を下り来るいづれも愁ふる色あれば心をつけて見るに負れたる子の病ひにおかざるゝやうすなれば灌知坊立より如何したるやと問に此女答へて此負たるは主人の子なるがけふ茸狩に此山へ上り居たるに東北の風急に吹出し快よげに遊び居たるが吹倒され虫にても起りしにや人事わからず惱み申さるゝ故いそぎ連歸るなりといふ語る間に灌知は其子のやうすを見て是は深山妖魔の風にあたりつるもの也強ての事はあらし我路々加持すべしとて跡につき誦經して送り行に此子次第に人心地つきたるやうす十四五丁の内に全く酔の醒たる如く平快せり此婦人供男まで悦びにたへずもはや家居も遠からず主人よりも御禮申べしこなたへ來り給へと案内して一つの門にいたり小男早く内に入れてありし事共委細に咄しけるにや一人の侍出て灌知坊を立關より座敷へ通し主人と

見ゆ年來の人重々しく立出云やう予は當所の縣主なり今日効息山中にて惡風に侵されしに貴僧の法力にて平癒せし由謝するに辭なし何方へ御通りにや斗りがたけれど先一宿し給へとて色々もてなしける灌知坊はせい母子のやうすを聞たく此邊を徘徊する事なれば辱しとて泊り終夜主人と嘶すにぞ今都にて佛法を尊み給ふよしいかなる教へに候やと主しの問ふにまかせ愚僧は元興寺僧正慧灌が徒弟十人の内にて灌知坊と云ものなりと答へて雨乞の奇瑞を始め尊きかざりをさまざま辯をふるつて語りければ主人大に尊み先々此處に逗留してたまはれゆるく物がたり承りたし此邊は誠に僻地にて何れも知らぬもの共斗なれば因果應報の事など村民どもにかたりきかせ下されたしととめ置夜は村中の志あるものを呼で利生尊き事を聞せける中にも岩淵村の乙岩は強勢ものにて正直なればとに信仰して夜とに來りて法談をきけりある日勝手の方にて物騒しきやうすにて人々立さはぐ故に灌知坊何事にやと存しが主じ出來りて都人は知り給ふまじ四國の邊所には犬神持といふものありて甚以て卑陋なるものにて何ぞほしき

物喰度物を見て其人あたへざる時は其人にとり付て狂せしめ狂人ははしりてやまず日を経て色々祈禱などなしやうく平癒す夫までは一室に閉こめをくの外なし今夕我下女小豆飯を炊客僧へ餐せんとするを犬神持の下男是を見て少し乞申したるに與へざりし故右の下女に付たりといふ灌知坊是を聞て我試にその狂人を見むとて主は案内して勝手にいたれば狂人は手足を縛られた隅に押しこめられながら猶口ばしり猛り居たりしが客僧の足音を聞とひとしくあら怖の響あり我此所に居がたし逃出さんと身をもがけどもしばり付てあれば頻りにくるしみもがく斗なり程なく灌知坊其側にいたりぬればさはぎやめひれ伏ぬ此時秘文をとこなへ珠數を以狂人の額を撫ればあつとさけび倒れたりしが暫らくして正氣になりぬ是より後いよく灌知坊を尊み信じしばらくこゝに逗留しぬ。

## 灌知坊妖宅に住する

程なく冬にいたれば南國とはいへど此邊山里にて雪ふかして人々の止るに任せ灌知坊此處にて春を迎へしに縣主灌知坊に云けるは予此野比山の半腹に別莊

をいごなみ折々かしこに至り樂しまんどけしに此別莊にいたる時は種々の怪異ありて夜に入れば堪がたく別莊守も置がたく幼弱は猶おそれて晝も行ず残念なれども凡人の力に及びがたし貴僧は心逞しく法力も格別に見わたれば此妖怪を退る術あるまじきやと云に灌知坊答ふるには我法力いまだ熟せず退け得ることも計りがたけれ共其家に暫く住し試むべし是又執行のため也と申に予さらば御願申べし御一人にては氣遣はしとて彼乙岩をさし添其外家人に米薪鹽贈の類ひをもたせ送り遣しける灌知坊此處へいたり見るに野比峠を十丁斗隔て平らかなる芝山の上に柴垣を繞らしたるあり枝折戸をあけ立入飛石を傳ひ直に上の間の椽より上るに十疊斗の奇麗なる座敷内庭には奇石などすへ並べ物好なる住居にて北東は山連り西南は田畑を見晴し煙霞の中に遠村の梅柳桃李枝をまじへしさいはんかたなし家人どもは暮ぬうちに歸りぬ灌知坊は食事を仕廻て床の間へ權現の守りをすへ香を焼て誦經すれば乙岩は次の間の八疊斗なる座敷の爐火に春寒を厭ひ酒をのみ居たる所に初夜の比山風烈しく落て家鳴震動する有さま凄

じき氣色となれりされども上の間には物靜に讀經の聲すれば乙岩も何くはぬ顔にて居たりけり夜更るにしたがひいよ／＼山風烈しく雷鳴し雨を降らしけれ共益誦經の聲張上げたゆみなきゆへにや上の間には何事もなき所に丑滿頃に至り風少し和らぎて乙岩眠氣つきたる時に眞黒に毛のはへたる米俵の如きもの乙岩の膝もとへころげ來る乙岩眼を見開きにくき妖物かなとて強力者ゆへ側に有あふ薪のふしあるを以て丁度打しかば木石を打が如き響して轉げ戻るやうにて消ぬ其後は次第に靜になり遠村に雞の鳴聲聞えていよ／＼空晴しと見ぬ月の光り窓にうつり物靜になりしかば粥を炊兩人ともに程能食し休息しぬ夜明ければ縣主より見舞の人を越し尋ねけれども只さしたる事もなしとこたへ晝のうちには猶閑なれば休息して暮前より毎夜同様に上の間にては誦經し懈らず次の間にも乙岩勇氣をばげまして居たるに兎角次の間へは色々の怪異をなしけり風なき夜は磔などを頻りに打付る事もあり或は生首ころげ廻る時もあれど乙岩少しも動せず側へ近よれば節ある木を以て打拂ふゆへ近づく事あたはずといへども

絶る事もなしある夜宵より物静なりければもはや妖物も弱りたるやらんとおもひ居たりしに三更の比頻りに次の口を叩くゆへ乙岩何事なりやと問に縣主より命なり乙岩早々來るべしといふ乙岩おもふやうかゝる深更に及びよび給ふ事は有まじいかゞすべきと灌知坊に談しければ坊の云先使のものを見て用の趣をも尋ぬべし妖怪なりとも我あとに居て助くべしとありしかば戸を開きしに使の者ひとつ眼の大坊主なり乙岩すかさず彼節木を以て是を打に其手をこらへて組合たり其力量乙岩にまさり暫くねち合けれ共終に乙岩組敷れたり此時灌知坊口に秘文をとなへ手に九字の印を結び怪物に向てきりかけしかば怪もの力おそろへたぢろく所を乙岩はねかへして節木にてうたんとするに身をさけて逃出しが岩につまづき倒るゝ所を頭上を望んで健か打けるに手答へしたりけれ共はね起て岸より飛落たりしかばるれきりにして戸をさし内にいりぬ灌知乙岩に向ひ怪我にてもなかりしやと問ふにいさゝか怪我はなかりしが甚だ勞れたりといふ左あらば酒にても飲み休むべし我法力一間のうちには滿れ共次の間へいたらぬにや

汝居間には怪異絶へず以來は間のしきりをはづして一席となさんどて唐紙をはずし誦經して夜を明しけり次の日例のごとく縣主より家人來りければ前夜の斷をなして庭へ下り乙岩が打て手ごたへせし所を見れば血落てあり是れより飛たる崖の下にいたり見るに血したゝり居ければ其あとをしたひ四五下山路を分行しに竹深き岩穴の内に年經し大狸うなり居ければ皆々ねものを以て打殺し別荘の前へひき來り坊へ見せ縣主へも告ければ縣主早速來り灌知の法力並に乙岩が勇氣を稱し勞ひてかく妖物を退治あれば最早此所怪異有るまじきやと問れけるに灌知がいふ此狸は古しといへども人力にて退治し安く此別荘に崇るものは別にあり其妖氣に乗じて是等も出たれども忽ちに殺されたり今暫く此所に居て試べしと有ければ縣主の深智に感じ近頃御苦勞の義なり今暫したのみ申也とて乙岩にも褒美などつかはし今しばらく付添ふべしとて縣主は歸りけり此後も夜とにはなけれども時として石をふらし家鳴震動せしかども一間にせしゆへにて乙岩の方へも變化來るとなく震動も日を追て間遠になり靜なる夜多くなりしが

ある夜三更の比また門に來り案内するものあり何者ぞと問ふに山の主なりと答ふ此時灌知出て山の主といふは國司なるやと問ふに左にあらず先爰を明よと云ゆへ乙岩に云つけ戸を明しに髪は赤熊のごとく丈七尺にあまり兩眼鏡のごとく鼻高く怖しく異形のもの足音高く入來る我はむかしより此山に住地主の神なり此別莊の地もわが地也早々明退くべしと云て兩眼を見開きたるさま流石の乙岩も怖れて言を出さず灌知坊は珠數を持たながら完爾とわらひいかに久しく山に住たり共山の主とは云べからず日本の地は都て皇帝の有ならざるはなし夫を國司縣主へ預け給ふにて外に主といふ者ある事をきかず何故にかゝるひかをとをいふやと理しけるに妖物怒りの顔色にて如何に利口なる事をいふとも汝先此所をたすんば掴みひしぎひき裂捨んと飛かゝる勢ひなれども灌知少しも動せず印を結び秘咒をとなへ扱妖魔に向ひ邪は正に敵する能はず汝に妖術あれば我に佛力神助ありいでく引さき見よ左なくば汝を岩窟に封じ込んとて頻りに九字をきりかければ異形のもの甚だ怒りたるやうすなりしが動き得ずしてごうご座し

扱々汝は神佛加護あると見へ我力に及びがたし無念ながら汝に従ふべし岩窟に封じ込る事はゆるし給へといふに灌知答へてさらば此所より十丁内へ來るべからず人民へ仇をなすべからず我篠山へ一寺建立するの志願あり邪を改ため正に歸せば其時來て力を合すべしさもあらば彼地に一字を建て守護神となるべしと約しければ異人頭をたれ屈伏の姿にて出さりぬ乙岩はかねて灌知を貴びしが此間答を聞てよりますく尊信しやがて縣主へも嘶しければ甚驚歎して翌日種々の餐物を持來り其日灌知坊は縣主乙岩をつれ東北の山路を十丁ほど分行其所の岩に咒文を云て暫く誦經し此所よりこなたへは已後怪異あるまじき旨何れへも示しかの別莊へ歸りぬ去ながら今日計も此所に居て試むべしとてみなくを歸しけりある夜灌知坊乙岩と咄の序に縣主の方に家來のごとくにして仕へ居るきよといふ女は一子助次郎と共に宮仕へのやうすなるが彼の者の出所は如何なるものぞと尋るにははじめはつゝむやうすなりしが歸依の僧のことなれば終に巖岡より出し譯委しく語りしかば灌知きくとひとしく横手を打て大に悦び扱こそ

我心付しに違はず仔細あれば右の母子に面會いたし度ことありされども婦人なればとて乙岩をもてしかくのと云遣しけるに翌日きよ助次郎召つれ縣主見舞かた／＼來りければ座敷に打寄先灌知坊きよ母子に打向ひ涙をはら／＼と流しさて／＼奇なる對面かな予は蕨岡助之允が先腹の一子助太郎なるが十二才の時筑紫の人買非熊といふものに奪れしが夫より一心に神を祈り佛を信じ生長の上非熊に仇を報じ都へ上りかく僧となりたる迄委細に断しければ人々感慨にたへず助次郎は十一歳にて物心付たる比なれば扱兄さまなるやと踊り上りて歡びにたねす衣の袖に縋りつゝ便りなき身なれば此後は不便を加へ給へと申ければきよも涙をながしとかく行末のことを願ひける灌知坊は汝等を尋ね出し度念願なれば此上少も氣遣ひなすべからず我蕨岡の家へ至り事を正し汝等と呼迎んかならず氣遣ひすべからずと懇にさとしげれば誠に不思議の佳遇かなとて感じあひぬ是より灌知坊熟考するにせいを殺せと云付しは助之允の命にあらずかならず丰市が奸計ならんと察すれども自ら父にあひ其心根を聞ずんば疎忽の働きなる

べしと思惟して春の末にいたりいよ／＼野比の別莊の妖怪もやみしかば縣主にいごまを乞ぬるに縣主も此僧の法力靈現を見たる事故に寄依深く品々贈りものをせしかども灌知坊辭して云く清助次郎と名乗りあひ彼等が高恩の報禮には萬分の一ツなり扱蕨岡家の事につき御力をかり申こともあるべし且一寺を建立の時に至らば御助勢を蒙ることもあらんとてひとつも受ず立出るに近き村々の百姓第一は乙岩を始として簞食しはなむけをなせども多くはうけず餘義なくうけしは清助次郎乙岩などへあたへ墨染の衣に錫杖一本にて彼處を立出けり潔き道心なり。

灌知坊正木村へ歸る

灌知坊は夫より野比を立て近村を廻り御内へ來り一宿して拂曉に同所を立篠權現へ參詣し實弟に逢たるを禮拜なし猶蕨岡家相續の祈願をこめて西南の坂道峻難なるを降る事五十町にしてまた坂道一里餘り過やう／＼正木村の家々も程近く見おろし猶下り行に一ツの岩河へ出ぬ此河裾は伊豫土佐の境を流れて土佐の

海へ落る河なるが此所鮎多く生ずる故に暮春の日和にて川向ひの小高き所に吳座毛氈等を敷人々居なかれ酒をくみ川端にも下人集り川の上下をしきり其中に集る鮎其外の川魚へ蓼の汁を流して魚をくるしめ夥しく得ものある催し也灌知坊憐みの情を起しこなたの川端に立て望み居たりしが川の上下をせき既に毒汁を流さんとする時錫杖をとり起し水をせき留たる岩を大力にて一はねはねたりしかば溜りし水一度に流れ出魚も盡く流たりこの川狩手を空しくせりかくて下男共大に驚きいかに悪きさまたげをなす奴哉旦那への申わけに捕んとて二三人かけ寄て其人を見るに丈高き黒衣の僧鍊鐵の錫杖を突下人のかけ寄る者共をにらみ付たる眼光神力や應護なしけん田夫野人その勢ひに怖れをなして近付ねず元來此催しは蕨岡助之允が例の遊獵にて酒汲居たる相手は丰市と莫道なり下人終に逃歸りて此よしを申すゆへ助之允をはじめ大に怒り何ものなればこの地に來りかゝる不敵なる振舞をなすや我等行て捕へんとて丰市莫道得ものを引提酒機嫌にて走り行川向を見れば錫杖を突兎然として立たるさま兩人も心をくれ少

し猶豫なしけるが廣言せし上なれば引にもひかれず川中の岩を傳ひ下人も跡より續くべしと聲をかけ棒を以てかの僧へ打かゝらんとする所を灌知は例の錫杖を振て兩人が足を拂へば兩人一度に川中へ眞さかさまに倒れ入ぬ續きし下男ども是を見て怖れおのゝき淺河へ飛入て兩人を引上逃歸りぬ此時灌知は悠々と岩を傳ひ川を渡り進み寄れども手なみに恐れてより付ものなし夫より毛氈を敷たる上へのさゝと上り助之允へ對して申やう我は行脚の僧なるが何ゆへにかく此等の者ども無禮をなすや其元は頭分の人にもあらんとおもふゆへに尋るなりといふ内丰市莫道も漸河にひたりし衣類をしぼり上り來りしが以前の手並におられ助之允の左右にかゝみ居たり助之允怒りにたへず汝行脚の僧ならば村々の布施にても乞ふべきに何故我等が魚獵の妨をなし僧に似合ぬ腕立など言語に絶たる事也申分によりては假令大力なりとて多勢にて召捕べし返答いかにといふに此僧からゝと笑ひさてゝ邊鄙の人は理にうとし其許は當の庄屋ならん庄屋は農業を事として是を妨る者は捕へるとも可ならんに川狩の妨せしとて捕へ



ることほりあらんやと云ふに丰市引とていふ此地は都て庄屋の預りの地なれば川狩にても山獵にても他國のものゝ妨る謂れなし何ゆへ妨るやといふに灌知いふさればに其方どもは邊境の暗愚大道を知らず語り聞せん謹で承るべし我は都にて今帝の尊み給ふ元興寺大僧正慧灌の弟子灌知なり僻地にはかゝる殘忍のこともあらんと思しめし佛法を弘めんための行脚なり凡普天の下卒土の地も王土にあらざるはなし其うちを國司に三年づゝ預けたまひ其下を縣令差引なり其下にも小役人ありて庄屋は土民の長なり何ぞ山河を預らんやされども遊獵を禁ずる罷なければとゞむるにはあらざれ共論語に釣すれども網せずとあり其業をなすものならばいさゝかゆるすべし私の懃みに毒を流して魚をされば大小となく川中のうろくす是に病む不仁の甚しきならずや元來理を辨へざるより發るなれば強て咎むるも無益ながら我は慈悲善根を第一とするの沙門なり行かゝりて是を制するは我役なり是等の譯をも知らずして佛牀をなしたるものに向ひ非道の仇をなさんとして自ら罰を蒙りたる也猶此上に道現あらば申べし理なく

しても我に打れしを恨るものは得物を持し來るべし汝等如き頑民共何十八來りたり共神力應護の佛弟子に向ふ力のあるべきやと辯説なかるゝが如く演へければさすがの丰市莫道も無念ながら一言の答へなし助之允はもとより正直なる生質ゆへ夢の覺たる如く感心して尊き僧の御教示にて初て誠の道を聞たり我此年にて相續の子なく日夜愁ふる心あり其憂さをはらさんどて道に背くの業をなしたり今より貴僧を我家へ招請して猶佛法の功德をも承りたしと感伏すれば灌知坊説得たりと悦び助之允の跡につき彼が宅にいたりぬ居合せし下百姓ども皆々畏伏して此日の漁獵は止ぬ此夜灌知坊は助之允に向ひ其子助太郎なる事はをし包み佛法の廣大なる功德を説話し因果報應の理を論しぬれば家長牛松も出聞て感伏しける父も牛松も助太郎なりとは少しも心付ざるがむべなるに十二歳にて別れ色白くかたち奇麗なる生れつきなりしが十三才の時に重き疱瘡を病み大黒痘のひきつりたる顔と變し柔弱なりし小兒の筋骨逞しく六尺ゆたかの怖しき大坊主となり高語雄辯に諸人驚く斗りなれば夢にも悟らず翌日にいたりても猶

とめて賄なひつゝ助之允申けるは我一子ありしは十三才時紛失し其後妾妊娠なしつるに篠山にて行衛しれずなれり畢竟庄屋の身として酒宴遊獵にのみ耽り信心も先祖よりおどろし訝にもあらんといと心憂し此失たる子は如何なりぬらん貴僧の御占ひ承りたしと懇に語りければ灌知心中にかくの如きやうすにてはいよ／＼せいを失んとせしにあらず是かん丰市のわざなりと察し暫く考へていふやう十二才にて失ひし子は今存生といへ共家の相續にならず妊娠にて行衛しれざる妾は母子ともに近郷にあり遠からず廻り逢ふべしさりながら神佛の信仰薄く淫酒に長する時は障り遮ることあるがうへに凶事を招くにいたらんと申ければ助之允深く承引して左あらば貴僧加持祈禱して右のもの共の出来るまで我方に逗留なし給はらんやといふに灌知元來の願望なれば承諾しぬ然るうへは祈禱の間は主人一人淫酒を禁し信心厚く共に祈念なければ叶ひがたしといふに助之允大に悦び是より酒をやめかんのをも近づけず身を正しくして信心懈らざれば灌知坊も一間に入丹精をこらし加持しける。

奸人の罪惡盡く露顯

爰に妾かん丰市莫道三人竊に打寄り談合しけるは此頃此家へ來りたる大坊主色々辯説を振ひ主人を諫め酒を止め昔し失ひし子供の存在を占ひ得て右相續の祈禱に丹精を振んずる在さま黙し居ば我々が謀計もあらはれん如何せん安き心もなく閑談數度に及び莫道申けるは毒を喰へば皿をねぶれと云諺あり我が僧を讒言なすべし中に付て丰市を計り追出すとも打殺すともし給へと申出しければ此上の妙策あるまじと一決して或日莫道主人の前へ出て此の間は御顔色あしく御鬱滞の御容子あり都て病ひは氣鬱より起るものなれば少し御鬱散なされ可然とてすり寄り診し見て脈狀左右あり鬱熱あり又腹部をさぐり心下の疼甚し全く氣結ばれて通せざるより發りつる症なれば是を開くには酒に越ねたる薬なし三度の食前空心の所へ用ひ給へと進めければ助之允も四五日酒を禁じ好ましき折なれば我も吞たくは思へども此頃止給ひし智識の教へ尤もなれば右宿願をへるでまは先禁る積りなりといへば莫道笑つて彼の出家何をか知らん都に居て

元興寺の僧正も近付なれどかゝる弟子ある事をきかず多分似せ者なるべし主人の正直なるを察しかゝる事をいひて迷はし果は金銀を貪る奸謀なるべし咄々だまされ給ふなどてさまぐに虚誕を飾り灌知を譏言なしけれど初めのほどは其意を用ひざりしが妾かんに談しければ是も莫道と同意になて言葉をかざり酒をすゝめしに元より好物の酒頻りに好ましく退屈のあまり牛松に心中をはなしければ牛松は律義ものゆへ今暫くの内にもあるべきまゝ先々出家の辭を御用ひなされ然るべしと答へけれども助之允は好の道にひかれ半信半疑となり又丰市を呼び談しけるに元より悪徒の随一なれど態と暫く考へて申けるは多分莫道の申通りなるべしされども御疑ひあらば私彼僧加持の一間へ深更に忍び入いよく行法全きや否やを試み問答すべし其の上にて疑ひを決し給へと云ひければ助之允尤と同意しけり丰市は最初灌知に打倒されし恨みのうへなれば竊に莫道と云合せ灌知を打殺さんとの謀にてかく主を欺き置莫道に今夜かの僧の寢入たる油断を見すまし斧を以て打殺さんに誤ることあるべからずもし手にあまる事あら

ば其元も斧提て入來れ二人にて不意にいでは必定仕おふすべし跡にては彼問答に當り錫杖にて打かゝりしをさくるとて打殺したるといはん他國のものなれば夜の間に川裾へ流しやらんに知る人あるべからずと言合せてその時を伺ひけり或る雨しめやかに降ければかんをはじめ一味の三人主人の前へ出酒をすゝめ終に酔臥しめその夜丑滿の比さし足して斧の研立たるを引さげ忍び寄伺ひ見るに灌知が祈念の一間燈明幽かにありあがら祈り勞れしにや佛前に打ち臥し居るさまなれば莫道を跡にしたがへ障子を明るより早くうつふしたる僧の腦を望んで斧を打込だり跡より莫道續て入來り見るに憐むべし一斧の下に命を失ひたると見ぬ息もせぬ容子なりしすましたりと兩人佛前の燈明をかゝげ見るに机に衣をかけたらしを眞二つに切割りてあり兩人おごろき周章するを灌知坊物蔭よりあらはれ出臂をのべて莫道が襟もどを掴み庭前の石へ投つければウンといふて氣絶しぬ強氣の丰市斧を取直し打んとするを引はづし斧を奪ひ取足下に踏付有あふ細引にて高手小手にいましめ椽柱へ縛り付ぬ此物音に驚き家内残らす目を覺

し助之允かん牛松その外男女明りを照し出で来けり此時灌知坊助之允へ申けるは此兩人深夜に拙僧を打殺んと計りし故斯の如く計らひ候なり是却て御身の幸ひなり此上子細を白状させんといふて珠敷を揺立くより付たる丰市に向ひ秘文を唱へ印を結び責かけし祈りければ丰市縛られながら狂ひ出し口ばしりかん莫道と心を合せ助太郎せいを追失ひし事も今夜名僧を殺んと謀りしまで残りなく白状しければ助之允聞て先驚き或は怒り歎息し急に云出でん言葉もなかりしにかんは所詮身の罪惡遁れがたしと淵河へ身を沈め死んとてかけ出既に身を投んとせしを曾て悪み居たる家内の男女追かけ出大切の咎人なりと引出し縛り上たり莫道も氣付薬など與へ正氣に成しかば同じく縛り上て一室にみなく押込め置ぬ此時助之助牛松僧の前へ平伏しさてく恥入たる事ともなりされども御身の御蔭にて悪人あらはれ此上の歎ひなし今までかゝる事を悟り得ざると我ながら愚の至りなり逆もの功德に我子を祈り出し給はれと涙ながら願ひける其時灌知飛しざり助之允を三拜なし下拙こそ十四年前人買に奪れし助太郎なり父

上御機嫌よく此上の大慶なし此間中の無禮御高免下さるべしかくまでに計らされば御疑念あるべしとをし包み居たりせいも其子助次郎も野比の縣主の養ひにあづかれりと具に語れば父は涙の内によるこびにたへず牛松もおごり上りて大に悦び若旦那なるべしとは夢にもおもひよらざりしと家内いづれも感激にたへず扱この悪徒三人の徒黨もあるべけれども根本さへ枯しぬれば技葉は自ら凋まんとてさたに及ばず三人の者は並方ならぬ罪惡ゆへ縣主へ訴て差出すべきに極り組合の庄屋より訴へけるに縣主はかねて内々灌知坊より聞たる事なれば三人の罪人をうけ取入牢させ置扱清母子は貞節此上なく縣主への奉公懈りなかりしかば早速粧ひ飾らして縣主より返し遣し一子助次郎を家督と定むべきよし申渡されしかば助之允これまで奸徒に欺れし數年の酔醒め其後は淫酒遊興にふけらず自ら以前のごとく繁榮しけり是ひとへに徳大權現の靈現なるべし其後三人の罪人は國司へ言上ありて斬罪梟首せられしとき積惡の報怖るべしとよ。

灌知坊はおもふまゝに悪人亡び我家の相續出来れば一先上京して師の僧正に謁し志をとけつる恩を謝し其上にて篠山へ権現の別當たる一寺建立なし度由願ひければ僧正奏聞ありて伊豫土佐の國司に御沙汰ありて灌知へ助力すべき旨命せられしかば喜悅の眉をひらきまたく伊豫へ下り蕨岡の家に在ながら當國の勸化なしぬ此時野比の縣主は勸化隨一となりて土州宿毛の縣主も是に従ひ其年の内に金銀米錢餘多集り材木は兩國より山下まで夥しく運び來れり此時灌知坊は正木村蕨岡の家に寄宿し居ることなれば右兩縣主も近所に出張を構へ造營の評議として日々蕨岡の宅へ打寄けるに或日早朝に蕨岡の家人門前へ出けるに門内に忘然として蹲踞し居るものあり何者ぞと問ふに宿毛の縣主の夫に出たるものなるが昨夜供として來り歸らんとするにもいかにも此門を出ることあたはず立戻りてはたひく出んとすれ共門に至れば五体攤んで出がたしそれゆへ斯の如しといふ蕨岡の家人いふやう何ぞ此家の内の物を盗みはせぬやといふに曾てさることなしと答ふ甚以て不審なれば其趣を灌知坊へ達しければ立出かのもの

が人相を得と見たるうへにて汝惡念はなきものと見ゆそれ共誤て此家の品をとり違へ請るものなきや改め見るべしとありければかの者心付改めしに前宵洗足せし時此家の手拭にてふきそれを袂に入れ居たりしを忘れしとて取出しければ蕨岡の下人は是をうけ取不念の所とも濟ければもはや歸りても障りなかるべしと差圖しけるに此者五体の疎縮もどけ何事なく歸りける此家に盜賊入らざることいまにはじめぬ事ながら誠に奇異の靈驗なり凡二千年の今に至りても猶斯のごとしとぞさても社地寺地等地形までは出來たれども嶮岨の高山大材木曳上るに人夫苦しみ果敢取かねその上に此山土像の境ひなるが境目を百姓共爭論し兩縣主も一定なしかねしを灌知是をきゝ絶頂にいたり三日三夜讀經して秘文をとなへ野比の山神を招きければその夜大風おこり一山鳴動しけるが翌朝にいたり見れば不思議なる哉前日迄山下に集る大材木一夜のうち山上へ引あげ伊豫土佐の材木盡く境目に積あげありければ兩縣主をはじめ兩國の百姓ども感歎にたへず靈神の徳灌知の行力をいよく恐れ敬ひ絶頂の社石壇花表一丁餘下りて天狗

堂(是則野比の山神なり)三丁下に一寺を造營し觀世音寺と號し今に傳へて靈驗あらたなれど南方の僻地なれば今は宇和島城下延命寺の末派となりぬ始守札等觀世音寺より出し巖岡家よりも出しつるがいまは觀世音寺よりのみ出し巖岡家よりは出さず此地便宜少き邊土ゆへ宇和島城下延命寺に守札とり寄ありて此所よりも出す扱又權現社頭の篠も信心厚きものには守となるをもて延命寺に取よせあり誠に尊崇すべき靈地とかや。 篠山物語下大尾

### 北宇和郡之部

▲城● 址●▼

吉田陣家 二大騒動

明曆三年七月十三日幕府に奏請したる吉田分知の儀は廿一日無事許可あり、三



太鼓山より見たる吉田街市

萬七石六斗五合を十一郷の内七十七ヶ村後吉田領漁場に乏しきを以て延野々、近永、永野市を以て北灘、下波、蔭淵と入れ替ふ)を秀宗五男宮内少輔宗純に附し八月十六日千三百石井上五郎兵衛以下八十一人を分つて吉田に館せしむるに至れり、此の地土居氏の古戰場にして喜佐方村へかけて葦葎生ひ茂り沼澤連なり(喜佐方とは草瀉の轉出せしものにて今に沖、河内、船繋松、深泥、蒲田、鶴ノ礁の名を存す)しが東西の山下に堤坊を築き埋め立てをなし萬治二年正月十一日より普請の工を起し翌年に至つて家中成就し、石城下には河水を誘致して外濠となし祝して吉田と改稱したり

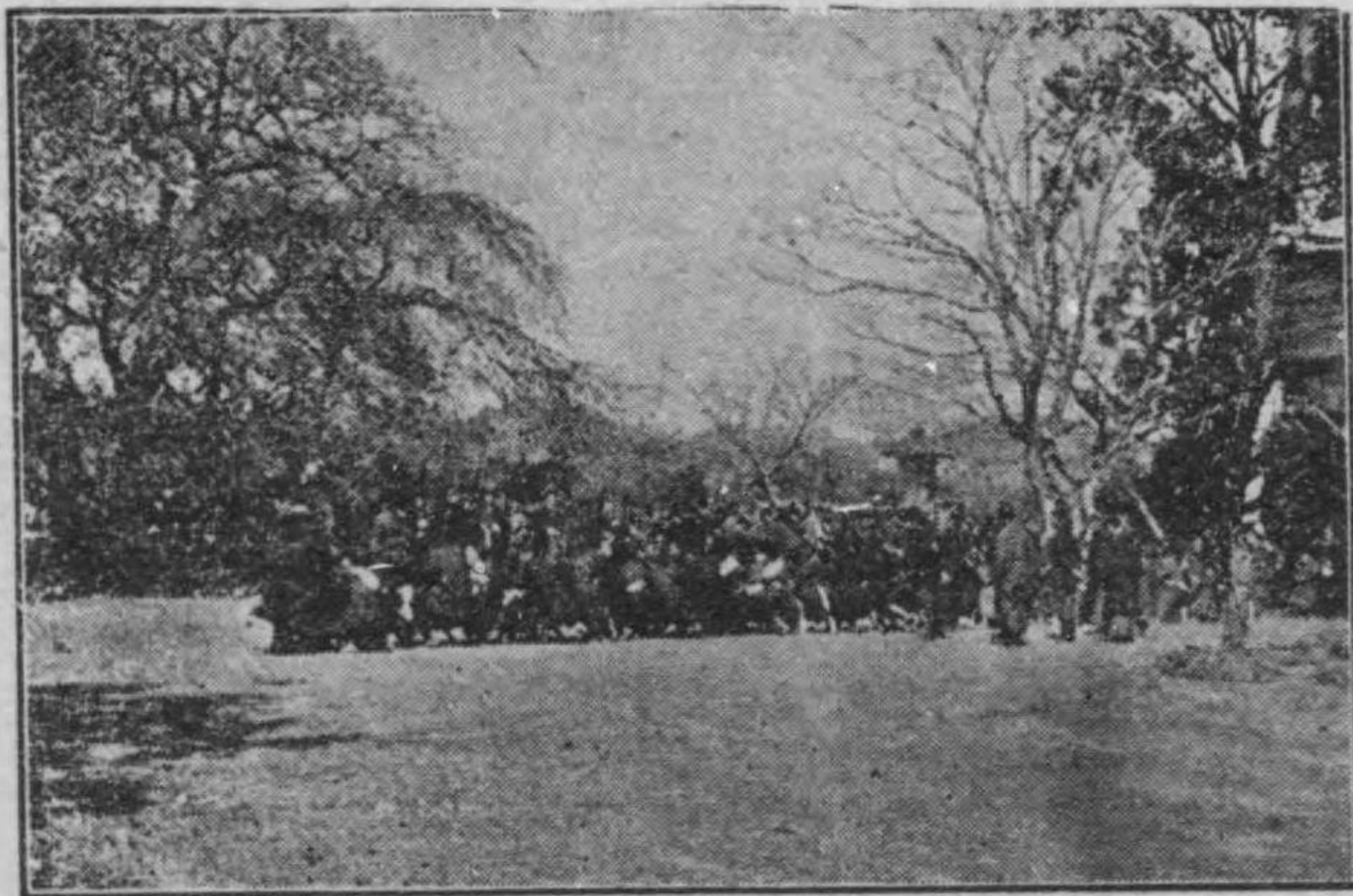
陣館の西南は深泥山の千本谷に老杉茂つて野獸出沒し、深泥沼には鳥群飛翔して好個の狩獵場なりしと云ふ、館の裏には多くの楓樹を植む藤の門あり林間に大元宮を鎮祭し其の間の長堀には燕子を植む八橋を架けて庭園を築く今は何れも捨て僅に道しるべの碑石の八橋の中に渡されたるのみなり。

今吉田分知の内情として傳へられたるは秀宗の側妾吉井氏常照院（吉田大信寺に葬る）を愛すること他に越む其の出宗純（幼名小次郎）の寵愛最も深く承應二年十八歳にして將軍に謁し明暦元年十二月廿九日廿歳にして宗利と共に從五位下に叙せられたるを見ても知るべく、秀宗は宗純を以て世嗣たらしめむ意志ありしが大名の家に在ては最も嚴格なる長幼の序に加へて宗利は温厚なる人物とて爲に種々斟酌の事情あり遂に宗利家督を受け宗純は新知三千石を賜る、宗純の附老臣宮崎八郎兵衛はよく其の内情を知り秀宗に切望して宗純分知の儀を許され遂に仙臺忠宗、井伊直政等の賛同を得、宗利に強要して茲に分知の事定り八郎兵衛は其の恩寵に感謝して秀宗の殉死をなす（油斷な

き侍衆の隙を窺ひ湯殿に於て切腹したりといふ）

宗純は性放蕩にして先考の寵愛に狎れ愛憎に任せて黜陟を事とし爲に山田騷動の禍根を培ふに至る、宗純曾て大患に罹る（癆祭或は癩病の如きものなりと云ふ）時に土佐の浪人山田仲左衛門文庵は齡五十あまりにして三間郷内深田に來り醫を營み家傳の秘法と稱して癆祭癩病の如きは之を保険して巧言令色盛に信用を得庄屋豪家に取り入る（文庵或は泰庵と云ふ由其の居址は内深田字山本六百九十一番地の畑五畝廿一步の所なりと云ふ）己に宇和島の典醫にして三百石を食める山内見齋に懇にして其の紹介に依つて吉田に至り診察して取敢ず針灸數點を施したり藥劑は典醫に質して調進すべしとて或る動物の精血を採つて製造したるものを進めたるに忽ち快癒の兆候を呈し經過もよく遂に全快の悦びあり（俗説によれば此の時文庵は時至ると竊に悦び水行斷食して七日七夜を深田の大本に參籠し所願成就すれば千株の櫻樹を奉植すべしと祈誓したるよし此は大本靈現記とて後人の附會に過ぎずと）文庵則ち時を得賞を獲て祿百石を賜ひ

奥醫となり剃髪して其の信用を得むことに努め頼て御醫師の席に進むことを得たり、某日武者修業と稱する劍客來り指南番某と御前試合を爲し指南番の敗るゝや文庵則ち起つて難なく取り挫き大に面目を施して忽ち劔道指南役を命せられ祿百石の増加あり物頭に累進し蓄髪して仲左衛門に復稱し管に武藝のみならず文學を修め兵書を暗んじ時には經書を講じ書を能し詩を賦しては着々技倆を示して能く宗純の意を迎へ巧に重役の心を得て四五年の間に累進し天和二年には執政の列に加はり權威漸く元老を凌ぐに至る、元老甲斐織部は還曆に達し老衰を名として



深田大元境の内櫻

職を退き隨庵と號して知行所黒井地村に隱居し後八十八歳にして死し宮の下白業寺に葬る、子織部若年にして老職に列る、幼名を茂作と云ひ十一歳にして小扨從に召出され十五歳にして元服し小姓間に入り治右衛門元繁と改稱し君寵厚く元服に際し宗純自ら烏帽子親となり髮剃を下さると云ふ、十七歳にして父の譲りを受け十九歳の時小姓頭見習となり延寶六年廿二歳にして老職に任じ織部と改む。

仲左衛門の信任漸く度に過るに及で會計の權を恣にし公金を私し財政を紊すに至つた、元繁は仲左衛門取立ての始より其の舉動に注目し其の漸く元老を籠絡し舉動の倍々否に陥るを瞻先輩の優柔を慨して同志萩野七郎兵衛に意見を質し宗純に痛諫して其の英斷を仰ぎぬ、山田は已に不利なる元繁を見て曾て大に忌嫌し之を斥けむとて屢々讒言し此の事あるに及で遂に閉門の身とはなれり、爰に長兵衛、徳兵衛(共に下目付)四平(下目付兼草履取)覺右衛門、四右衛門、五右衛門、三助、九助とて何れも小人にて目付役の下に屬す性義俠に富み豫てより





宗 純 筆

山田の暴慢を怒り、奢侈を極め公金を私し賄賂を貪り爲に屬僚之に準ふて政治の益々紊亂するのみか元繁の閉門を聞て遂に山田を屠らむ事を約し天和三年十一月廿八日堀端の並松蔭に集合し山田の出仕を待ち設けしが此の時今一人の同輩來らず山田の出仕せぬに不審を起し一と先づ小者部屋に至り竊に開合せば山田は病氣にて出仕せずのことに扱は内通せしならむ残念なりと憾む折しも多數の捕吏來る三助は忽ち割腹し残る七人も腹切らむとするを捕へて舊御搦屋内なる山田の邸に引致し糺斷すれば七人は速に白狀しのみならず其罪惡を痛罵すれば山田大に怒り其の使嗾せし者を白狀せよと拷問に及ぶ七人は汝に諂ふ逆徒の外誰一人として汝が肉を喰はむ事を念はぬ者なしと壯語するを忽ち獄に投じ再び拷問せむと

するを元繁初め荻野・恒川佐助等は之を制し十二月四日切腹を命せられたり、屍は大工町の南普門院跡に同穴に埋られぬ後五十餘年を経て墓碑を建て爾來靈驗ありとて參詣する者多く祠宇を營み香華を絶さず、

- |         |      |    |
|---------|------|----|
| 長山道永禪定門 | 長兵衛  | 前面 |
| 徳室道光禪定門 | 徳兵衛  | 前面 |
| 覺翁道悟禪定門 | 覺右衛門 | 左面 |
| 四徳道聖禪定門 | 四右衛門 | 左面 |
| 五室道蓋禪定門 | 五右衛門 | 左面 |
| 三心道界禪定門 | 三助   | 右面 |
| 志雲道起禪定門 | 四平   | 右面 |
| 久林道唱禪定門 | 久助   | 右面 |
- 天和三癸亥十二月四日  
 千時寛延三庚午九月廿八日起之
- 施主 小島治郎右衛門母  
 足輕重右衛門母

八士割腹以後は家中の人氣漸く一變し仲左衛門は益々危懼の念を生じ晝夜警戒を嚴にし政機を私邸内に扼して横暴を逞うし貞享二年九月十日江戸に於て夫人(酒井忠勝の女)松林院卒去の早打ち十八日吉田に着するや例により私邸に受附け置き翌日宗純を私邸に請じ廿日迄隠蔽したる爲め重役の荻野恒川等は黙止すべき時に非ずとなし織部を推し相携へて出仕し大に諫言して稍々君意を動かすことを得たり、宗純の長子小次郎早世し二男を九十郎と云ふ生母は側妾奥山氏豊女といふ又側妾カヤ女には龜姫出生あり何れも同年にして當時十四歳なり共に江戸南八丁堀の邸に居らる仲左衛門の子隼人は山田四十二歳の時に生れ當時十六歳なり貌秀にして才智あり豫て小扨従に召出されて君寵厚く龜姫を以て配さむの議已に定まる翌年三月參勤の砌仲左衛門供奉して出府し常に館内に在て專横至らざるなく龜姫をも己が娘の如く幼主九十郎をも顧使するに至り身の安泰なるを僥倖とし夫人の卒去を奇貨として嬉酒を獎め盛に遊宴を事としたり、茲に目付役の越智勘左衛門は深く織部の意を休し陽に山田の欺心を沾ひ共に出

府して在りしが仲左衛門大に越智を信じ隔意なく要務を委任したり、殊に山田は吉田との文通を忌疑し公私共に封緘を禁じ出入毎に點檢せしむ越智は常に之を扱ふを伴とし竊に公書の端裏に言語同斷と細書して山田の面前を通過し得たり(後に至り越智は當時懷劍を擁し萬一發見に及べば刺殺さむの覺悟なりしと云ふ)吉田にては飛脚の到着を待ち織部は宇和島に出頭し宗利に言上し其許を得て荻野七郎兵衛、久徳半左衛門と共に夜脱して京都に到り隠居せる尾田喜兵衛を伴ひ六月十二日江戸に着し早速仙臺家芝濱に於て訴狀の提出に及んだり月番家老柴田内藏は八丁堀の山田を喚問すれば巧みに辯疏し其の對決に至ては織部を以て嫉妬とし偏執とし若輩の身にして己が才智に慢じ圓滑を損するのみならず竊かに宇和島に密告して兄弟の不和を醸し遂には廢合を謀る者なりと理非を轉倒して容易に決せず遂に證據不充分の故を以て訴狀却下となる、織部則ち事遂に成すべからず刺違へて禍根を斷たむと山田の控所に斬り込めば七郎兵衛は織部の血相心許なく竊に追跡し此の体を見て大に驚き追々番士共變を聞て集

り刀をもぎ取り双方を警戒し遂に織部は發狂の沙汰となり八丁堀に護送せられ  
たり、柴田は退出の上深く慮る所あり綱村に言上し更に宗純に切諫あり、宗純に  
於ても原告の是なると共に山田の否は敢て辨へざるにはあらねども其の所分に  
惑ふ旨の返答あり則ち仙臺綱村の英斷に依て喧嘩兩成敗のもとに仙臺へ御預と  
なり終身幽閉せられたり其の申渡狀に依れば、

山田仲左衛門へ申渡覺

一其方事奢甚敷致依怙最負諸事無作法なる行跡家中うとみ果候事  
一對九十郎無禮之事

一宮内少輔内室卒去之時分注進之飛脚九月十八日吉田へ到着候を其身一分に  
て致隱密翌十九日私宅へ宮内少輔申請二十日に至り披露候事

依右急度仕置可申付候得共令宥免知行召放仙臺へ差下家中之者に預置くべ  
候事

右

是に依て宗純深く鑑る所あり、當代の弊として事家名に係るあれば其の發頭人  
を兩成敗となす甲斐織部元繁も遂に職祿を褫れ子息軍八に廿五人分を賜るに至  
りしも是非なし、蓋し宗利深く之を嘉し櫻田監物、鈴木仲右衛門を以て恒川左  
助迄仰せ示されたる書に、

一筆致啓達候其御地無御別條御無異可爲御勤珍重存候隨而此間仲右衛門宅御  
出被仰聞候御伺之趣遠州様達御聽候

一甲斐織部居所之儀只今迄之居屋敷ニ其儘指置可申候御扶持方員數等之儀ハ  
追而可被仰付候織部事亂氣與乍申今度以忠義亂氣ニ茂罷成殊ニ親隨庵茂罷  
在事ニ候へバ旁以惡敷被成者ニハ無之候其内迷惑不仕様ニ被申付置可然被

思召候委細之儀者面上可申遣候

一荻野七郎兵衛儀近日此方へ被召寄御目見可被仰付候其節御自分同道被申様  
ニ御意御座候爰許御序見合追而御左右可申達候右之通被仰出候ニ付如此御

座候恐惶謹言

十月十八日

鈴木仲右衛門書判  
櫻田監物書判

恒川左助様

其後荻野恒川の兩人に對し懇篤なる趣を傳へられたる其覺書に、

一今度山田仲左衛門惡逆に付家中騷動之處兩人儀忠節を存家危所事鎮り其身共悦可申候依て此以後之事宮内少輔様御一存計にては又々如何様の事出可哉申哉無御心許被思召候に付ては陸奥守様御心添被仰進候宮内少輔様よりも向後は諸事御指圖次第と被成度段仰越候只今迄之御仕掛にては不御快候得共御兄弟之御難御捨置先御指圖も可被爲成由被仰進事候間可存其旨然上は兩人諸事心を付御仕置等申付有之事は此方老共へも可致相談候

一宮内少輔様御事御氣儘成御生付故夫に相從ふ者は御心に入少も御諫をも申者は御氣に入と相見へ候夫故此度之様成儀共起候兩人其旨を存し御近習人柄之致吟味不宜者は御近習に不被召使様に可仕候今度之儀世間無隱事に

候此以後は小惡も御家之爲危可相成候勿論大事は小事々起儀候得は不斷之御行跡を大切に被思召平生之儀は此方様には委細御存知難被成事得ば其身共心得有之儀と思召候少之儀也共無油斷御諫可仕候尤事立たる儀は此方へ内々可相伺候小事にても品に寄御内聞に入可被申候御指圖と有之上は道に御違候得者急度公儀へ被仰上押出御義絶も可被爲成事故一入御大切候間彌以不斷之儀心得可有之儀と思召候由  
只今御直に各へ被仰聞趣に候以上

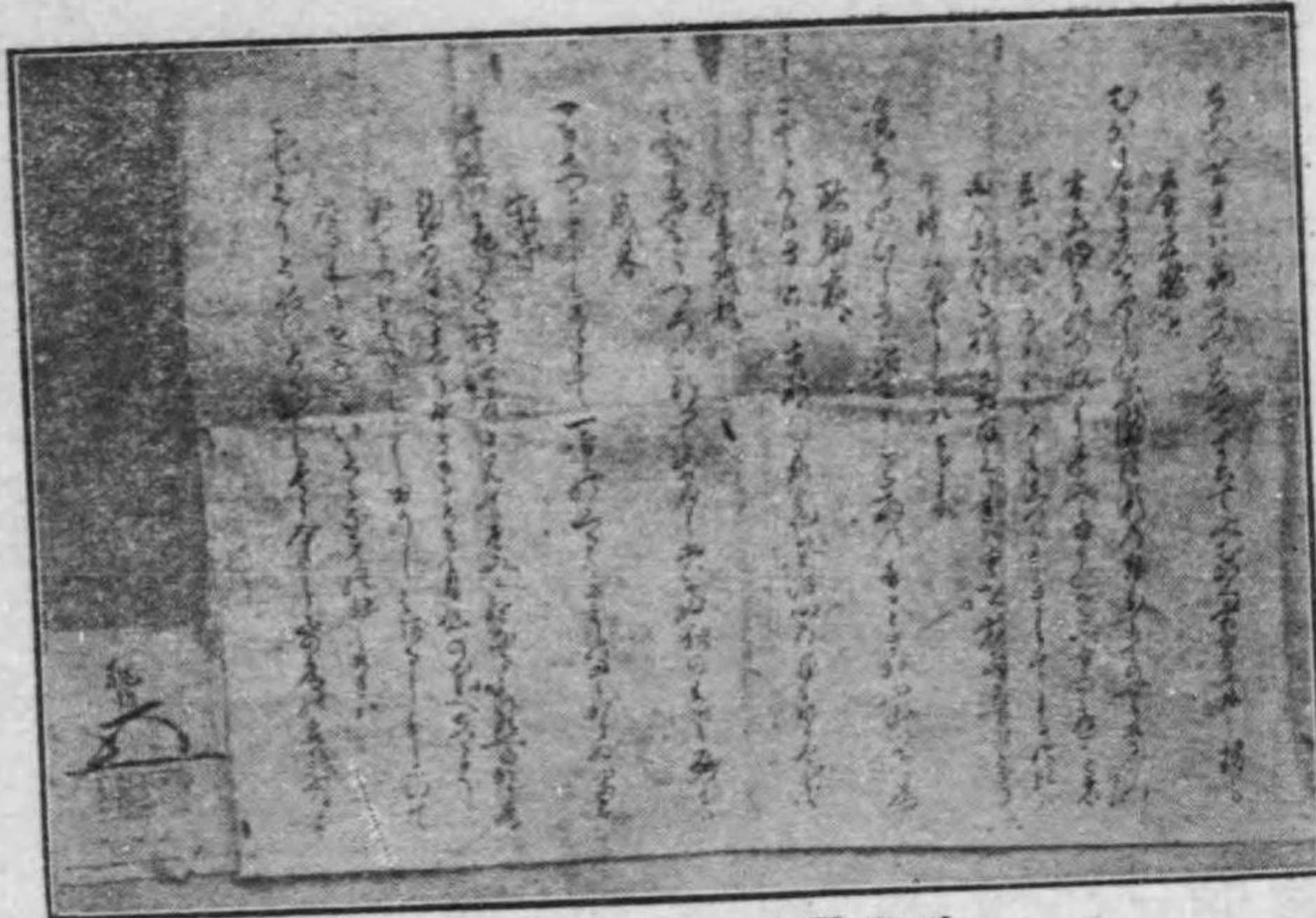
十一月六日

爾來宗純意を内治に用ひ恒川左助は二百石の加祿を賜り銳意其の補佐に任じ、元時觀堂を設立して學政を布き士風を起し宇和島との交誼も大に増進したり、元祿四年五十六歳にて隱居し宗重(宗春)嗣ぎ寶永五年十月廿一日七十三歳にして逝去あり以來百二十七年宗保、村豊、村信を経て能登守村賢に至るまで無事なり、彼の元祿十四年春二月勅使饗應掛播州赤穂の城主淺野内匠守長矩と同時に

靈元上皇の院使傳奏清閑寺權中納言熙定の饗應役を勤めしは左京亮宗春なりしが宗春若年にして萬事は家老に依て處置せられ敏くも吉良上野介義央の人爲を知り噂によれば黄金百枚加賀絹幾卷探幽筆龍虎の對幅などを贈れりといふ。天明七年に及で三間郷の農民泰平に狎れたる政治の漸く不行届となりしを慨み強訴を謀り事露顯して其の頭取なる三島の神主土居式部樽屋與兵衛の兩人を禁獄したり此の時古來連綿たる三島の神主家も斷絶し兩人は遂に獄中に憤死したり、後四年を経て寛政二年二月六日村賢八十四歳にして逝去し、嫡子村高左衛門と稱して十五歳なるが病弱の故を以て二男分三郎十三歳にして相續したるも若年の事とて常に江戸に在り吉田の政治は飯淵庄左衛門、松田六郎右衛門、尾田隼人等に依て遺憾なく執り行はれ殊に安藤儀太夫は宇和島家村候の覺目出度く扱んでられて家老の列に加り爲す所あらむとせしも泰平に狎れたる士民は漸く政治を有名無實ならしめ下吏の内にも殊に中見役の如きに至ては常に賄賂を貪り壓制を加へ領民の忌嫌其の極に達したるものゝ如し。

寛政四年の冬吉田領中在浦八十三ヶ所の農民徒黨して吉田町の法華津屋を破壊せむと企てぬ、法華津屋は高月兩家とて由緒ある舊家の事なれば先年來紙楮の仕入れを命せられたり、此は製紙を副業とする在方の農家に仕入金を貸與して其の利便を計らしめたるに高月兩家は其貸金に高利を掛け製紙は下直に買取るため借財漸く嵩み困窮の餘り己むなく扱荷する者あれば評議の末吉田に紙座を設け目付池上三平、今城利右衛門を取頭に影山才右衛門、檜垣甚内、國安平兵衛下代には銀右衛門、扱荷押方として提灯屋榮藏、覺藏等の無頼漢をして領内を密行せしめられたれば此等の者共は係り役人と結合し扱荷する者を發見すれば其の者を追ひ落し沒收して残らず役所へ指出すべきを三七分に分配して爲に家内も豊に暮らし同年の霜月頃よりは益々其の手に味を占め晝夜となく吟味して遂には不意に侵入し箆筒長持まで檢閲し五枚十枚の鼻紙まで押收し自が所得とすれば農民益々忌悪し小提灯と綽名して恐れをなし全く高月兩家の所業と認め屢々訴狀を提出すると雖も中間に抑留せられて下情更に通せず極月十八日に至り高

野子村境目番人夜を徹して農民一揆を注進に及ぶ吉田評定所に於ては評議容易に決せず郡代小島源太夫の提議に依つて先づ山奥川筋押ねとして中見役鈴木作之進出で三間音地へは代官岩下萬右衛門を内深田へは平井多右衛門を派遣し在目付江口圓左衛門は諸方見合せ申し付けられ夫々事情視察の上願書受け明春の沙汰を待つべき旨申聞け一先静謐に歸しぬ、翌る寛政五年正月政治始めの評議に於て衆議は高月兩家掩護に決し、飯淵、尾田の家老を始め若年寄戸田藤左衛門、鈴木彌次右衛門、用人近藤外記も賛同し安藤儀太夫の矯正論は遂に行れず百姓等は二月に至も何の沙汰なきより激昂し再び喧騒し高月兩家巻壞せと麻苧を以て大綱を作り諸社諸山の守札を捻込み長さ四五尋として兩端に輪と節を作り須破と云ふ時には輪に節を入れて織ぎ延る用意をなし二月九日氏神の祠に此綱曳掛けて引き倒し願望成就の曉には速に建立すべく祈誓し同夜延川の戸祇ヶ森山上に高野子より延川まで八ヶ村の百姓屯集し翌十日晝頃より鐵砲を放ち螺貝を吹き立て関の聲を上げて示威運動を開始し近郷五六ヶ村の人数を待ち合せ宇和



安藤藤明の詠草と書判

島領近永口に出で茲より兩道に分れ食物を携へて行く、人数を増せば村々の庄屋役人等は吉田に注進に及ぶ郡代横田茂右衛門等一揆の宇和島に出で、は事益々面倒なりとて急ぎ岩谷まで到れば一揆の先手に遭ひ論すと雖も更に耳にも入れず先立つ者二三人を捕縛すれば一揆益々暴亂に及べば耐え堪て庄屋所に逃げ込みしも不堅固にして防ぐ能はず間道より逃れて出目に走る、一揆は奥野河原にて下筋の勢を待合せ進行するに吉田よりは役手の者並に大乘寺を始め三間郷中の僧侶等十日の夜九つ時立向ひ論すと雖も更に通せず手に松明振り立て勢に乗じ役人等重傷を負ふて退く、

翌る十一日には近永村を打過ぐる時に代官友岡榮治立ち向ひ制すれば一揆の者共は宇和島の役手なれば聊も背く所なしとて山奥七ヶ村の重立つ者共より訴状を提出に及べば豫て出張したる吟味役鹿村覺右衛門始め目付組頭庄屋等合議の上にて若し此のまゝ吉田へ通しては一大事なり左ればとて如何に説諭することも所詮歸村すべしとも思はれず如かず一揆を城下に誘引して説諭を加ふるの良策ならむとし重立つ者に向ひ吉田に到り高月兩家を巻壞したりとて何の功もなき上罪科は固より免れず夫よりは城下に出で公明なる裁判を仰ぐの得策なるべしと諭せば衆議いよ／＼城下に出づる事に決しぬ、一方三間郷に出でたる先手は陽路陰路の二手に分れて行く程に大内村の酒屋某に人を走らせ酒を求むれば亭主答へて僅の絞り酒屋の事なれど有る限りは饗ふべしと云ふに一揆は如何思ひけん通り過ぎ夫より三百餘人元宗を通過すれば庄屋大右衛門走り出で止むれば大に罵つて酒屋赤松を平げ宮の下まで押し行き法華津屋の支店に亂入し暫時に十五六石を吞干し綱道具の類大切に預るべしとて庭に積み置き務田迫目に屯

集し吉田口浦立間喜佐方法華津上灘二十餘ヶ村の人数を待ち合す此の時宮の下に桑名屋半兵衛とて酒屋ありしが豫て用意やしたりけん多く飯を炊せ饗應せむと慇懃に通すれば一揆此の家には恨みなしとて一飯に二分宛拂ふて行過ぎたり宮の下白業寺の老僧は近村の僧侶と共に説諭したるが駕を田の中に投込まれ命から／＼逃歸るといふ、かくて夥しき一揆は十二日残らず城北八幡河原に押しし城南なる下三ヶ浦の農民も佐伯町番所へ斷り通行し合勢九千六百餘人、十一日より降り出したる春雨に濡れ其多くは河原に佇で沙汰を待つこと凡そ二晝夜殊に中途より加はりしものは食物の用意なく其の慘狀漸く甚しければ城下の酒造家長瀧四郎兵衛、伏見屋七右衛門、法華津屋久助の三人の願により許可の上粥を炊き満邊に與ふれば村壽は其の慘狀を聞かれ多くの苦を出して假小屋を設けしめ十六日歸村の時には夫々辨當料を與へられたりといふ、宇和島よりは伊藤五郎兵衛、城下組代官二宮和右衛門等中間庄屋中尾又助宅に於て一村より兩三人づゝ呼出し評定所の書面を以て申渡したる要は、今度の出

訴の趣は逐一承知に及ぶも徒黨強訴は禁制なれば一村より一兩人づゝ居残り其餘は早々歸村して業に従ふべしとの事に何れも承知し此度願ひの趣意は何に依らず上納一切當城下へ取立てを願ひ度く追て願書差出すべきにより執達を願ふ旨陳述して退出せしが其後二回まで役人庄屋所に來り催促したるも一ヶ村にても揃はねば差出し難しとて遲滞したり吉田に於ては役人の追々出張する中に尾田隼人は重役の故を以て飯淵の病中とて出張せむとするを父飯白懇々注意する所あり十三日早曉八幡河原に到り下手の堤に佇み若黨を群集の中に遣り八方運動し巨魁と覺しき者等に對ひ此の川下に尾田老職あり願の筋あれば罷出づべしと云へば吉田の役人に用事あれば此處に來るべきやはとて取り合はず辛くも知行所の者兩三人を伴ひ來れば尾田は其等の者等に歸村の内談をなし凡同心十ヶ村にも及べば申出づべし報賞は望みに任すとの依頼に彼等は八方奔走して夕方までに既に十ヶ村餘の同意を得て斯と内通すれば尾田は此の由を櫻田へ談合したるに左様のあざとき事にては治る様なし今は一人も歸す事ならずとて掌領せ

ざりしと云ふ、吉田に於ては御用場掛り岡伴右衛門、奥物頭兼小姓頭當分目付助役の越川勘平の兩人特志を以て大早飛脚となり二月十三日夜九ツ時出立して江戸に向ふ、安藤儀太夫大に心痛して深く覺悟する所あり夫人と子息富太郎に他所ながら別杯を傾け用意の挾箱には竊に白無垢を入れて乗物に入り出仕あり夫人は同役飯淵の娘にして恒川左助の妹卅七歳にして嫡子富太郎は十六歳なり若黨は御持弓組渡邊卯太夫の忝千右衛門とて當年廿歳の實体者なりしといふ、城下には吉田の有司伏見屋七右衛門方に控わたり、儀太夫は十四日に出張し櫻田迄届け置き尾田隼人には持病の癩痛にて登城し難き旨返答し千右衛門には覺悟を明かし其の健氣にも承知するや満足の体にて下に白無垢を着し麻上下にて群集の三四町川下にて駕を据ね本道より三十間ばかり上北側の堤上に至れば眺集取て關せず口々に罵る中間の庄屋所には郡代徳弘弘人交代して詰め竊かに眺め居たりといふ儀太夫は堤の下麥田の岸蔭に挾箱を置き腰を下して待つ若黨は知行所大野村の農夫二三人を伴ひ來れば儀太夫は懇々と諭し老職の責任に就て





八幡河原安藤藤繼明居の地

は一言の言譯なしとて大に謝する所あり農民を元の河原へ返し置き伏見屋より持ち來れる辨當を却け城中より尾田の使者屢々なるを町陣に會釋あつて只今登城すべしと使を返し置き櫻田監物、尾田隼人宛二通の書狀を認め靜に煙草四五服薫らして肩衣はね差添を取り鼻紙にて巻き遂に割腹すれば千右衛門介措し服紗に包み黒塗内朱に金の定紋ある首桶に納め千右衛門殉死せむとするを御貸手某に勵されて斯と注進に及べば檢視として大目付渡邊平兵衛、物頭兼町奉行田原七左衛門醫師を具して來り死骸は其まゝ病氣と稱して吉田へ引き取つて後二月十九日菩提所海藏寺に葬る、法

名大節院顯翁道危居士、寛政五年二月十四日行年四十七歳なり。越川、岡の兩人は廿四日の曉大阪北濱大川町の邸に着き届の上直に出發して三月四日江戸に到り宇和島よりは十五日出の飛脚來り、越て十七日出の大早打に一揆退散の由を報じたれば兩人は三月十一日江戸を發足し四月朔日歸着したり十五日には宇和島より櫻田數馬目附渡邊平兵衛は鯨船に乗つて吉田に來り殿中に於て要路の人々を集め申達の次第もあれば暫時貴重書類を預り置くべしとの事に中老郷六惠左衛門容易に渡さず兩士止むなく隱居尾田飯白を伴ひ同船して歸城し評議する所あり、又宇和島の郡代は交代して中間村庄屋所に詰切り下役を以て屢々願書督促をなすも抄取らず鹿村覺右衛門は近永口に於て願書を出さむとしたる者二三名を呼出し數千の人民日を経るも去らず今以て願書を出さざるが故に裁許に及び難し安藤の切腹如何に心得居るや早々内談に及び返答すべしと懇諭すれば、やがて願ひの趣裁許を得次第に歸村すべき議を取纏め山奥川筋を一團となし三間郷を一團とし吉田附近を一團として交渉に及び十五日夕刻

各團より惣代を差立て、一上納米豆斗り方の事、一庄屋野役の事、一紙楮の事、一材木出夫の事、一御用紙の事、一炭出夫の事、一江戸へ進物の事、一家中頼母子無盡の事、一江戸夫地夫の事、一酒禁盃の事、一井川夫食の事、十一ヶ條何れも口傳あり、

右願書を調製して差出せば鈴木忠右衛門之を受理し直に徹夜評議の上翌十六日早朝大目付須藤彈右衛門中間村庄屋中尾又助宅へ出張し、郡代徳弘々人、須藤源右衛門、城下組代官二宮和右衛門、郷中吟味役鹿村覺右衛門城下組庄屋中並足輕五十人先づ河原上寄りの道側に整列し、吉田よりは若年寄郷六惠左衛門、郡代横田茂右衛門、同小島源太夫、中見役鈴木作之進等下役を随へて道の下脇に立ち列り其の前に吉田領の庄屋を呼出し農民一統列居させ弘人は願書裁許の趣を述べ鹿村之を読み上げ終つて吉田役人より相當の申渡しあり農民何れも順序を立て午の刻より申の刻迄に河原を引拂ふ、廿六日吉田郡所より各村へ廻文を以て布令あり、

一米地拂切四斗

但爲登米は一升五合入

一大豆銀納

但其年々宇和島へ相談の上

右願出の分は勿論其他二十三ヶ條免許の事

此度の騒動に就ては吉田を取潰して宇和島へ往舊の議あり、櫻田數馬の重要書類預りの事も其の前提と知られたるが此の事遂に沙汰止みぬ。

其後は頭取りの吟味も遠慮あつて有耶無耶に葬らむとしたるが茲に徒士に岡部二郎九郎とて年久しく井川方を勤めし侍あり、翌年二月にもなりぬれば命を受けて山奥地方に井川普請として出張したり此の人萬事に振目なく普請成就の日を待ち人夫等に酒を與へて大醉に至らしめ自分も熟酔の体して聞き居たるに不圖一揆頭取の話に及び端を得て聞き出せば下大野の武左衛門、次に是房の善六等なりとの事に岡部は何心なき体して聞き取り其の趣評定所に達すれば評議區々なりしも郷六惠左衛門の提議に依て遂に所罰する事に決定し捕方入選の上十五日の曉何れも變装して山奥地方に入り込みぬ折柄十五夜の事とて當時の頭取

等集つて酒宴する所へふみ込み捕縛に及び、武左衛門は山奥境躑躅峠に於て斬罪梟首せられ其他は永牢となりしが大節院十七回忌に當る年大赦行はれ翌る朝五ツ半時東口番所前にて各村庄屋役人親族共に引渡されたり。安藤の屠腹は直接功なきが如きも混亂せる一揆に退散を速からしめたる一種の



安藤繼明の墓に倚る者著はるれ  
動機を作りしは時に手段として時宜に適せるものと云ふべし爲に死後の崇敬漸く深く其の墳廟は香花常に絶えずと云ふ、説をなす者あり繼明は卯の年卯の月卯の日卯の刻を以て誕生あり而も二月十四日に生れて二月十四日に死し、六十一年目に當る嘉永六年二月十四日を以て始て發

光ありしと云ふ、此の事伊豫籠、安藤忠死録に詳し。村賢の後村芳、村翰、宗孝を経て宗敬に至り明治二年六月十八日版籍を奉還し吉田藩を置かるゝや宗敬則ち知事に任せられ四年七月十五日廢藩置縣の後八月宗敬華族に列せられて東京に轉住したり。

古 城 來 村

宮ノ下に在り、里俗古城と稱して其の名を聞かず來村川山下を流れ城山孤立して要害に富む板島丸串城の屬城址なるべし往昔に在ては來村川の河水は古城の東を流れて裾を神田川に合し海は深く古城山の西に灣入して山麓を洗ひ斯くて古城は丸串城山と要害を競ひしは疑ふべからずのち河流を暗淵より古城の西に通じて保手の海に入らしめ舊河流の跡に長堀を設けたるものゝ如し今に長堀を存す思ふに西園寺時代の丸串屬城址ならむ、或は尾串と云はむ歟。天正三年正月西園寺公廣の弟宣久は家藤監物信種に代つて板島丸串城に入り板島來村兩郷のうち六千六百石を知行したり、河野分限録に、

## 西園寺宣久 丸串城主手勢廿五騎

宣久伊勢參宮の時海陸の記に、

大崎にかゝりて其路十二里卯時に大崎を出で輶に乗船する十三里なり丑刻に輶に着宿は塩崎宗兵衛輶と大崎の間にあふと口といふ所にて

世の中はあふとの沖を漕船のうきぬ沈みぬともゆく哉

彼浦に六月十四日子刻に着扱十五日より大雨降言語道斷十七日まで逗留する六月十七日輶を出船して一里斗り沖に其夜を明す也藝州警固五十艘ばかり上る其時又輶にあがりて八日彼所に滞留する輶助安に一禮を宣る警固大將は井上又左衛門尉又兵衛宗勝其他數々也廿一日に輶を乗船して眞鍋にかゝる其路五里也塩飽の沖下津井といふ所へ二里すこしほかゝりをしてまた廿一日の夜又大雨降廿二日塩飽を出船して其夜下津井にかゝる又大雨降て言語道斷船中無是非管家籍一夜白髪とやらんもかくやらんと思ふ其時の歌に

雨は降船はせまくて短夜をあかしかねたる浪のうへかな

又下津井より比々へ三里也比々に一夜明すたち宿は大圓坊に一刻休又濱の長右

衛門所にすこし休息して同清左衛門に一宿する其時夕立する發句

ゆふだちのはなふり出る宿りかな

又順禮を狂歌に

しふ紙の破れふすまをすちかひに腰に付つゝ廻る順禮

また

いにしあとの母と兄のおもふらん旅くたびれる疲る順禮

又比々より牛窓へ七里彼所におゐて

鳥羽に似たる鳥とぶ牛窓を歸るに出るあまの釣船

また輶助安と同船に行藝州警固近比見事なる同心の時に六月廿三日

ゆくもすしあけのうをふね浪の上

從牛窓室へ十里廿四日子刻に室に着宿は彌七郎二宿

播摩瀉室のとまりに旅ねして結ばぬ夢もゆめに明ゆく

於室六月廿五日夜大雨降又明神へ參詣しての

ゆく末を祈る心や室の津の神に願をかくるゆふして

廿六日未刻に室を乗船してあかまで行彼所に三宿なり宿は波屋源十郎又井之口  
休兵衛尉あかと三木の間中非人や使は清加と云於阿伽六月望に

夏の日のなかれてはやき川風に御稜も冷し夕浪のこへ

あかに四日滯留して彼所より十八丁ちやうのつほど云用害あり小寺與三五郎又  
姫路の用害小寺官兵衛尉城主也播摩のこふなり惣社に少休又官兵衛尉しかたと  
云所まで案内者を添る黒瀬市兵衛と云者也しかたの堺殿まで引合をする阿加よ  
り三木まで十一里其路に六神荒神と云ふ所有山賤なり三日前に山伏喧嘩して双  
方相果す以外の心氣となる悪所也其路二里斗りあり三木迄八十一里宿は丹波屋  
三木より三本松まで五里彼所に於

音にきく三本の松は二本になりて十年のかけやへぬらん

一本はなし二本あり三本松より東は攝津國有馬郡也湯へは三本松よりは五十丁

又舟阪となませといふ所の中に大きなる川瀧あり遠き二里有於其川舟阪となま  
せのあひに馬の沓の石よりおほき大多田の川從三木なま瀬へ十里也宿は名間瀬  
高左衛門又彼所より大田まで六里大田より山崎へ三里也又攝津於池田

津の國の池田の郷はあれはてゝいたみにあしき風や立らん  
また養原といふ所にて

養原の宿をすぐれば村雨に笠さへなくて濡るゝ計りぞ

大田中の所に在宿七月二日酉刻に山崎に着山城河内也一宿する亭主つだ宗次郎  
山崎より下京迄里綾小路山像屋を宿とし七月四日に五條の橋をわたり三十三間  
堂一覽して東福寺清水寺南禪寺祇園へ參金藏坊に一宿して同五日に大裏尊拜申  
て一條より下京へくだる祇園の後真葛原にて七月五日に

秋來ては眞葛ヶ原の夕風に何をうらみむ我心かな

又祇園の壹萬句に楚仙聖人發句同所所望の時

花に出た月にかりねのみやこかな

宣頭

是は斟酌ながら能因が歌に都をば霞と共の心かな洛中當時郡代は村井長門守也又於下京二番の宿長刀鋒入丁粟津屋與左衛門二宿七月七日に小野紫野寺誓願寺一見して同月八日の夜御在所様に掛御目御宿は妙見寺也法華宗の本寺同九日は祇園金藏坊出立て近江の勢田橋まで五里草津まで七里彼所に一宿するうのゝ次郎兵衛尉草津より石邊まで三里也近江の大津にて

大津よりむかひを見れば唐崎の松は霞みて獨り立ちけり

於近江くさ津水海のほとりにて

にほの海のほとりを行はくるゝ日に山田矢橋の船よいふこへ

於勢田橋

世の中を渡るこゝろは近江なるせたの橋さへかぎりもぞある

從石邊水口へ三里とち宿は塘式部少輔氏政といふ水口より土山へ三里彼所にて口事有土山より猪の鼻へ一里猪鼻三郎太夫に一宿彼所より鈴鹿を越伊勢の國也彼所にて

吉あしもみな振りすて、鈴鹿川八十瀬の浪の清きながれに

猪鼻より棕原まで四里棕原より姉津まで四里七月十一日に姉津に着十二日彼津を立少預まで四里大水屋在宿たまる迄四里同大水屋二所に有たまるより山田へ一里七月十二日酉時に西河原足代民部丞所へ着於彼亭七月十二日

いくかりね今宵が萩の花の宿

同十三日巳刻に參宮して天岩戸を拜す西川原へ下向す即神樂あり大神樂と云悉八人太夫十三人合して二十一人同十四日に橋村へ一禮して則ち歸る其夜西川原にて離有頭同を一番はやす十五日卯時西川原を立諸願成就皆同満足伊勢の山田よりあふかへ四里柘榴屋立ち宿みかきへ五里也早屋に二宿前の國司小石といふ所に御座すなりたけをば飽給ふと云當時の國司ちやせん殿城は田丸に有みかきに三日滯留する七月十六日七日大雨夜晝三日なり彼宿を立やがてひつ坂を越てたけへ二里斗也たけよりかい坂をこゆる頓て又三本松といふ所有大和と伊勢の境也又菅野といふ所へ六里於彼所

降雨に笠さへなくて菅野原誰いつはりを今にいふらん

從菅野田口へ四里宿は筒屋なり十八日田口を立て初瀬迄四里半また初瀬越といふ坂あり於初瀬堂七月十八日に

いのれたゞ誓もふかき初瀬山をのわの鐘もよ所に聞へて

はつ瀬より奈良へ未の刻に着其路七里ほどてれば三輪明神也折節村雨ふる里をとへば三輪のさきと云

千早ふる立寄方もいにしへを思へば我もなき三輪のさき

十八日に奈良へ着也十九日春日へ社參申神樂あり亂調子踏同八幡へ參青葉の柑子八幡の御前に有東大寺へ參放火して其跡斗也興福寺見物して猿澤池をみる人丸の歌に

われも子日をおもひ出す采女絹かけたる柳今に有

三日奈良に逗留する宿はわくたや也七月二十日奈良を立て京の八幡迄七里八幡より天神馬場へ三里也彼所より大田中所まで一里半一宿する同廿一日に太田を

立て名間瀬迄六里彼所より湯山へ三里也酉刻に着湯治をする宿は若狭屋於湯山

山生樂秋も甲斐ある出湯かな

また世の中を狂歌に

世の中は只米錢のあつかひに打かたふける言の葉もなし

又々

上は見事下は心のきたなさよ只旅こふのいるに付つゝ

七月廿一日より湯山に逗留する廿五日にしかたまで立なり十二里宿は尾頭宗兵衛尉廿六日にあかまで立宿又鼓屋所也其日彼津を乗船して室へ亥の刻に着其夜彼所に逗留して廿七日に出船する朝まで三十里八月一日着井崎より川内逗留彼後金山孫三郎來る甘崎に一夜逗留する朝にて

ゆかみぬるにかひに居れば下よりも焼ふはつらし狸にかなる

八月五日に甘崎を出船して堀江に下同六日に彼所を出船する亥刻斗に山崎の濱にかゝる颯風吹又其夜與居島へ吹もとさる酉の時分出船してあら逐手に只二刻

ばかりにいつゝのはまに着きて松葉黒瀬まで夜半程に參着する同八月九日丸串に歸着するもの也洛中記笑事取交候也

よしあしをかき集めぬる水くきを見る人からに心そへてよ。

宣久短命にして天正八年五月十八日卒去したり、

辭世の歌に、

朝な夕な何に心をつくしてやいたづら事にけふが社なれ、

世の中はみな偽りの其の内に此の一言のまことなりけり、

來村來應寺に葬り法名後西園寺殿永桃道宗大居士と諡る。

年代不詳追悼の詩に、

後西園寺殿羽林郎將永桃道宗大居士天正八庚辰夏仲俄觸于微患於于斯者亦失

其術篇亦拱手吁々不幸短命而化去今也迷歌鞠之道群臣倒武畧之巷椰揄同庭前

夏菊廢其英池邊杜若失其色者乎慈斤昭鑒 祖 雲

臨時殺活有楯前 萬事人間近悼權 月亦共光花莫色 哀煙悲霧鎖青天

父三回忌

威 光

預献香花枯宇前 忌辰過去已三年 尊異至德以何比 舜紫堯紅周武天

欽後西園寺殿羽林郎將及于天之過去迄能鑑國家威風振代仁德施秦奔葉于萬春

子孫榮于世至于今一内領袖九族人々無不咲嗟矣予亦有詩有喝見之而奉和尊韻

云余異昭 洞 雲

杜葉紅花暮月前 數枝開處大祥年 臨行一句不異暗 喝下挽回春日天 芦 白

又 杏園佳色顯簪前 微笑紅迴在此年 這個元來真面目 雪山悟道落星天

福ノ森城 同 村

寄松に在り、丸串の屬城なり。

赤鳥帽子城 同 村

寄松に在り、内大臣藤原直通は南北朝の亂れに罪を蒙り都を退き山城長岡の南四町の所に城を築て居ること久しく永祿九年夏直通の後紀伊守友岡慶則伊豫に



下り宇和郡に入り地を須めて寄松に赤鳥帽子城を築く、舊臣參集し盛に武を練る里人大に畏敬したるが天正八年辰十二月廿三日長曾我部元親の軍兵來り攻む時に慶則痢疾に胃されて起つ能はず自刎して死し行年四十六歳城遂に陥つ、長松寺の僧真如大に悼み厚く葬り勇儀院殿慶則朝臣大居士と諡したり其の妾貞女時に十六歳薙髮して菩提を弔ひ正保二年十月廿五日八十一歳の高齡を保つて死し法名を月住照圓大禪定と諡る、後人慶則を祭り友岡靈神と稱し、今來村保田に在り。

龜淵城

同

村

宮ノ下に在り、西園寺公廣の旗本藥師寺傳左衛門尉親頼の古墟にして劍城麻小箭城等の支城を有す。

藥師寺を祭る親頼神社は宮ノ下劍城址に在りしが今は尾串杜神社に合祀す。

安信城

同

村

保田に在り、長松城と共に支城に屬す。

甲斐ノ森城

同

村

祝森に在り、津島殿越智氏の最初の居城なり要害にして龜城、龍ノ尾城の支城を有す、祝森は津島、板島半分宛の知行に屬したり。

板島城

八

幡

村

下村に在り、一に龜次城と稱ふ、西園寺の旗本板島志摩守の古墟にて山麓の館址を庄屋々敷と云ふ。

城麓に犬の馬場といふ所あり是は正月射初めの時城中より犬を射るを吉例とせし由宇和舊記に見たり。

鎌江城

同

村

藤江に在り、一に奥ノ城と稱し鎌居たま鎌屋とも云ふ西園寺の旗本鎌井彌藤次郎重利の古墟歟。

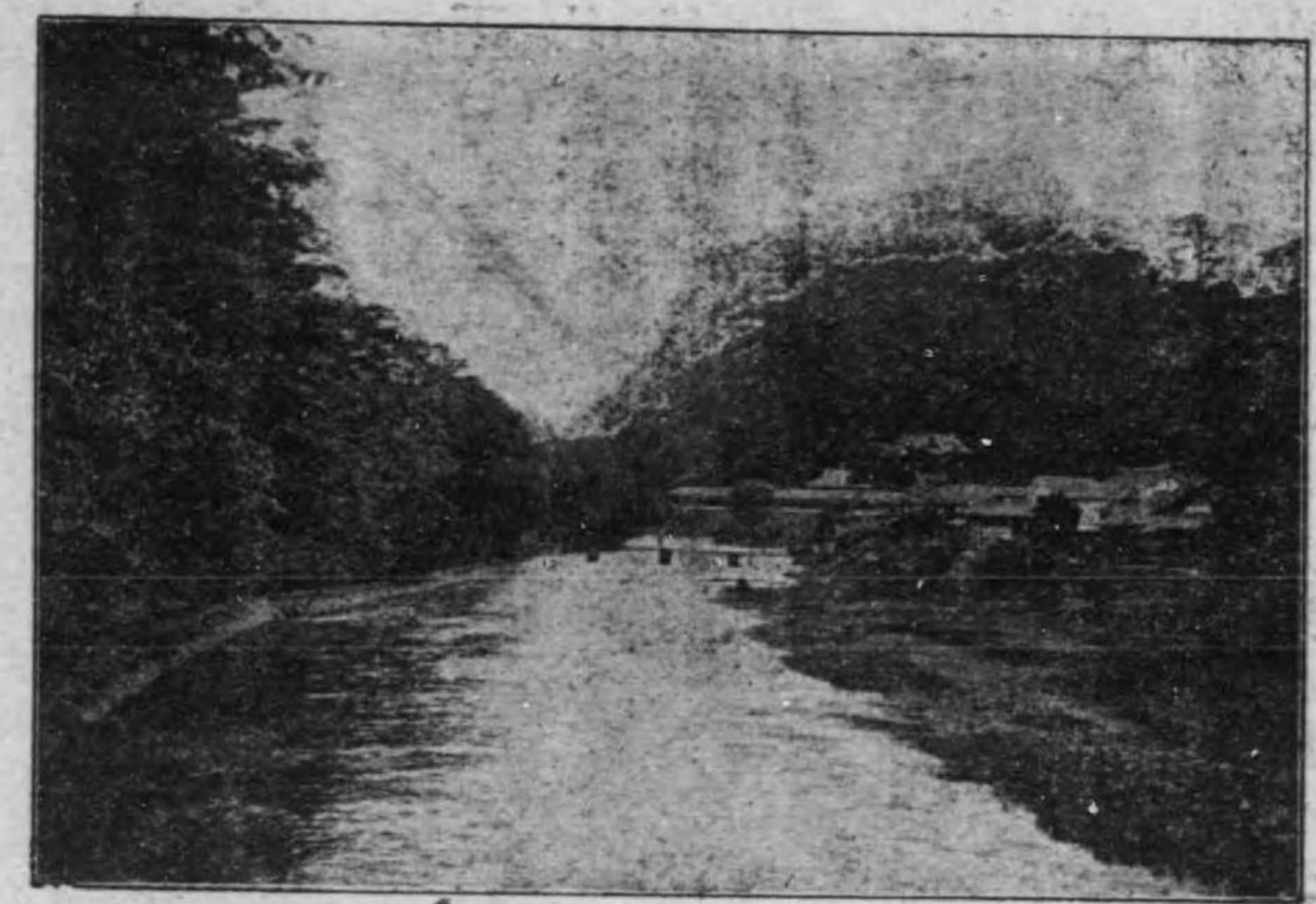
鎧

城

同

村

中間に在り、一に入道ヶ城と云ふ此の他草野々城、高麗城址あり城將詳ならず。



江城址遠望

夏秋城 高光村  
高串に在り、糠ヶ森、烏ヶ泊城と共に家藤氏の  
屬城なり。

中次城 同村

高串に在り、薬師寺伊賀守、赤松肥前守等の古  
墟なり。

柳田城 同村

高串大神谷に在り、柳田彈正の古城とす。

程岡城 同村

高串に在り、程岡五郎丸の古城なり口碑によ  
れば柳田彈正と合戦の時兩軍の矢類に中間の  
川淵に落ちたり今矢淵と云ふ、  
大神谷奥道の森山城は程岡の居城址なり。

金山城

成妙村

戸雁に在り、今城肥前守能親(一に能信)の古城にて成妙郷の内に於て高四千七百  
六十一石八斗九升九合を知行し有間殿と稱して西園寺の旗本に屬し戦功多し有  
間は舊領の稱なり能親は土居の族得能氏にて得能彈正忠能宗七代の後にして右  
馬介能久の子なり嫡男を兵庫頭能興と云ふ、河野分限録に、

今城左衛門能元 有馬城主 手勢甘騎 家臣 光任備後守義貞

能信文武に通じ殊に和歌に妙を得天文年間千句の連歌を綴り京の周桂に送る周  
桂見て感服珍重せしがゆくりなくも後奈良院の叡聞に達し乙夜の覽に供したる  
が院叡感ありて伊豫千句と仰せあり、能親奉答の爲め上洛したるが時人肥前守  
と云はずして伊豫の千句と稱したりといふ周桂等のすゝめにて太神宮法樂の爲  
とて又千句を催したり、

卷頭は近衛關白の發句に始る、  
屋どりとへ都に旅寢ほととぎす

梅

月のみそらの夏ふかきかげ  
あさみどり日もゆふたちの雲はれて  
以下長ければ暑きつ、其の末に關白の發句に、  
風を手に心としむる扇かな  
能親  
宗  
牧

この能親の句は當時の評判なりしといふ、其の奥書に

與州宇和郡今城肥前守能親於太神宮法樂千句於草庵興行卷頭之御發句關白殿  
揚名御所軸亞相都護三條西殿申請者也

天文六年五月廿二日

周 桂判

元龜三年八月九日大森の土居勢は道後に加勢し中國勢を蹴散らして歸城の途齒  
長峠を山越する道すがら土居藏人は櫻井武藏に向つて乘馬眠り勝ちなれば落馬  
せむよりは目醒しに有馬殿方當とて京都鎌倉までも有名なる物語りせむとて説  
き出すは、

明應年間能親の祖能圓は道後へ加勢し敵は中國より來つて冠山に陣取る、河野

勢は湯月城を出で、之に當り接戦久し、能圓老年なれども時の軍師なれば宇和  
勢に大將として常に先陣を承はる、某日山越を左に木の山より古三津に出でた  
るを者共之を怪しみ此は冠山の道に非ず三津濱道なりと騒ぎ出すに能圓の云ひ  
けるは軍の先陣は此の有間が受持ちなり勝敗は大將の謀計にあり汝が輩は大將  
の下知に従はざるにより能と茲に來るなりと惠良より三津までは行程三里餘な  
り爾來有間殿方當三里下りと喧傳せられたり時に土居清宗十三歳なり父重宗病  
に臥して應援の勢に加はる能はず、能圓は清宗の伯父なれば土居勢も亦其の指  
揮に従ひ三里餘りを三津に下るるれより能圓靜かに北進して太山寺を越えて潮  
見の野に出づれば河野方戦敗れて十餘町を退く折りしも能圓は土居、中野、竹林  
院等三百餘騎を魚鱗に備わて敵を惠良に逐ひ上げたり、  
能圓云ひけるは古來名將の言に軍法の要は方角の利を得るにあり、此の合戦に  
河野勢の初に敗れしは方角の利を失ふに依る能圓之を知り三津へ迂廻して大敵  
を崩せし所以なりなど打ち語りて行く後より觀音守佐渡乗りかけて其の物語り

の末残り佐渡つゞき語るべしとて、

永祿の中頃六月の中旬より七月の下旬にかけて旱天つゞき小田の稻葉も枯れて百姓の苦しみ一方ならず七月の末に至つて雨少しく降る、兵庫頭能興の臣清家久左衛門は弓矢を捨て、休心と號せしが肥前守父子の前にて悦びの狂歌をよむ

よき折りに降つて湧きたる雨水に米は十分殿のごきげん、

と人々の前をも憚らず大聲に詠み出せば肥前守始め一同可笑くも無く頭を垂れて指弾きける、後領内の百姓ども此れを聞き折敷の割れたる板を削つて一首を書き記し金山城の追手に立てたり、

田も畑も焼れて後に降る雨は六日の菖蒲とのゝ方當、

休心は自負の念甚だ強く歌道は肥前守にも勝れたりとて遂には肥前守の詠草をも誹謗しては百首の句をものし人に隠して京の周桂が許に送れば、點は無くして懐紙の端に、

點までも及ばざりけり赤勲和歌道にはまけをこそさす、

とて返しければ休心悦で諸人に誇り示して休心が句には非言一句もなく周桂さへも點する能はずと人々の狂人視するを却つて矜りとして一代を終ると云ふ、

肥前守の伊豫千句に周桂が不審の句三つあり文を肥前守に送り以後京までのばされずとも土州幡多郡成樂寺の僧桂林に見せらるべしとのことに肥前守直ちに伊豫千句を復寫して桂林に送れば周桂が不審の點と異らず時人感心せりと云ふ爾來桂林との親交厚く、上の好む所下自ら習ひ近里の百姓共に至るまで競ふて此の道を學び都より點とれる者も尠からず。

吟者は知るを得ざるも今に残る名句は左のものどもあり、

春くれば水の種蒔あらかかな

四方に春立はたかれる日あしかかな

洛中の門や北野の一夜まつ

口あけて午の歳みる唇かな

谷に残る雪や日足のふみはづし

腕達を仕てや折らるゝ蕨かな  
度來ては手に止まりなげ時鳥  
月に星なほはれふての今宵かな  
月はひとつかげは三千世界なり  
行歳の矢先にいつく楯もなし  
此の外二三百句もありしと云ふ。

雨乞城

同村

澤近駿河守の古墟なり。

竹中城

同村

太宰數馬の古墟なり。

岩倉城

同村

曾根に在り、松浦將監の古墟にて天正年間落城後は御内村に住み其地を開き地主となるといふ。

船越山城

同村

大藤に在り、薬師寺新藏人の古墟なり。

黒井地城

同村

黒井地に在り、黒瀬の屬城にして大濟太郎右衛門城代たり。

正徳ヶ森城

同村

務田に在り、金山城屬岩の觀あり、此の他能壽寺に萩森、茶臼ヶ城、鳥屋ヶ森の三城址あり金山の屬城なり。

金山城

同村

成家に在り、黒瀬の屬城にして澤近彌左衛門尉城代たり、是房の澤近城址は其の出城なりといふ。

石城

立間村

吉田陣家の後山にして俗に御殿山と云ふ高三百九十六尺なり土居氏の要害城にして黒瀬の咽喉に位す(天卷参照)東北山續きに竹城址あり竹ヶ尾とは此の附近

ならむ。

犬尾城

立間尻村

鶴間に在り、高四百廿九尺あり初め土居氏の築く所にして後法華津氏に属す法華津殿の屬岩乾城とは此れ歟。

吉岡城

喜佐方村

河内に在り、法華津の重臣御手洗彌三郎道隆城代たり。

丸、森岡、松ヶ城、もろや城は何れも喜佐方に在り城將詳ならず。

白木城

同村

白木左近將監の古墟なり。

仙波城

同村

清家秋信の古墟なり。

大森城

三間村

宮之下に在り、土居の本城にして成妙郷の内にて高二千六百五十二石三斗一升

五合を知行し大森殿と云ふ、河野分限録に、

土居式部大輔清良 土居城主 手勢五十騎

源義經奥州落ちの時其臣鈴木三郎重家は家臣岩田五郎、岸八郎の兩人に嫡子千代松を託して伊豫に下し殘る二子は郷國の縁者に頼み置き紀州を立つて義經の跡を奥州に追ひ文治五年四月卅日高館に戦死したり。

岩田と岸の兩人は時に十三歳の千代松を護り蘆を商ふ船を便りて同年三月伊豫三津高濱に到着し道後に通じて河野通信、新居の紀四郎近清に託したり、通信近清は共に重家の従弟なり、通頼は千代松の凡類ならざるを寵愛し其の女を娶し家を繼がさむとしたるも通信には竹若松若の二子あり千代松は家の亂れむことを慮り二臣と共に太山寺に出家せむとし近清に依て通信を諫めしめぬ、近清痛く感じ往いて通信を説く通信大に驚き千代松及二臣の剃髮を制し竹若を以て河野を嗣がしめ千代松をして其の後見たらしめたるも千代松態と河野を名乗らず鈴木は鎌倉の穿鑿嚴なれば故國紀州牟婁郡の在所をとりて土居太郎清行と稱ふ

紀州に残りし二人の弟此の由を聞き藤字某に伴はれて伊豫に来る清行大に喜び通信と議り母方の姓を以て得能三郎能行と稱し三弟は松浦三郎有家と名乗る、是を伊豫にて紀清兩黨と云ふ。

其の後竊に故國熊野に參詣の砌り吹越、河添、玉木、田邊、水邊、霧原、木ノ本、竹原、竹ノ内の舊臣等多く隨從して伊豫に来る此の後の大内、堀江、觀音寺等の家臣は河野氏にして伊豫侍なり、清行の嫡子を重政と云ふ享祿元年七月十五日卒す繼いで、

重 眞 天文四年八月十日卒去、

清 眞 不明、

清 氏 天文十四年五月九日卒去、

重 氏 天文二十年六月廿一日卒去、

清 時 幼名彌二郎、備中守、天文廿二年三月五日卒去、

弟能宗 幼名彌三郎、得能彈正忠、

土居は熊野權現を尊崇し城中にも熊野三山を遷して代々信仰怠らず亦三人の修驗者の先達を置いて日夜祈禱絶わす此の配下の山伏ども遂に軍役に參與して戦功淺からず、故を以て鴉は熊野の神使なりとて之を尊重し清行より始めて旗の紋に楓をしるし指物は丁字に鴉二羽を現はす、鈴木重家最も紅葉を愛す、家紋は酢漿丁字なれども鎌倉を憚て遂に用ひず、清時は後延元の初北越に忠死す其子

重 時 弘治二年七月十日卒去、

重 明 弘治三年五月十七日卒去、

重 宗 永祿元年四月廿三日卒去、

大永の年間土居備中守重宗の時廻國の僧侶伊豫に来り土居得能のことを聞き、兩家は鈴木より出で紀清の黨なり鈴木は紀州藤代の主なればかゝる邊境に在住すべからずと盛に非難して去りしが其の年の暮つ方紀州藤代の領主鈴木孫市重量より初めて書翰を通じ來り鈴木は其の先野海左大臣重尊の苗裔として代々紀州に住す、某苟も其の流を汲んで猶當國に在住せり貴邊兩所今や土居と得能を

以て姓とし正しく鈴木の後裔と稱する事其故を知らず、若し紛るゝ所なくんば我等も亦正統なり共に雜るに足るべし云々と敦圀ける書狀なりき、思へば此の春廻國の僧の論じ去れるは竊に孫市の探りたるものならんと云ひ合へりと云ふ。重宗乃ち仔細を具して返翰し爾來文通ありしも鈴木は小身のことゝて遂には快く通せず重宗文の端に、

水上の濁らは末の川鈴木清き流れにいかで住むべき、

と書き送りて以來は絶わて音信なしと云ふ、重宗の子は伊豆守清宗なり、備中守清時の指物の紋の鴉は不吉なりとて是を隠し地絹の色に推付けたるを改めて再び鴉を顯したり。

清 弘 民部少輔入道似水、

清 貞 備中守(清良養父)、

清 晴 志摩守(清良實父)、

清良嫡子重清は小早川隆景に養れ(天卷參照)天正十五年九月廿一日亂心して自

殺し妾腹の子良伯は大森下城後浪人して土居に住居し承應二年二月十三日卒す

宗兵衛 良元 慶安二年七月卒去、

宗右衛門 良總 萬治三年三月卒去、

與兵衛 國良 代官職に補し土居中村に館す延寶七年七月卒去、

甚兵衛 良直 延寶四年十月卒去、

良高 享保六年二月卒去、

左左衛門 光良 寛延三年九月卒去、

惣右衛門 直良 寛政三年十一月卒去、

與兵衛後庄助 森良 文政元年八月卒去、

惣兵衛 良捷 文政元年三月目黒村庄屋 督仰付けられ弘化二年六月卒去、

惣右衛門 忠良 南君浦清家氏の二男良捷の次女養子慶應三年正月卒去、

嫡子宗十郎嗣ぎ雅一郎代る明治十二年十月十三歳にて早世し次弟重太郎兄に代る嗣子なし現主龜榮入つて家を繼ぐ。(編纂上二百八十六頁と聊か重複す)



土居方人數

(清良記所載)

土居外記殿	真吉新左衛門殿	土居藏人
土居左兵衛	土居彌太郎	土居右京進
土居喜兵衛	土居民部	土居十右衛門
土居主水	土居主殿助	土居大炊之助
善家六郎兵衛	善家主馬助	川添喜左衛門
川添喜四郎	大内越後	觀音寺佐渡
伊藤肥前	鎌田次郎兵衛	中島大學
中島左衛門	内山右衛門丞	安岡五郎兵衛
竹内市右衛門	難波左京	水邊治部
田邊内膳	宇都宮八助	家藤五兵衛
玉木源藏	竹原丹後	山本豊後
今城信濃	今城喜左衛門	赤口次郎左衛門

白木兵部	白木甚左衛門	藤宇酒造之助
吹越市左衛門	萩森權左衛門	喜木九助
喜木十助	中山三郎左衛門	岡仁右衛門
渡合喜助	芝崎左右衛門	芝崎次郎八
前野萬右衛門	五目才助	横松角右衛門
横田十藏	金澤九右衛門	椿原市右衛門
松本和右衛門	松本利助	竹村與三右衛門
松浦八郎兵衛	松浦九郎兵衛	松浦十郎兵衛
善家藏之進	山口熊助	以上六十三騎
從是引渡し衆也		
別田太郎左衛門	山口八郎太郎	荒木源兵衛
荒木源内	荒木源左衛門	櫻井五左衛門
木口五郎兵衛	木口三郎	赤井德右衛門

赤井 播摩  
 大内 隆庵  
 佐々木 九鐵  
 安藤 藤藏  
 三浦 雲龍  
 土居次郎 左衛門  
 淺井市 兵衛  
 虎林 真八  
 三作 有馬之助

以上七十二騎次第不同此外旗本衆

土居 右衛門  
 善家 八十郎  
 平井 新十郎  
 德能 金關  
 川村 金藏  
 矢野 久藏  
 大久保 勘解由

土居 江雪  
 筒井 竹八  
 三浦 四郎兵衛  
 德能 七郎兵衛  
 淺井 忠兵衛  
 向山 德右衛門  
 三作 佐渡

以上廿二騎此内六人の法師武者は軍の差引も致す衆也其外うここの様

子見合差合へらるゝ衆右の外御使番衆

土居 彌次郎  
 土居 三吉  
 土居 小次郎  
 玉木 勘助  
 土居 三藏  
 佐々木 藏之助

水邊 九藏  
 山本作 十郎  
 赤口 忠左衛門  
 白木 甚五郎  
 山本 伊賀  
 安喜次郎 兵衛

以上十二人此外近習衆に三十六人以上四十八人の使番餘所には不聞事なるが宗雲より代々と使番多し手の侍半は使番にしたきものと清良も御仰たり右の外神主河野雅樂之助通真より御出陣の時は十五騎何時も召連御供申候面々は

河野修理太夫通兼  
 河野 大膳  
 黒沼左馬太夫  
 矢部 但馬  
 水谷 信濃  
 原 角仙

河野山城守通影  
 右四人は弟甥共也  
 真吉 久太夫  
 阿部 權太夫  
 矢野 萬九郎  
 山本 萬助

河野肥後守  
 白毫寺同宿明來  
 白木 右一兵衛  
 河野 市十郎

以上十五人此外民部太夫東林坊上圓环言者共達者にして武士を欺く者共多

し其上富貴にして諸浪人二十人つゝかくまいゐれば一入錢の義は見事に  
て押懸る所をば崩しけるなり  
右之外近習之内覺之衆

松浦左太郎	松浦瓢箪之助	松浦九郎三郎
土居喜三郎	善家半五郎	伊藤十藏
山本虎之助	山本彌藏	木作勘助
玉木八郎	秋山將監	秋山次郎八
野根藤藏	伊藤甚兵衛	田邊畔之助
堀口辻之助	小林七之助	栗原伊賀右衛門
玉木鐵炮之助	矢野又次郎	向山九郎兵衛
真吉甚内	荒尾三十郎	牧野新藏
荒尾主膳	竹葉他人	武猪萬兵衛
武猪千兵衛	下村藤吉	山田猪之助

竹内助五郎 竹内助六郎 下村藤六

此等は歷々の末子或は足輕小人衆の中より名有衆撰出し候故一騎當千之  
兵なり

右の外走り衆之内覺之衆

中村九兵衛	村山九郎右衛門	片山吉兵衛
志村十兵衛	野山新八	田上小吉
以上六人足輕衆小人衆之中にて覺之衆		
萩森小三郎	同小四郎	同小五郎

右の人は兄弟萩森次郎左衛門と言者の子也しが手柄は足輕にてしたるぞ  
能き迎態と足輕に成り走り衆近習衆にも疾く成るべき身なれ共足輕なり  
直に馬に乗りては迎ならず後三人共萩森を名乗り名は本の名にて土居若  
殿重清の衆にて覺の者なり此外足輕衆の内に筒様の衆多し  
扱小人十人あれば足輕も十人づゝにて鎗脇をいさせられる故足輕も小人

も同和にて何時も御前に出る時は差別なし土居家の作法也

法師武者組

法師武者は此外有れ共御出陣の時召持又與力の有るを以て山伏組を如斯云ふ

木本 圓長 但手前の侍二騎扶持す

木本 吉六 木本六郎右衛門 以上三人にては手前分也

東の衆

荒尾大行院 中野 一天 筒井 來慶

燒尾水金性院 岡部 金光院

以上五人は侍並に知行を取り騎馬にて出る此外山伏の内にて稼ぐ者ども

長 林坊 常彌坊 圓慶

圓 藏坊 金慶 西林坊

蓮 花院 實相坊 遊圓坊

利 生院 茶筵坊 亂慶

以上十二人此等は勝たる者共にて近習衆並の御扶持なり是を二十五人衆と云ふ足輕衆並の御恩にて右は山伏衆弟子或は兄弟並同行共を合し筒根すして御出陣の時は皆出兵す尤十二人衆は下人一人づゝ引率し主従合せて廿四人なり

五人衆は四五人程宛も時宜に寄り引率す是又主従三十人斗に手勢二十六人斗御出陣の時は百名斗り出兵なす御城廻りには百二十名斗りも圓長に付添出動する也土居家にては熊野を御信仰被成の故右十二名の内より交代に年行司出詣す熊野三山に通ひ居る也惣て圓長は御祈禱山伏の苗裔なり然れ共大力にて武士に採用せられ度々戦功を現すなり

名主迎里持の分附百姓足輕小人の引渡衆の事 但し小人足輕も皆五人組

佐々木丹後 宮の下内 田中七右衛門

地黒村 山口孫右衛門 無田村 下山九右衛門

中村	岡鬼之助	石原	下山關右衛門
迫目	向林新助	柿原村	柿原土佐
是延	是信六郎右衛門	末森	安岡左馬之進
宮下	善家次郎助	戸雁	中島喜助
光滿	山賀久兵衛	以上十三人	
末森	荒井源内	黒井地	山口八郎太郎
	荒井源兵衛	戸雁	別田太郎左衛門
中村	櫻井五左衛門	石原	木口五郎兵衛
迫目	木口三郎	光滿	赤井徳右衛門
迫目	赤井播磨	以上九人	

是は邑々に二人一人づゝ差置き弓矢の時百姓足輕を名主同心にて引率夫々の組へ相渡す  
 前の十三人は名主連百姓の頭也侍分の知行被下騎馬にて出頭す是は一村

の頭分なり明地加増の分には又格別に有り從天正十九年岡本の城土居へ參て後は侍十二人被抱て足輕二十人小人廿人岡本に不斷有るなり右名主歴々の者なれば自然一揆起し亦諸事法度背へし時の爲に後の十人の侍は村々に一人づゝ有りて横目の如くなり此外心はせも有る場數も多有しには別而御加恩ありて近習衆に加り御供申す又使番に付てなり士には惣て侍下に迄も五人組に定られ五人組に頭一人づゝ有りて其二組十人合する時は二人の頭あり其外二人の頭の時は一人を頭にして今一人は其次四組五組六七八九十組合するも大頭一人なり夫一人に下知をさする軍法也何れの組へ加りて又何れへ分ると雖も唯一口の下知にてさらゝと分り加はり十組廿組卅組及百組おし合引かはりとも一人呼出し申如くにて少しも手間取れ申さず假令ば百姓一つに成ることも足輕五百人有り此内より五人抜取時は唯五人組の差物を指上る其指物を振る方へ其差物の主罷出十人抜の時も其如く是に口傳有りて相圖の指物と言ふ事祖父宗雲公なさ

れし始め夫より次第々に工夫を加へて何の造作なく五人も一人も十人も一人も五十人も唯一人の懸引する如くなり侍分は彌不斷の事なれば何れの陣所にていか程の大人數にても唯一人の如くなり。

屬城に土居中の新城、追目に上、中、下の三城址あり、小澤川に城の森城あり清良妾腹の子彌三郎良伯浪人して三間土居に住し承應二年二月十三日死去孫宗兵衛良元慶安二年七月十六日死四代宗右衛門良總萬治三年三月四日死五代與兵衛國良代官を勤め延寶七年七月九日逝去甚兵衛良直延寶四年十月十日死良高通稱不明享保六年二月十四日死左衛門光良寛延三年九月廿八日死惣右衛門直良寛政三年十一月十二日死與左衛門森良後庄助と改め文政元年八月十九日死惣兵衛良捷文政元年三月十五日目黒庄屋家督相續女子二人姉は目黒の方へ嫁ぐ弘化二年六月二日死南君清家の二男惣右衛門忠良惣兵衛の養子となり其妹娘を娶り慶應三年正月九日死子宗十郎孫雅一郎は明治十二年十月七日十三歳にして死し弟重太郎繼ぐ當主龜榮は東宇和郡土居の産代々庄官を勤む

衣笠城

好藤村

澤松に在り、中野殿と稱して河野彌太郎通行のち河野新藏人通賢の古城とす衣笠一に高森と云ふ百姓分郷吉藤郷の内にて五千參百八十二石餘を知行す、

河野分限録に、

河野新藏人通賢 中野領主 岡本高森二ヶ所 嫡子彌次郎通氏 二男彌三郎通純

御旗本 宇都宮勝右衛門尉 井關亦右衛門尉

一書に中野豊前守通正其子彌八郎通宗次男彌七郎通氏とあり。

豫陽盛衰記に、

長曾我部元親は度々合戦成糜碎れども宇和郡にては味方多討せけり此所は山谷道險假令ば蜀摩天嶺の如可如何と案る處に自高森城家中の者手引せんと内通しければ土佐方大に悦て潜に打立けり此事誰云ともなく有沙汰ければ深田の城主、土居城、金山城、岡本城、高森城主面々家中穿鑿する程に高森に逆心の者六人出來也則討取けり土佐方には不知也高森より二十町此方善家と云ふ所に

人数押上約束の人を待ち居たり城主是を見て裏の岸に萱を積火を付て家を如  
焼立見せければ寄手逆臣の者の相圖と心得へ敵の持たる深田の城を後に成雲  
に聳へたる高森の城へよぢ登り塀の際近く成る時城中より首六級を塀の外へ  
投出て之等を頼來るにやと堂と笑ひけり寄手遠ふためき假り計なり引かんと  
すれば敵城道に有其道狭く一夫荷戦萬夫も無進岩なれば如何すべきと躊躇す  
鶏初めて鳴て食し打立翌未の刻まで水をだに不飲入檻獸此網禽の類也近邊の  
敵城より出なば一人も残るまじけれども各謀叛人有やと願心遣して兵を不出  
守居けり土佐方已に引退かんとす一番は桑名彌次兵衛組三千二番は光富權之  
助八百三番は宿毛右衛門大輔組五百後殿は十市備後守と定めて引城中見之金  
山土居岡本深田高森都て四千餘騎追掛る十市備後一戦しけるが不叶して敗北  
す三番宿毛留て戦けれども稠奮討ければ是亦敗潰してけり三間郷へ出で土佐  
方踏止て合戦不叶して引退けり宇和方へ討取首數百なり城方には深田太兵衛  
討たれたり云々。(南海治亂記、土佐軍記に委し)

宇和舊記に、

城山峯より少し下りて大石あり是を則衣笠と云て古は諸人此の石の邊に立寄  
れば死難病苦を受依て彼石に恐れし也。

岡本城同村

古藤田に在り、要害にして初めは中野の杖城にて西藤右衛門に屬す、後土居に賜  
り眞吉新左衛門尉城代たり。

殘太平記に、

土居源三郎清良が籠りたる岡本城を圍む此城大山四方へ圍らし險山にして路  
狭く寄手攻登るべき便もなし云々。

二名村の松本氏舊記に、

天正七己卯年夏土州長曾我部元親家臣久武内藏之助佐竹太郎兵衛山内外記三  
人之大將七千餘騎二手推寄先陣竹之内虎之助同人掣竹之内彌藤治内通の案内  
にて岡本城へ忍入本丸を乗取候處河野通賢從高森馳來防戦土居式部太夫清良

者依爲近所早速加勢以調略土佐衆敗軍深田表にて三人の大將討捕其外數千餘騎討死す云々。

土佐軍記に、

久武内藏助組與力此外に幡多郡の侍衆を加へ七千餘騎にて豫州へ出陣也宇和郡三間郷に陣を取て軍評定する宇和郡土居金山岡本深田高森此五箇所は敵の城一里或は一里半又は半道の隔あり此城々攻取べしと先づ岡本城へ忍入討つ可しと竹内虎之助と云功の者と談合す虎之助申すは岡本城へは三日路つゞきたる大山有り此谷峰を通る間炊煙の見ぬ様に食を腰に付べしとて四十人の侍四十人の中間を撰び都合八十人にて本丸へ乗込火を付くべし其煙を見て總勢駈付乗取玉へ此城取らば殘る城々大略降參有るべし云々。

南海治亂記に、

天正八年月日宇和郡三間郷に土居金山岡本の城を忍びて以て取べき才覺して功者の士二十人下僕二十人仕立て脇道を経て三日路つゞきたる大山を越ゆる

に其内に煙を立ましき爲めに五日の糧食を一度に炊き下人に持せて岡本の城に忍寄る城中の者聞き付けて出合と云へども本丸を乗取二ノ丸を暫く持こたへて鐵砲を打合はす久武其音を聞て兼て期したることなれば路の程半里程の所を懸付くるに深田高森兩城の間を一騎打に通りに行く處に敵方岡本の城は土居義清が枝城なれば岡本の城の相圖の火を見て義清速に馳て中途に至り鐵砲を伏せて侍處に土佐方には是れを知らずして岡本の城より十町ばかり手前にて馬を乗捨て息をも繼がず攻上る義清よき矢ごろに起ちて久武内藏之助佐竹太郎兵衛山内外記三人の兵將を打落す其外諸士下々まで若干討して敗北す岡本の城を取たる竹内も城を明捨て引取云々。

一 森 城 同 村

深田に在り、宇和舊記には是延村へ山七八分掛る二三分は吉浪へも掛るとあり城主竹林院氏の祖先は西園寺實氏なり公相實兼を経て左大臣公衛竹林院と稱し其後永徳元年來つて深田の地頭となり、吉藤郷の内にて二千百十六石六斗を知



行し深田殿と云ふ、  
宇和舊記に、

此城郭は永徳元年の頃京より竹林院右衛門佐公明下來代々之地頭にて右衛門  
佐實親迄相續之居城然に天正十六年よりかみけに成落去す。

其の後真清弟公明嫡子公義に及ぶ。河野分限録に、

竹林院右衛門佐實親 深田城主 手勢十騎

南路志に、

長曾我部元親は家臣久武内藏助を殊更に召され此度豫州一國の軍代として發  
向致され不日に退治あるべしと仰せければ伊豫宇和郡三間郷に陣を取り爰に  
軍評定する宇和郡の内土居金山岡本深田高森五ヶ所敵の城一里一里半二里半  
道隔りたり先此城々を責め取るべしとなり久武武運の末にや深入りして討れ  
了りぬ天正八年八月末つ方元親は美間表へ押寄り深田の城を取詰攻る所に高  
森の城より敵廿斗り取出合戦あり深田の城主十日斗有て降參を乞ふ高森城主

中野は深田城主縁者たるに依て又降參しやがて一同歸服す云々。

豫陽盛衰記に、

元親大に驚き自身出向て多田攝津守を始め三ヶ所降參す去らば深田の城を攻  
よとて寄を付大廻二里の間柵を振營壕塹所々構井樓返く振廻しければ面縛し  
て謝罪したり免之本領安堵させたり云々。

内深田の中城址は其の出城なり。

西の峰城

同 村

吉浪に在り、深田の屬城なり。

澤近城

同 村

是延に在り、澤近駿河守の古墟なり。

阿古目山城

二 名 村

黒川に在り、大成郡録には告森村とあり。

告森城

同 村

中間に在り、中野の屬城なり。

浪岡城

同

村

古藤田に在り、口牌に依れば兵頭波岡の古城なりといふ。

井關城

同

村

兼近に在り、高森の屬城にして井關亦右衛門尉盛景、中務盛房の古城なり。

金銅城

同

村

金銅に在り、城將詳ならず城麓に金銅屋敷と云ふ所あり城主の館址か。

石崎城

旭

村

芝に在り、宇和舊記、大成郡録には次郎丸村に在りと云ふ、此の外芝に陣ヶ森奈良に川後瀧、近永に赤島城址などあり。

坪之内館

同

村

中野中に在り、宇和舊記に、清良記には奈良坪内攝津守清俊其子權之進清近といふ人ありといへども奈良の内に坪内といふ所なし、からは次郎丸の中川の坪

内なるべし。

高越の城

同

村

奈良に在り、坪内攝津守の屬城なり。

京の森城

泉

村

與野々に在り、芝の屬砦なり。

川後森城

明

治村

松丸に在り、渡邊氏の本城にて成妙黒土郷の内にて一萬六千五百石を知行し川原淵殿と稱す渡邊越後守嗣子あし依て一條尊家の弟東小路法行の子教忠を養ふ清良記に、

河原淵領主は土佐一條殿房家三男東小路法行の子を河後森教忠養子として日向守法忠と云ふ此教忠は庄林肥後守時忠四代の末孫なり法忠養子に深田竹林院寺公義嫡子實近云々。

河野分限録に、

河原淵式部少輔教忠 河原淵領主 手勢四十騎

御旗本

津野新助 奥岩石見守 中屋敷 主殿助 五郎丸 長門守

雨出右衛門佐 烏井織部正 兵頭右衛門進 中曾根源次郎

尾頭刑部大輔 重實藏人助 藤藏人 右衛門 古井内匠允

重實左兵衛尉 山岐 監物 岩隈備後守 大 貳

以上十六騎合五十六騎

河原淵持

松丸三河守重宗 竹ヶ森城代 薄木城主 手勢十三騎

河原淵旗下組家

小松忠兵衛尉 大 貳 以上二騎 合十五騎

竹森在番寄騎衆

重實兵部丞 大宿權之進 高田左衛門尉 五郎丸右衛門尉

河原淵持

芝 常陸介 多武森城代 手勢十騎 芝 藏人

寄騎衆

小松新次郎 勝山一覺 芝 源三郎 新 十郎

敷地越中守 神野三郎次郎 四騎不詳 以上十一騎

合廿一騎

河原淵持

西川美作守政輔 烏屋ヶ森城代 手勢八騎 嫡子 四郎右衛門尉瑞胤

河原淵持

大宿日向守諸正 龜城々代 手勢二騎

大宿宮内少輔弘正

寄騎衆

渡邊監物 大宿主馬介 以上二騎 合四騎

河原淵持

中尾坂采女正吉貞 中尾坂城主 手勢三騎 以上

式部少輔侍帳

十兵衛殿 津野殿 新助殿 與石見守

五郎丸長門守 坪の内兩出左衛門佐 兵頭左衛門進 中曾根源四郎

中屋敷主殿助 烏井織部正

薄木

松丸三河守 小松右衛門 大 大宿權之進

高田左衛門尉 五郎丸左衛門尉 中屋敷左京進 中屋敷甚助

小川新兵衛

竹ノ森

芝左京進 大宿右衛門進 津野伊賀助 大宿新藏人

則左近 大畠掃部

貞延多武森 芝藏人 新十郎 小松新次郎

芝常陸介 芝源三郎 鋪地越中守 神野三郎次郎

大森衆

勝山一覺 尾頭刑部太夫 重實藏人助 藤藏人

中島左衛門太夫 重實左兵衛 山岐監物 岩根備後守

古井藏尉 右近 右兵衛 宗兵衛

兵庫頭 與三兵衛 彌七左衛門 十郎左衛門

市三兵衛 彌六右衛門 源兵衛 市之進 左衛門

彌六右衛門 源兵衛 市之進 左衛門

九兵衛門尉 鈴介 嵐介 吉右衛門

喜兵衛市之尉 彦左衛門 小次郎  
十郎 源次郎 又五郎 滿阿彌

南路志に、

西伊豫宇和郡は國侍郷士の知行何れも山分なれば城もかゝり口手明の山を拵へ里々も切所のみなり扱知行侍の人々には西園寺宇都宮御庄川原淵北の川此五人は往古より大身なり此侍は下々までも鹿鳥を打事は所作にて鐵砲上手なり土佐より働時物頭大將毎度鐵砲にて討れけり此故敵勝に乗る四圖大形御手に入るも此所は降參せず手明の山城なれば手柄責にても不成所也然るに河原淵殿領分河後の森へ働き川原淵一類土佐へ降參有に付て此領分の數城五ヶ所河籠森大森田の川竹の森薄木御手に入る云々。(前承)

南海治亂記に、

天正五年土州幡多の兵將吉良左京進久竹内藏助を帥として八千餘人宇和郡の内河原淵が領分へ取かけ河籠森へ節々相働懸合の小戦あり其領を浸されて漸

々に弱り河原淵が同姓一學降を乞ふ其氏族人質を出し無事になる故に河原淵河籠森西之川竹之森薄木五ヶ所の城主土佐方になる云々。

戸田式部少輔宇和を領するや休右近城代たり、右近砲術に達し休流と稱したり當時の制札あり、

定 條 々

かわらふち郷

一天下御法度萬事可申付事

一さゝい目之儀候間はしりものあくたう人有之は付届次第改返し可申候自然

他所他郷々御法度旨被相背候共此方之ものは御法度之旨可相守事

一當町中諸公事免許之事但公儀俄之用所有之は在所之者有次第可罷出事

慶長十年霜月十日

佐 渡 守 判

河後森城天守閣は慶長九年藤堂和泉守高虎宇和島に引き丸串城の月見櫓となす富田信濃守領の時には田島壹岐守城代たり伊達の封を襲ふや寛永の頃桑折中務城代として七千石を知行したり一書に河原淵城々主川添左門、石田武兵衛とあ

り。都の森城址は松丸にあり、山瀬、島之城、親行城址は共に富岡に在り、河後森の屬城にて榊城址は小倉に在り出城なり。

大森城

同村

延野々に在り、中村右衛門太夫の古墟なり。

高野森城

三島村

下大野に在り、元久年間には佐々木雅樂頭綱吉居り後芝一覺政景の屬城となる。

西野々城

愛治村

西野々に在り、城將詳ならず能登守と云ふ、天文九年に切腹し殉死する者十一人、武藏守、豊前守、治部丞、八郎次郎、金藏之允、大覺、甲斐之介、左馬允、右京、小四郎、六宗と云ふ姓傳らず、城麓に西野の城に吸む井あり蛙水中に多く其聲にて物音さへ辨せざりしが能登守絶命の時長一尺幅三寸の木札を井中に投じて以來蛙少しも鳴かずと云ふ。

鳥屋ヶ森城

同村

清水に在り、河後森に屬し西川豊後守の古墟にて後芝美作守政輔其子瑞胤居る。土佐軍記に、

伊豫の曾根手勢五百餘騎に先手せられ黒瀬城へ押寄せ城下の町を打破る折ふし日蝕にて方角見へず曾根衆深入して城より出て出で曾根勢討死多し土佐衆次第々に引取る之を見て城主西園寺千五百騎打て出て土佐勢ひけをとる伊豫侍西川豊後守四百餘騎殿りせらる敵稠敷押かけたり西川人數少々討死す此時黒幌かけたる武者馳來り下知して退くを大將と見て敵二人切てかゝり幌二刀切付る西川一人の敵を切倒し一人は組討して首を取り先に引たる桑名光富久武敵稠敷追付るを見て備を立て西川を待つ是を見て敵引とる西川取たる首を持って物頭衆へ向て敵を存分に引よせ討果さんと引出したるといへども幌を二太刀切られたるにより返す今五六町も敵を引よせよかしと思召すべし御心中御耻敷候へと申されたり是を聞きて諸人譽ると云々。(前承)  
上鍵山の萩之森城と川上の徳の森城は共に芝一覺の屬城なり。

龜ヶ森城

同村

大宿に在り、河後森の屬城にて大宿宮内少輔弘正の古墟なり其後渡邊將監舍弟左衛門尉居る。畔屋に惠美須泉ヶ森の兩城あり屬城なるべし。

天ヶ森城

岩松村

岩松に在り、越智氏の古墟にて初め來村郷祝の森甲斐之森に據り後高田釋迦ヶ森に移り天ヶ森に轉じ岩松岩藤清光來村四郷の内一萬石を知行し津島殿と云ふ越前守通教、安藝守通繁、彌三郎通顯居る、河野分限録に、

津島三郎通顯 津島城主 手勢四十五騎

寄騎衆 岩藤與左衛門尉繁昌 西新藏人入道曾根近江入道通之

高田善介通宗 以上四騎 合四十九騎

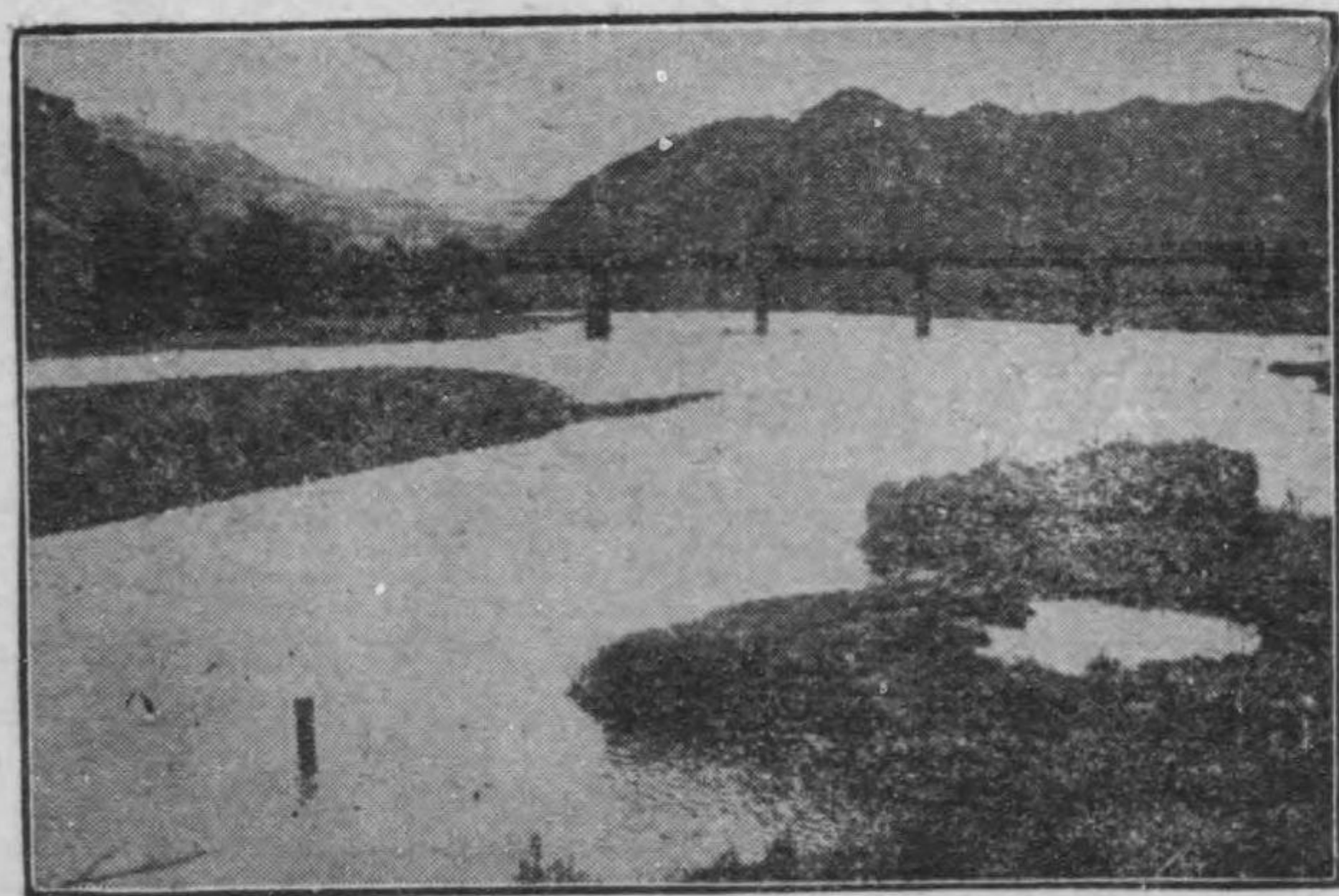
津島彌三郎は越前守と云ふ墓は高田新田南森に在り傳へ曰ふ天正十二年六月元親大軍を率ひて天ヶ森城を攻む石丸山口曾根岩藤西松浦國松山中の猛士よく防戦すると雖衆寡敵せず兵糧盡きて青麥早稻を刈て空腹を満たすされども支ふる

を得ず遂に落城し一族自刎すと一説はに城主等數騎北走して長濱に至り彼の地に逝く夫人等は西に逃れて嶽山に於て敵手に落ち最後を遂げしよし。

石丸城

高近村

高田に在り、津島殿の屬城にして石丸播摩守平勝繁の古墟とす勝繁天正十五年八月十三日逝去し嶺松院殿前播州郡司擔月了照大居士と諡しぬ、嫡子善助落城の後高田湯中に住み後岩松の庄屋となる其子伊兵衛と稱ふ嗣子無く横川村の庄屋彦三郎(中國大内義隆の玄孫といふ)の子を養ひ石丸伊左衛門と云ふ後横川の庄屋となる、嫡男右兵衛は豫土篠山境目争論の



石丸城址遠望

時從者六人を拉して江戸に上り裁決を幕府に仰ぎ三年を経て歸國し苗字帶刀を許され寛文三年更に岩松芳原新田の開築を許され槇川の庄屋は從弟長兵衛を以て嗣がしめたり。

松ヶ城 同 村

高田に在り、釋迦ヶ森の枝城にして西新藏人佐實光の古城とす。

原田城 同 村

高田に在り、田口彈正佐の古城なり、其の裔田口與五左衛門伊達氏に仕へ櫻田數馬の組下に屬したるが後大久保氏に仕へたりといふ。

金剛城 同 村

高田に在り、津島殿の諸士頭岩藤與右衛門城代たり、岩藤の郷名は之に依て起るといふ。

嘉權坊城 同 村

高田に在り、釋迦ヶ森の枝城にして高田太良四郎の古城なり。

高森城 同 村

近家に在り、享祿年間藥師寺但馬守橋高村居る其子伊勢守清元駿河守清久は毘沙丸と云ふ、屬岩藁江城は享祿年間但馬守橋高村居り後式部大輔孝義據る此の外西の丸、向城、飛鳥嶋、石門の屬城あり。

音無城 畑地 村

津島殿の屬城にして國松土佐守俊次居る其裔藤五郎上畑地の庄屋となり伊達領に至り下村に移住し後高田村の庄屋となり三寶寺殿の墳廟を守り石丸伊左衛門の次男藤兵衛を養ふ。

鶴之森城 同 村

上畑地に在り、曾根豊後守通武居る逝去後は夫人鶴女遺孤を育てよく城を守る豊後守は通顯の逝去後代つて津島を統治したりと見ゆ其後曾根神右衛門尉通元あり、此の外同村内に日歸城宮ノ森城の古城あり。

和泉ヶ城 清満村



岩淵に在り、津島殿の將會根近江入道通之の古墟なり。

岩淵に化生磐と云ふ所あり近江入道一と夜川狩の時磐の上に美しき女の居たるを曲者と取つて押へ殺さむとせし時女の云ふやう我は此の川の主にて胎内の子を生まむが爲め今宵此の岩上に居るなり命を助け給へおろし子にして與へむ家の系圖に載せ玉へと云へば通之之を許す、其後彼のおろし子を通之に與ふ或は通之早世したりとも云ふ。

山崎城

同

村

岩淵に在り、土州幡多郡賀久美の城主源通重は通顯の妹大方を娶る、長曾我部の爲に逐はれ來つて山崎城に終る法名を瑞光寺殿明岩禪燈大居士と諡せり墓は岩淵瑞光寺谷南の藪中に在り。

薬師丸城

同

村

増穂に在り、秀松石見守の古墟なり墳墓は祝森の屬城秀松城址に在り毎年七月祭祀を行ふ、御手洗城は山財に在り澤松城は御内に在り共に和泉ヶ城に屬す。

▲古蹟傳説▼

日振島と戸島

共に宇和の海中に在り、日振島は藤原純友を連想し、戸島は一條兼定を結ぶ。日振は蓋し火振りの轉字にて宇和海中の孤島とて古來風雨の夜は船舶の爲めに盛に炬燵を擧げたるものなり日振とは則ち此の義なるべし由來海上に活動したる海賊は陸上に顯著なる遺蹟を留めざるは當然にて純友の日振島に於ても殆存在するものなく僅に貧弱なる口碑に依つて連想するに止るのみ。

同島字明海浦の在家を圍繞する山の左方に突出したる頂上に俗稱城ヶ森とて面積百五六十坪の壘跡あり。

其の前面より右方は四尺あまり低く幅一間餘山脈の相連る一方に高凡そ二間長六七間の埒の築かれたるものゝ如く其の外側は堀切りの形跡を存す、其の山裾に楠木井戸と稱する徑五尺深二間餘りの古井在り、井底には梓を設け其の上部を石にて疊む今なほ飲料に供し些の減水を見すと云ふ、井底の梓に用たる木質

詳かならず古來未だ入れ替へたる事なしと云へば或は楠ならむかこて楠木井戸と云ふ。宇和舊記に、或説に欽明天皇の頃越智門命業を其子伍買香へ譲り終に此の島にて卒す又此島にて出生の子あり門命の業を相續して代々此島を領す其後領主代るも河野家ある内は領主へは付かず古來の掟により自由をなす宇都宮大洲を領し天正の頃まで有しゆへ此家紀清の内より押領しけるやらん訝かしまた門命の末孫やらん今は宇和島の法制に従ふといふ。純友の館址と云ふもの温泉郡古三津村大明神山に在り天慶三年六月純友筑前に敗れて逃げ歸り館岩を營で居る。先年古き石垣を發見したり附近に古松一株あり純友駒繫の松と云ひ傳へしが天保年間に枯死したり其北方の田間に純友駒立石あり又東仙寺山の西麓に鬼塚と呼ぶものもあり純友重臣の墓なりと云ふ。

戸島に於る一條氏に關する口碑は稍々明瞭にして同島龍集寺には一條宮の小祠もあり遺物をも藏し居たるが同寺炎上の際類焼し加之村役人山本某の保管に係る匡中の寶物も後難を恐れて海に投じたりと云ふ、兼定渡島上陸の所を都浦と

稱し附近の山を都山と呼び城の山と云ふもあり、都浦より稍々山腹に黄金畑と呼ぶ所あり兼定黄金の杯もて酒宴を開かれたる跡と云ふ、其より少し降りし邊りに女郎のウドと稱ふ所もあり其他口碑に存するもの亦尠からず。

宇和舊記に、能登浦湊、日振島に在り西山の間横二町半餘奥入六町深さ二十尋より三十尋

あり奥入六町の間何れも舟繫によし、

御五神島へ三里、横島へ一里沖の島へも同じ、宇和島へ九里二十八町、日振の内明海より宇和島へ八里、豊後佐賀關へ十八里、同佐伯へ十八里、同臼杵へ十八里。

### 衛門墓

### 八幡村

衛門墓は下村天満山の北麓臥雲谷にあり、臥雲寺の遺蹟にて臥雲谷は和鬼谷の轉訛なりと、杉樹繁茂せる内に方一間の小祠あり其の中に一基の卯塔建てり世俗赤染衛門の祠と稱し靈驗顯著なりとて賽する者多く一種神秘的の信仰を有す

新田神社は天満山の南麓乃ち衛門墓の背面丸穂村畑枝に鎮座あり、新田義貞の三子義宗と脇屋義助の子義治を祭り、今は廢せられて縣社宇和津彦神社の境内に合祀せらる、

衛門墓は則ち脇屋右衛門佐義治の墳墓にして新田谷の舊新田神社前古新田と稱する地の田畔に今もなほ耕されずして一座の古塚あり或は義宗の古墳には非らざるか、和鬼谷は之を訓すれば脇谷にして新田神社は其の鎮祭する所なり。

衛門墓の記に、(井上保種誌)

やすらはでねなしと云し、ことのはをのこせる人のしるしあなるとは石上古きいにしへより云傳ふめればいざまうではやど、おもふごちひこりふたりうちものかたらひて出ぬ、市の中は行かふ人しげれば菅笠打きつる野路をわけ行くに天つ御神をいはひ奉る山の麓をすぎて、臥雲谷とかいふ所にいたりてとみかう見けれど、それとおほしきしるしも侍らざりしかば薪負るをのこにかの人の無あとはしりてんやと問ぬ、そが云けらく、この杉むらを分入て



をかきわけてまうできたりければ、谷ふかき杉生のをくにしら雪のふりにし人の後ぞのこれる、

すこし岸かけなる所になん神とていまりかりけるといへば谷の杉むらふかくわけ入るにさながら苦むしたる石のかたしろあり萬の星霜をへてちかき世のものとは見えず文字もやみゆらんとたちめぐりて見れど水くき衛のあととては無し只そのつるのめぐりに埴土をもてつくれる半分瓦あまた侍るこれはわらはやみのなやみをねぎぬれば後なくさはやきぬとて、ともし火をかゝげてなんたてまつると聞きつたへぬ、けふみづからもふる雪

かく口咏ひければ友人もかくなん、

苦ふかき谷の杉生にいにしへのしるしばかりぞなほのこりける、

諸共にたちかへらんとするに里人きたりてこの所になんむかしは寺ありて臥雲寺といふめるよし聞て、とりあへず、

いにしへの名のみ残れどその寺の礎さへもなき世なりけり、

かゝることいも云出でつゝ歸る道すがら、いかでかかゝる所になんしるしはありけむやと、友人のいふめればつく杖のつくつく、かうがへ侍るに四の國までわたり侍りしこと、ふるき草紙にも見わざめれば此國をおさめたりし西園寺あるは天正のころ藤堂富田の某などにつかへ侍る武士のうち赤染のこそのめの糸のたねぬゆかりある、しみてありてその人のきつき所侍るにかあらんよて古き里の翁の云傳ふるなんいふかすと云しるひ侍るに正職となんいふ人わがまつり奉る新田の宮はこの谷のあなたにしてむかし新田の一ぞくおちふれ給ひてこの所にかくれおはしましつゝ終に身まかり給ふを祝ひ奉ることな

後太平記人部卷に、

ごおもへば脇屋右衛門佐とて義貞公の甥にして新田の神と共に此國に住給ひてこの所にむなしくなり給ふよし侍れば衛門の名を云つたへたるにかあらんといふこれによりておもへば定家卿の小ぐら百首を里遠き山かつまでも口すさひおほして赤染衛門などいひならひたるくせとして衛門とよなふれば脇屋を赤染と云つたふるものならし、かゝりければ賤のあら田かへすゝはるこまのこまゝと後太平記、豫陽盛衰記などかうかへあはすれば脇屋右衛門の佐のしるしとそしられ侍る、時は天明四のとし霜ふる月末の一日のことなり

其比新田武藏守少將義宗脇屋右衛門佐義治は出羽國羽黒山の麓に柴の扉を挑け深く贅れて衰老の霜降る眉を擧めて坐しけるが天未だ時を免し給はざれば徒に軍慮の枕傾き遺恨の鉢空く横り謀慮既に盡にける斯る處に南帝北方御和陸坐し嵯峨へ遷幸在て三種の神器を渡されたり格と聞かれしかば新田の一族驚き玉ひ涙を流されさても無念の事ごもかな苟くも我普天の下に生れ玉土に

身をよせ勅命難通して一命を忠烈の上に抛て我々家義を全し國を捨て家を滅する事皆南帝の綸言重きが故なり今爾南北御和平の上は一族忠にも義にも捨てられたれば猛虎山を失ひ萬星離天流行に異らす今は出家遁世の身共なり義貞義興の亡魂尊靈の憤りを可弔と思ひ極め玉へども凡武士の習に義を萬代に留る事は難く身命を一時に捨る事は易し暫く世上の安否をも候ひ忍ばせ玉は若しや素懷の幡開くる時もや候はんと皆一言に諫めしかばさらば自是四國の方へ忍び行き土居得能村上と一手にならんとて明れば正月二十一日の夜に紛れ出羽の羽黒を立出で玉ふ女性小き人々も長き別れとなげき玉へば流石別れの痛はしさに皆忍びやかに伴ひ玉ひ煙霞遙の旅路の空雲井に掛て捨たれ身は夢路を辿る御心知にて信濃路を経て伊勢の國に着き玉ひ爰にて暫く旅の勞れを休め玉ふ是より和泉の堺に打越ね各々船に取乗て四國をさして落ち玉ふ此人々元弘の終りには富貴榮耀の門に立榮花の春を樂み玉へども世の轉變夢中に來て今一業所感の浪の上浮沈の御歎き痛しかりし事どもなり、

脇屋義治は女性な小き人の船路の勞を慰め給はむとて一面の琵琶を取出し磯打浪に調べ昭々たる海月に弾じ玉へば蓬裡の泪彌増して彼王昭君が胡地に行く馬上にて琵琶の秘曲を弾じ胡角笛聲霜後夢漢宮芳星月前腸を斷つと吟せし胡塞の歎きもかくやと哀れを増しにける烟波遙かに漕過て備後國鞆の津につき玉ひしに逆風楫を留て暫し此處に日を重ねたまひ行末越方の思ひに沈み玉ひしかば上臈の御方は馴れぬ船路に勞れ玉ひ古郷の御事ども思ひ出し玉ひ旅寢の袖の朝夕ひまもなく管泄る雫に御泪を添へ玉ふ折節歸雁雲井に音しければ義治の北の方硯とり筆を染め

またこむと頼むのかりの別路はまつ間久しき名残なりけり

かく詠じ玉ひて亦琴に寄りて一曲を調べ玉へば八大龍王も哀れをや感じ玉ひけむ纏て順風帆に打て伊豫の國大島に着き玉ふ是より土居得能河野が許へ使を被立ければ急ぎ宇和島に移しまゐらせける一族皆淺間なる柴の庵を結び幽閉閑疎の御住居にて歳月を送り玉ひしかば墻壁苔むし蘿草煙を籠め夜の月隙

臚たり松吹き戦ぐ峯の嵐萩吹きすさむ軒の風且暮蕭颯して冷然く竹の編戸の時雨の音誰ぞやと答ふる計りにて言とふ人もなければ是は如何なる宿業にて斯は憂き目に逢ふやと悲歎の泪つくる間もなく恨を天に憤り深く蟄して坐しける御心の中こそ哀なれ云々。

又豫陽盛衰記の十二巻にも遁れて宇和島に住みし事を詳しく載せたり又河野家譜には宇和郡に終ると特記せられたり。伊豫の國由來兩將の終焉の地と稱する所甚多し上浮穴郡中田渡村新田神社の舊記に依れば宇和島へ移り兩年住み其後來つて義宗夫妻逝去の地とせり、宇摩郡下山村宇新田と稱する地に新田神社あり其の社記には義宗逝去の地となし義治は讃州大内郡に匿れ其處に終るとあり或は得能氏家記には明徳四年正月義宗は桑村郡河内村に終り義治は湯山に逝くと載せられたり、又伊豫郡大平村四ツ松に新田神社とて脇屋を祀れるあり社記に建徳元年六月十三日當村に於て痢病のため逝去す時に四十五歳、死に臨みて弓矢を流し甲冑を埋む故に甲谷、冑谷、籠手谷、弓矢ヶ淵等の名残れりとあり

又湯泉郡湯山村にも遺跡あり芳闕嵐史に詳し。以上其逝去地と稱する所甚多し(考證)著者は右の諸説を悉く打破し全然我が宇和島の衛門墓及古新田の古墳を兩公逝去の地なりと斷言する者には非すと雖もなほ旗幟を翻して堂々論陣を張るに難たからずと信するなり然而伊豫温故録の説に依れば「公の死所如此諸説ありて何れか是なるを知らざるは遺憾なり然るに公の忠義の靈は固より天地に充滿すれば其祭る所にして自ら來格す亦何ぞ其死所の眞僞に因らむや其神社の在る所にして至誠以奉事せむ事を要するのみ然りと雖二將の終る所を考ふるに二將共に南朝興復奸賊討戮の爲めに數回義兵を擧げしが毎に敗衄を受るも幸に餘命を存するを以て猶其素志を齎し伊豫に來て潜匿を謀る河野氏其忠節を知るや敵地に迂遠なる宇和郡幽僻の地に居らしむ、(著者曰く此の所頗る曖昧にして要領を得ず兩將一時宇和郡猿ヶ岳城に潛みし事芳闕嵐史等に見ゆればそれを云ひしものか)而して細川氏は足利家腹心の藩帥にして阿土讃の三國を領し當時新田氏は足利家の讎敵なればこれを僞して遺類なからしめ以て其功に誇らむ

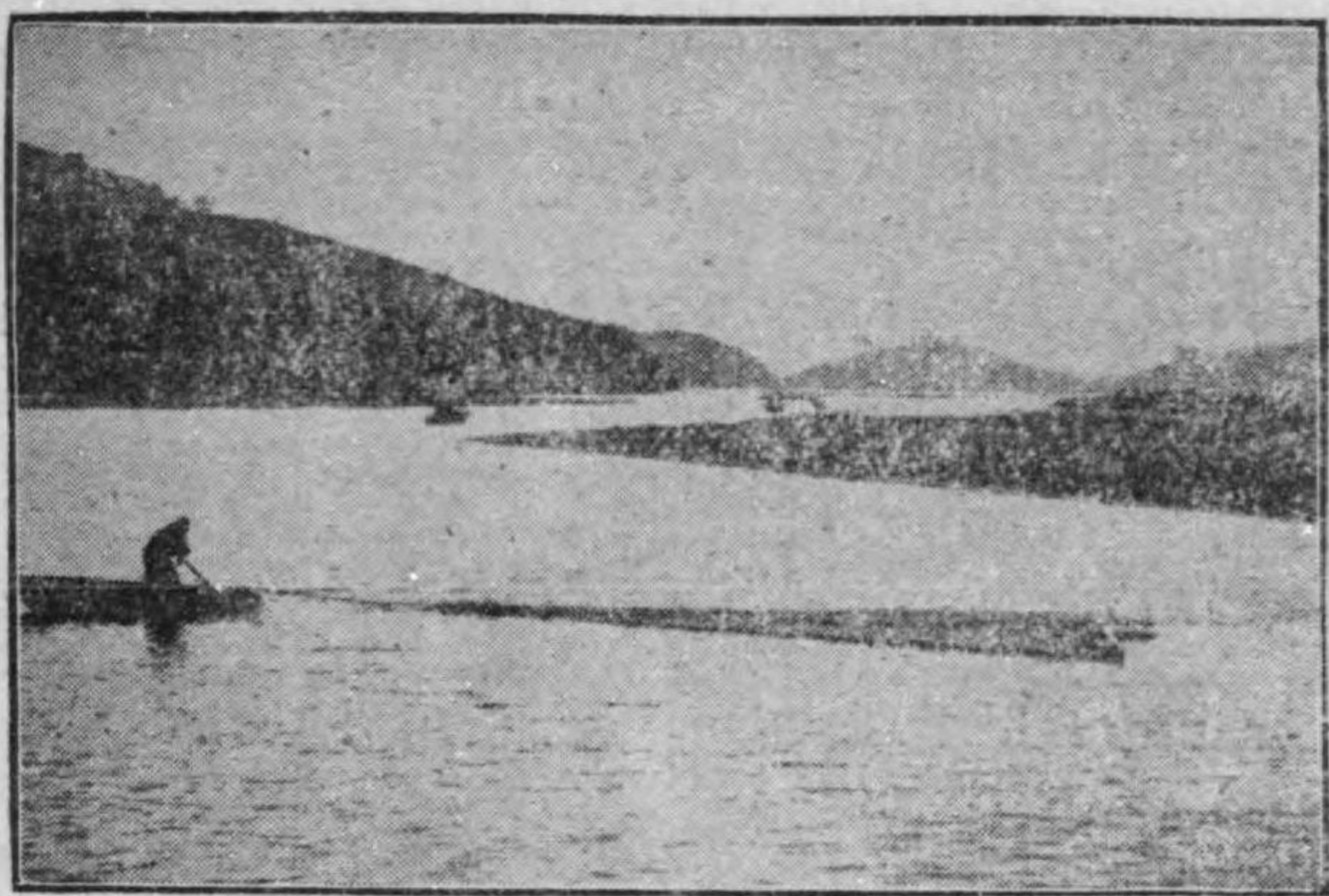
と欲せり因て讃州の如き宇摩郡の如きは彼が掌中若しくは咫尺の地にして自ら爰に往き止るは危険言ふべからざるものあり新田氏忠勇の膽計大なりと雖も當時單身雙手を以て敢て夏蟲に倣ひ此危険を犯すの愚人ならんや故に竊に云ふ義治の死所は伊豫郡大平村新田神社の記を以て是とし義宗の死所は上浮穴郡中田渡村新田神社の傳を以て真とす亦以て河野家譜に二將は宇和郡にて終る、と約記せるものに對ふるものなり然して温泉郡湯山村新田神社の説は河野家の秘祭に起り宇摩郡下山村及び讃岐大内郡土居村の説は其子孫の移住より起り皆眞の死所にあらずと断定す後人若し他に其實説を得ば幸に予が此説を塗抹あらん事を要す、伊豫温故録の亂暴なる断定驚くに堪へたり先づ彼れは衛門墓及新田神社の存在を知らざりしなり、然して兩將各居所を異にして殊更不便を取てするの愚は信せざるなり殊に兩將憂患流寓の折から分離して勢を薄弱ならしめ談合に不自由を醸すが如き事あるなし必ずや行を共にし居住を接近したるは疑ひなく彼が貧弱なる唯一の論法は危険尠き僻遠の地を以てせり然ば上浮穴伊豫兩郡

よりも更に更に僻遠なる宇和郡の殊に南に邊したる人情温雅なる宇和島に隱遁するを最善の論法たらしめざるべからず然も僅々二人の終焉地が斯くも多數なる筈はなく何れも我田引水の遺蹟及び記録を設けて誇りしものを早計にも都合宜しき兩地を採つて輕々しく断定するは大に非なり殊に衛門墓及古新田の古墳は一種神秘的の信仰を有せり、著者が伊豫の古蹟を巡錫して各新田氏遺蹟の實地研究を以てするも衛門墓の如き信仰を見ざるなり更に見ずや河野家譜の宇和郡に終ると明記せるを。

護邦親王遺跡

岩 松 村

永徳の頃源頼光の臣渡邊綱の二男肥前松浦の城主源太夫判官久が十一代の孫松浦山城守源由來つて山財に居る歿後村民祠を營み地主神社に祭る後百五十一年文政年間松浦佐平治出づ今の松浦の祖なり、南風競はず後醍醐天皇第六皇子護邦親王は豊岡の淨念寺を遁れ近臣十六人を従へ來つて山城守邸に入れば由護で隠し奉る仍て奉持し玉へる父帝の尊牌を同村河原の禪院に納め因て王河原と稱



芳原附近

す今大河原に作る。足利は南朝の遺を獵る事  
嚴なり依て親王侍臣と共に終に岩松龍の口に  
投じて薨じ玉へば遺骸芳原惣藏ヶ鼻に漂着す  
村民哀悼禁せず御身丈の高きに依つて拜高大  
明神と稱へ十六王子の像を彫刻して産土の神  
と崇め岩松村の人後藤氏を以て神主となす、  
御内の稱此れに依て起る、又土州岩井村には  
所持の筥漂着し又産土の神と祭る、初め皇子  
の一行横川の山頂に憩ひ玉ふ依て山を御越峰  
と稱し休憩の場を十六休場と呼び今に腰かけ  
石とて十六個ならぶ山財の山道を御内下と名  
付け滞留の場所を拜高と呼び隠れ玉へる所を  
音なしと云ふ往昔は横吹道なく山越して山財

に下り玉ふこれを王道といひ後大道に改む、往昔は音なしの口に鎮りませしを  
寶永元年藤の杜に遷宮したり、伊達村侯安永年間山財に遊獵し大河原の庵室の  
尊牌を拜し直に庄屋に命じて報恩寺に遷し文政の頃宗賢首座禪師寺内に別殿を  
營み今は池中の堂宇破れて寺内に在り安置す。

蛇切丸

高近村

津島郷高田石丸城主平播摩守勝繁天正十五年八月十三日逝去し嫡子善助は石丸  
下城後高田湯中に住む、家の前に池あり堤の大岩の上に暖き或る日晝寢を貪る  
折しも池中より頭を持ち上げし怪物角は枯木の如く金の針を植たる如き鬚を奮  
ひ煽の舌を吐く一頭の大蛇善助を見て呑みにかゝる此の時善助の佩ける太刀抜  
け出で、蛇を斬れば善助此の物音に眼を覺し驚くうちに劔は大蛇を殺して鞘に  
納まる善助此の劔の威徳に感じて蛇切丸と銘し守り刀として常に離さず其後池  
水は蛇の血の色さめて又もとの碧となりしが毎月朔日十五日には色を變じぬ。  
其の年七月十六日舊主越智氏追福のためとて高田の踊堂にて村人の一と組參集



して念佛し善助も亦加つて世話などし念佛もはてゝ一同濁醪に酔ひ善助は蛇切丸を忘れて置き歸りぬ其夜大雨降りしきり翌日は洪水岸に漲り刀を取りに行く事叶はず善助は岸に立つて恨む折から踊堂の方より浪を蹴立てゝ逆上るものあり近寄るを見れば蛇切丸なり人々奇異の思をなし善助は益々感じ入り逆上りの劍と改めて秘藏し其子孫庄屋をつとめて繁昌したりと云ふ。

## 鬼ヶ城山

## 丸穂村

宇和島の東、峙立三千尺丸穂村に屬し山中に鬼王丹三郎とて仙人住む等妙寺の開山理玉和尚に牛玉鹿玉を授けたりと云ふ、曾我兄弟の郎黨鬼王丹三郎は此の山中より出で山を名づけて鬼ヶ城と云ふとぞ。毛山正廉の記に、今年十月末つかた日置金兵衛翁おのが許にとふらはれて語られけるは三十年あまり前つかた堅新町に油屋萬助(齡四十二歳)といふ人ありけり故ありて丸穂村に住みけるが嘉永四とせ霜月廿四日の朝木樵にと明友六七人うちつれて滑床さして往きけるが其かへるさの途なかに友とちに云けるはおのれは今いたりし處に忘れつるもの

あれば此處よりひき返さん汝たちは先へかへり玉ふべしとて引き返しぬ其日暮れても歸り來らず又の日もかへらざれば人々驚きかね太鼓うちならしつゝこの山かしこの谷と尋ね求むれども終に行へも知れずなりたればうからやからの人ども憂ひ惑ひつゝしばしば易者にも卜問はせたるにいづれも身まかりはし玉はず神の御使ひなどしてあるべければ歸らん事覺束なしとのみにて詮すべなく過ぎ越ししが此のほど奇しき事侍りろは丸穂村の部落にて俗稱大超寺奥上組字大峰といへる處の農夫岡村巳之一といへるが黃蜀葵取りにことし九月十九日朝とく起き出でよめの谷といふ所に行きつ(此時午前十時)茲にて二貫目とおぼしきほど取りつゝ今少し奥のかたにいたらんと川づたひに上りしがいつしか心も空にや成けん取りし黃蜀葵さへうち忘れて行程に終に嶽の頂に出たり、こはいぶかしき處やとふと心づきてこゝかしこを見渡すに前のかたは大きな巖るばたちわがまへに傾きたれば攀登るべくもあらず後を顧みればいと恐ろしき巖にて人の得も來べき所ならぬにいかなるかたよりいかにしてかゝる所に來つらん

按るに此處は人のおそるゝ上白瀧といふ處なるべし、されば俗に云ふ不入よと  
 心おのゝき且つかうじ果たる折しもすこし下なる木立の中に斧の音するを聞き  
 是は誰ならんもどのかたへ行くべき道もあらばたづねんとて聲うちかくるに彼  
 方の人答て誰なりや何せんとして來りしやおのれ今其所に行て息べし汝もやすみ  
 をれといふ聲聞ければよき道もあるなるべしと少し心もゆるみたりかくて其  
 側にいとよき楨の苗生立ち是はまへつかた明源寺の住職某が託つけし事ありと  
 て四もと五もと根こし茅もて結つらねつゝ待ほ畠に彼のそはたてる岩間の躑躅  
 をたよりて出來たり齡は八十ばかりの眞白髮なる翁にて髮はもとよりせしまゝ  
 に打垂れほゝ鬚は一尺ばかりも有けん長く生たり柚人などの姿にもあらねば是  
 は如何なる怪にかとたゞくおそろしくおもひつゝ有けるに彼翁は已より三尺  
 斗り上つかたに腰うち掛てな驚き事せん者にあらずおのれは丸穂村なる  
 庄屋二宮某の少し上のかたに住居してありける油屋萬助といふ者なるが今より  
 三十餘年前つかた山に入しより立かへらて有なり汝後日また此處に來んども此

山におのれありとな畏みそ常には笹山に住けるが今日はかの神の御使として森  
 権現(山高神社)に來りしなり今日より三日程御休暇賜はりしかは現世の人に出會  
 事もさまたげなし明日にも成なば聲うち掛る事もかなはじもしそむかば行とい  
 ふ事せずば元の身に成がたし云々など語られ汝さきに此嶽を來りしをり轉落ん  
 とせしが下より向ていとおそろしむ面もちなりしがそはおのれが助遣したるな  
 り汝は誰なりやと問はれければおのれは大超寺奥の岡村巳之一なりと答ふまた  
 上の組なりや下の組なりやと問ひければ上なりと答然らば汝が親の卯之介はま  
 めなりやと問はるゝに存命なりと答けるそは長命など何くれと物語らるゝうち  
 小き唐饅頭の如き物二つとり出て汝空腹なるべし是食はゞ二日三日ばかりは飯  
 ほしき事もなかるべしいざ食へとて與られけるを一つ食畢て今一つを左の手に  
 持ながら猶ものがたり聞居たるにその一つは如何にといはるゝに是は翁に逢奉  
 りし證に持かへりて母にやりたしと答ければ是は汝が食ものに與へつるなり汝  
 食はずば返せといはるゝにまたの一つをも食ひて歸る事だにうち忘れ互に話あ

ひけるに翁がいふはや日もくだぬはやく歸るべし、汝淋しかるべければしばしつれて遣はさんといはるゝにうち驚きて急ぎ歸らんとする折り苗の木を見て是は汝がひきし苗なるべしとて與へられけるを肩に持かたへは手斧に行厨をさけ翁の後に従ひ行くに其みちのほど正しく覺わたらねど生ひ繁る深山なれど木の枝身にふれし事もなくやがて水ヶ森に出でたり(其時午後三時頃)翁が云ふ茲は五穀神の古社ありし處なり是より道も案内なるべければひとりして歸るべしといはれければよろこびて拜むほどにかの翁打消したるやうにかたちも見えず成りにけりこはいかにと思ふまゝにいと恐ろしくなりいち足たしていそぎ歸りければ家内の者どもはなごおそかりしと尋ぬるにいざとよ今日は萬助となんいへる翁にあひてけり其はかくの如しとありし事ともかたりきかせければ世には奇しき事もある事哉とて皆驚きけり常には半纏も木立に觸れなごしてこゝかしこ破れ或は手足など割立てきづゝき草鞋は木の葉のくちたるがうるさきまで付てありしを今日はさよふなる事さへなきも奇しなごいひあへりき又かの餅よふ

のもの食ひて飯ほしき事なければ携へしわりごも其まゝ持歸へれど家内の者どもの進るまにく半一つ二つたべ暮つかた町の方に行やがて歸りて伏しにき翌日も心知あしきにはあらねど勞れにつかれて一日伏しけりかゝる事をゆかりの人にも聞ねんとて奈良屋市藏(翁は市藏の母の伯父)がり人して云ひおこせければ猶つばらに問ひてんとて已も已之一許ともなひ行て有りし事とも聞つるに其出會たりし間は何となしに心もろらにて委しき事物語得覺わ侍らしとてはしくをかくなんかたりきせんかたなければ彼の楨をかた身にと一本乞ひとりて市藏の庭に植わたて其側に小祠を立侍り山住の大人と稱て祭り事とりおこなひつ。

(明治十八年十二月)

丸穂山の風神

丸穂村

水ヶ森に石祠の風神を祭る今宇和津彦神社の境内に移す、祭神は級長戸邊神にて二月七日九月十日の両日榊森の社中に神座を設けて祭る。

一宮神主の記に、丸穂村のむら長姓は二宮名は直富或時予に物語しけるは此む

らに丸穂山といへる山ありその嶺より風起る時は田島のたなつ物をそこなひ家中市中民屋にいたるまで風難にあひ人民くるしむこと度々なり然雖此風城下をのみかける故にや宇和島のごとはざにわたくし風と云ひ傳へたりさるほどに此の村の農民秋のはじめになりぬれば往古より五穀豊饒を彼の山に祈ること年々なり依て風の神等を此山に祭尊敬し奉らばやごとし久しく心に願ふといへどもいまだ時いたらず希ふは國中安穩萬穀豊秋のため風神を祭られよかしなんとしんじつに語られる信心感するにたへたり。

其後明和七年寅五月二日に彼の山によちのぼりたかねを見れば其地清淨にして齋場となすべき所なりければ祭り奉らんと思ひてしばし休らひながら四方をうちながめ待るに東は蒼々たる深山南は山高權現の御山西は眇々たる海つらを見わたし北にはけはしき泉ヶ森あり抑々此山は宇城の辰巳に當りて卜部相傳神道風神祭の方角なり幸なるかな此處に於て祭をなさんと思ひつゝ日もかたふきぬれば歸り來りぬ其年日いたくてりつゞき萬民日々に雨を祈れり時は水無月の末

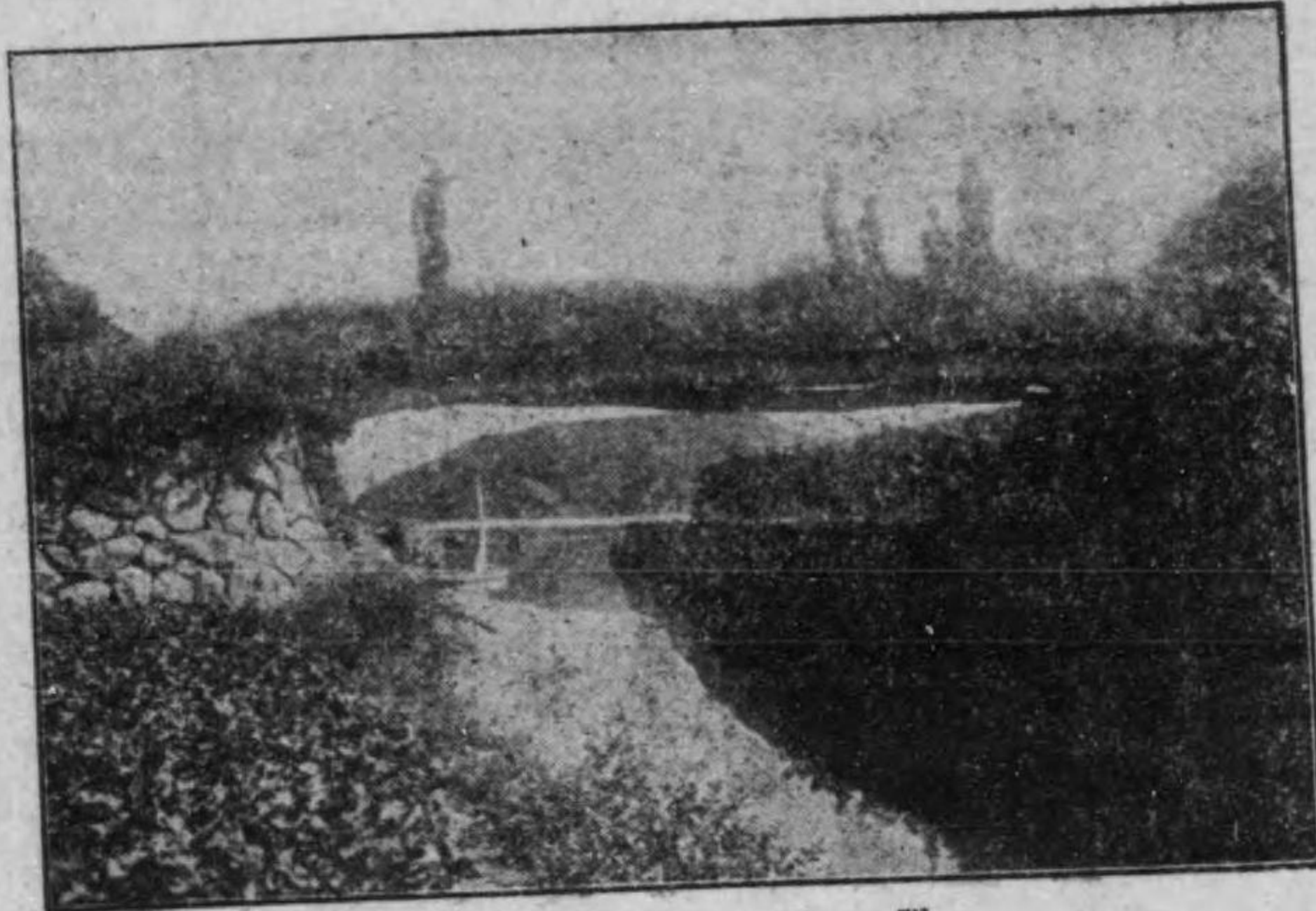
つかた二宮氏神森に神詣での折から語りけるは此ほどのかんばつによりて諸人のくるしみいはんかたなくも此上風災ある時は秋のみのおぼつかなしきよし語りぬ予聞くにしのびず文月初の頃より心願を發し國家安全風雨順時五穀成熟の祈願のため社頭に參籠すまた社内に神座を設け風神を祭りける同月十二日彼の山頂にいたりて風神祭を執行し終日神を祈り奉る此時願主二宮氏百姓をひき具し登山して神徳を仰ぎ願主尺ばかりの小社を建幣帛を納め祭場のしるしとす夫より春秋二季の祭日をわらび永く久しく御神の冥助を乞ふものなり、こゝに丸穂村はもと毛山村と申せしを百穀豊饒も山のうごかざるが如く千代萬代までの八束穂とならんしるしにや丸穂山になぞらへて此としより丸穂村と世の人のみないひつたふるぞかし、同じく八年卯の冬霜降月初の四日願主二宮氏石の小社を建立すこゝに一の不思議あり去る明和七のとし七月十二日初て丸穂山にのぼり風神祭を行ひ祠を仕へ奉幣納めて歸りぬそのあくる日彼のほこらのわたりより火起り草木もやくその火盛にしてはびこりやうく夜に入ほごにしめり

たり此時さだめて小社焼失ならんと思ひしに其夜丸穂邑の里人來ていはくきの  
 ふ御祭りありし所小社幣帛注連繩等にいたるまで火もそこなふことなく恙なし  
 と語り、其後登山して拜しけるに誠にほこらの一二間外迄焼來り小社無難な  
 り神徳の厚きなどおそれて再拜す、二宮氏常に此御山を崇敬し春秋兩度の御祭  
 には村中の諸民を引連れ榊森に參籠し終夜神意を願ひ萬歳を唱ふ此故に毎年五  
 穀豊饒にして公の貢物怠りなく民の竈門の煙賑ふ誠なるかな神は正直の頭にや  
 ざるといふことはさもむべなり人々此御山を敬拜し風災を除き家内安全を祈禱  
 するに於ては神明いかでか守らざらん仰ぐべしいやまうべし風神祭の權輿をく  
 はしく後の世に傳へんと懸なる筆を馳てかくしるし待るもの也時は明和九壬辰  
 のとし文月榊森神主松浦志摩守正豊謹記。

間口の堀切

奥南村

奥浦に在り、今は大潮の時には小船通ふやうなれど通らずと云ふ、宇和舊記に、  
 寛永三年法華津に新藏人といふ庄屋あり其の身有徳なるにまかせて鷹を飼おき



間口の堀切

聖神の宮

立間尻村

遊獵すと聞へければ料として彼の間口を堀  
 らせらる、間口堀切の長さ百二十間横三間餘  
 此の内高山浦の方十一間一枚石のなめらと  
 いふやうなる岩なり惣長さ百三十間今は埋り  
 て小舟も通り兼ねるよし。

聖神の宮  
 立間尻村  
 聖山と云ふ、昔年立間尻浦に久右衛門と云ふ  
 者の五七代の先祖の時高野聖一人商人の体し  
 て來り一泊しぬ亭主其の荷物に目を付け夜中  
 高野聖を殺害したるが亭主並に諸人に恨みを  
 なし人々惱亂して事の由を口走り苦痛して死  
 する者多く且つ頻に火災起り浦人等恐て祭祀  
 し後亦出火頻なれば吉田の町人等も共に祠を

營み久右衛門を別當として五月廿八日九月廿八日の兩度祭禮を行ふと傳ふ。

若宮 同村

立間尻浦の百姓に惣兵衛と云ふ者あり五六代の先祖の時神子一人來り一泊を乞ふも許さず野邊に伏し何者にか殺害せられ其後崇をなし身心腦亂し苦痛の餘り小祠を營み九月五日祭禮を行ふと云ふ。

七聖塔 好藤村

澤松の田間に在り、井關城主井關中務盛房は城北に井戸を穿鑿中高野聖とて七人の僧体の者乗掛け通行したり、盛房大に其の無禮を怒り七人を捕へて殺害し同穴に埋めて松樹を植ふ、其の靈崇りをなし法寶山觀藏寺の僧得宗をして法事を營ましめ石碑を建立す、其銘に、

五蘊空時四大空 無生無死等歸空 於茲豈有冤親隔 須了本來自性空

▲神社▼

日吉神社

宇和島町

丸之内舊城山々王臺に鎮座ましゝを今同所和靈神社に合祀す、祭神は國常立神大山咋神を齋く、伊達宗利寛文三年六月九日舊山王宮の跡に勸請し三の丸に於て出生の子孫及び堀の内に出生の者は山王宮を産土神となし享保十六年八月以後は一宮を産土神と改む祭禮には弓鐵砲神馬及び甲冑の武者神輿を供奉したり神宮寺は同社の別當たり。

鶴島神社

同町

丸之内城山の腰舊日吉神社跡を改修して大正三年四月創營の工を完了したり其の規模は河内の別格官幣四條驥神社の結構を採る南豫唯一の建築なり、祭神は宇和島藩祖伊達秀宗、五代村侯、八代宗城三公を齋祀し縣社に列し例祭は藩祖入國の記念日を充つ。

宇和津彦神社

丸穂村

神森鎮座の縣社にて古來一宮の稱あり、神森古くは玉串社と云ふ左座は宇和津彦神右座は味鋤高彥根神大己貴神を祭る、

鎮座の年代詳ならず、往古は毛山村南山中神田ヶ杜に在り、舊事記に、

次妃襲媛生國乳別皇子與國疑別皇子次國背別皇子亦名宮道別皇子云々天皇所生男女總八十一皇子之中男五十五云々以外皆封州縣云々國乳別命伊與宇和別祖云々。

國乳別命は即ち宇和津彦神にして其苗裔を水間(水沼)氏と云ふ乃ち一宮の神主に水間氏あり、大己貴神鎮座の年代亦詳ならず往古は山王宮と稱して丸串山中に在り、味鋤高彥根神は延暦十一年土佐國高賀茂神社より勸請す。

三代實錄に、

光孝天皇仁和元年乙巳正月十日丙申授伊豫國正六位下宇和津彦神從五位下。

と見わ其後次第に陞叙のことあり、

建久年間領主橘氏丸串山中に遷して社殿を造營し已に丸串山中に在りし山王宮

と並び祭る後西園寺尊崇ありて兵亂の折屢々祈願あり文龜三年西園寺氏社殿を造營したり、

遠江守橘遠保曾て神領を奉る、神田河原の名今に存す(法圓寺前組屋敷の附近を云ふ鳥居田といふ所其宮址なりといふ明和三年の冬乃美宇左衛門と云ふ人の曰く法圓寺の上に少の森あり三十年以前までは其邊竹木生ひ茂りし荒地なりしが近頃は次第に畠にひらかれ今はいさゝか残り是を一宮の古社と云傳後八十五年を経て天正十五年戸田民部少輔神領を沒收し慶長年間藤堂和泉守高虎兩宮を造營し此時山王宮を毛山村東山の麓玉串社に遷す、神領を沒收せらるゝや勸修寺左馬頭定顯の三男毛山彌太夫定治禰宜を勤め貧窮の爲め來村竹の下に蟄居し男松浦飛彈正治は此の時召されて歸る、後寛永九年十二月九日更に一宮社を玉串社に遷し兩宮を並び立てたり伊達氏の襲封するや寛永二年十二月山王宮の造營あり後左の奉納あり、

米二俵 金田一岐 瓦千五百枚 櫻田孫助  
銀一枚 桑折中務

本願主 二宮次右衛門藤原重次

神主 水間左兵衛 禰宜 松浦飛彈正治

正保三年災上の爲め社記寶物焼失し三年を経て慶安元年九月五日造營此時一宮  
山王兩社を同殿に齋祀し以後山王の號を止め正治二年九月九日舊例に依て祭禮  
を行ひ伊達氏は離宮所を須賀浦に營み五日より九日迄物頭二人足輕廿人宛勤番  
あり詰所の傍鏡十筋コトデ三本サスマタ二本棒十五本

- 五日 勤番 物頭大童勝左衛門 安代清左衛門
- 六日 同 梶田權兵衛 新田小左衛門
- 七日 同 今泉與惣右衛門 鈴木治太夫
- 八日 同 井上治兵衛 舟山分六
- 九日 同 大和田五郎右衛門 檜垣勘左衛門

横目として持筒十人五日間市町を新町に立つ神幸の日は供奉鐵砲二十挺鏡三  
十筋神馬二頭を出し遷物は町中より出す、

同四年二月禰宜松浦飛彈の男上總正延は當時毛山村の庄屋にて神主を兼ねたる  
水間氏より神職を譲り受けたり元祿元年再興し社地を擴張し本殿廊下を造營し  
二年遷宮あり後三年拜殿成就せり天徳二年二月七日頼焼し野川賀茂の社に遷す  
九日假に神座を設けて奉還し四月九日假殿廿六日假遷宮三年八月廿九日正遷宮  
を行ふ寛永四年正月晦日又災上し七年造營成就す當今の社殿あり、

- 初代禰宜毛山彌太夫定治 二代松浦飛彈正治 三代神主上總正延 四代志摩
- 正參 五代伊勢正壽 六代志摩正豊 七代正職 八代大宮司正妙 九代上總
- 正典 十代伊勢正恭 神主三好山城春臣 佐々木佐守典保 村山主殿魚榮

宇和舊記に、

此宮も既に破壊しぬ又慶安元年に宮建立の企てあり同二年に成就したり神輿  
等まで寄進ありて祭禮のときは美麗を盡せり九月九日祭禮のせつは太守公よ



りも警固の勇士に弓鎗神馬を出せり十七町の氏子共は思ひくゝの出立にて供奉しぬ御旅所は須賀浦にあり此所に於て場を結び廻しあやつり歌舞伎其他見世物の芝居あり市中諸事赦免故諸國の商人入來り賣買の利潤を得るとなり。

棟札に一宮十一面觀音云々とあるは同社所藏の板佛に依るか、社頭の石鳥居は寛文五年五月廿一日の建設に係り額は黄檗僧高泉の筆なり、

正徳三年の秋時の神主のものせる一宮縁起書に、

前略板島郷毛山村一宮大明神者恭大已貴命本地南方補陀落世界之至尊衆生利益之薩垂也矣延曆年中丸串之城外海面靈光赫々幾夜矣地頭老翁入於網海中探得其異物見之神威光耀照四隣衆人修乎平伏翁承瑞驗垂跡城山任驗安置丸串城或夜彼翁夢命者是萬神之母儀可崇敬一國一宮也領主寄附神田二十貫當今神田河原東南北也德是歷四百餘年建久年中平氏何某或夜豪靈夢鎮座于東方玉籤之森可守護國土萬民云々。

愛宕神社

同

村

榊森神苑頂上は其の社址にして今は宇和津彦神社境内に合祀せらる、祭神は軻遇土神伊弉諾伊弉册三神を齋祀し伊達氏の尊崇厚く往昔は社殿も廣莊なりき、慶長十九年伊達秀宗大阪陣の時に僧清意をして祈誓せしめ元和元年宇和島入部の際清意をして榊森に勸請せしむ則ち元和元年六月朔日の事なり僧清意は武藏秩父の人秀宗に隨ひ宇和島に來り愛宕山麓に地藏院延命寺を建立し愛宕の別當に任せられたり。宇和舊記所載の棟札に、

奉建立愛宕山大權現堂一字金輪聖皇天長地久御願圓滿所大願主伊達侍從藤原朝臣秀宗公御武運長久國家安全 于時元和元龍集乙卯仲冬大吉日當山開山法印權大僧都清意敬白奉行人生國勢州住人川原吉右衛門家久大工山城宇多木郡水井住人藤原上松但馬守宗次小工同願六條住人辰巳右衛門尉宣次鍛冶當國住人平氏高田左兵衛尉重人奉造立愛宕山拜殿金輪聖皇天長地久御願圓滿所信心大旦那伊達藤原朝臣秀宗公 于時元和八年度庚辰文月十一月權大僧都清意敬白奉行人奥州信夫郡武田監物城吉同遠藤三右衛門尉定吉大工奥州出羽内長次

郎鶴屋次郎太郎藤原勝吉小工土州幡多郡平田村住人岡修理左衛門藤原康綱鍛冶豫州宇和島住人吉田左衛門尉重衛棟之槌豫州間崎住人小島友一郎藤原勝吉柱本槌紀州名草郡そのへ庄松井村住人大黒屋甚兵衛  
 太郎坊 奉建立愛宕山太郎坊堂一字金輪聖皇天長地久御願圓滿所信心大旦那  
 與州伊達侍從藤原朝臣秀宗公 于時元和八年庚戌文月住持權大僧都清意敬白  
 鳥居 奉建立愛宕山鳥居金輪聖皇天長地久御願圓滿如意所願主與州伊達侍從  
 遠江守藤原朝臣秀宗公 于時元和九年癸亥卯月吉詳日住持權大僧都清意敬白  
 奉行人武田監物 大工鶴屋次郎右衛門 小工小島與市郎岡格理左衛門鍛冶吉  
 田左兵衛國房 此額五井禪人筆 富永閑齋彫之 寛永五年六月二十四日掛之  
 鰐口銘 奉寄進愛宕山御實殿鰐口一ヶ陸與大守伊達政宗公之嫡男秀宗公之門  
 士生國與州伊達郡川俣今也屬秀宗公豫州宇和島居住櫻田玄蕃介藤原元親 一  
 箇之大笠掛在于高樓 形如鰐魚口勢似類虹頭 動則驚五岳鳴響九列 武運續  
 萬世壽域保千秋 元和七辛酉五月吉日 光天叟書

右の堂度々再興ありといへども就中寛文年中の修理新造營ほどの事なり記之  
 權現堂拜殿太郎坊堂石鳥居棟札 大檀那從四位下侍從臣兼遠江守伊達氏藤原  
 朝臣宗利公 于時寛文七丁未歲八月吉慶日 奉行人生國備中松山淺尾十郎兵  
 衛藤原光次横目城州住人森田市左衛門橋清重當所住人鈴木儀左衛門藤原勝重  
 奉建立愛宕山石鳥居武運長久祈處 大檀主並年號月日同右此額江戸住佐々木  
 眞龍書。

和 靈 神 社

八 幡 村

下村鎌江城麓に鎮座在り郷社に列し山家清兵衛公頼の一族を祭ると云ふ、祠宇  
 廣壯にして信仰豫土に冠たり遠く九州中國近畿にも信者多し、和漢三才圖會に  
 宇和島城主伊達遠江守秀宗者仙臺黃門政宗卿之男也慶長十九年別領當城於是  
 有家臣山家清兵衛山家誤作矢部今改之性廉直勵忠勤然爲傍輩被潛未糺實否殺秀宗遣使  
 于與州告事於父君清兵衛之靈同與使行與州訴讒者所爲禮容言語如存在者遂不  
 知行方人以爲奇異後爲大崇讒者一族皆令歿死焉仍祭其靈爲神而崇猶不休故崇



若宮明神爲當所氏神於是神怒徐却國家守護  
靈驗甚多焉崇道天皇天滿大自在天神人皆所  
知也近代稀有之神異也。

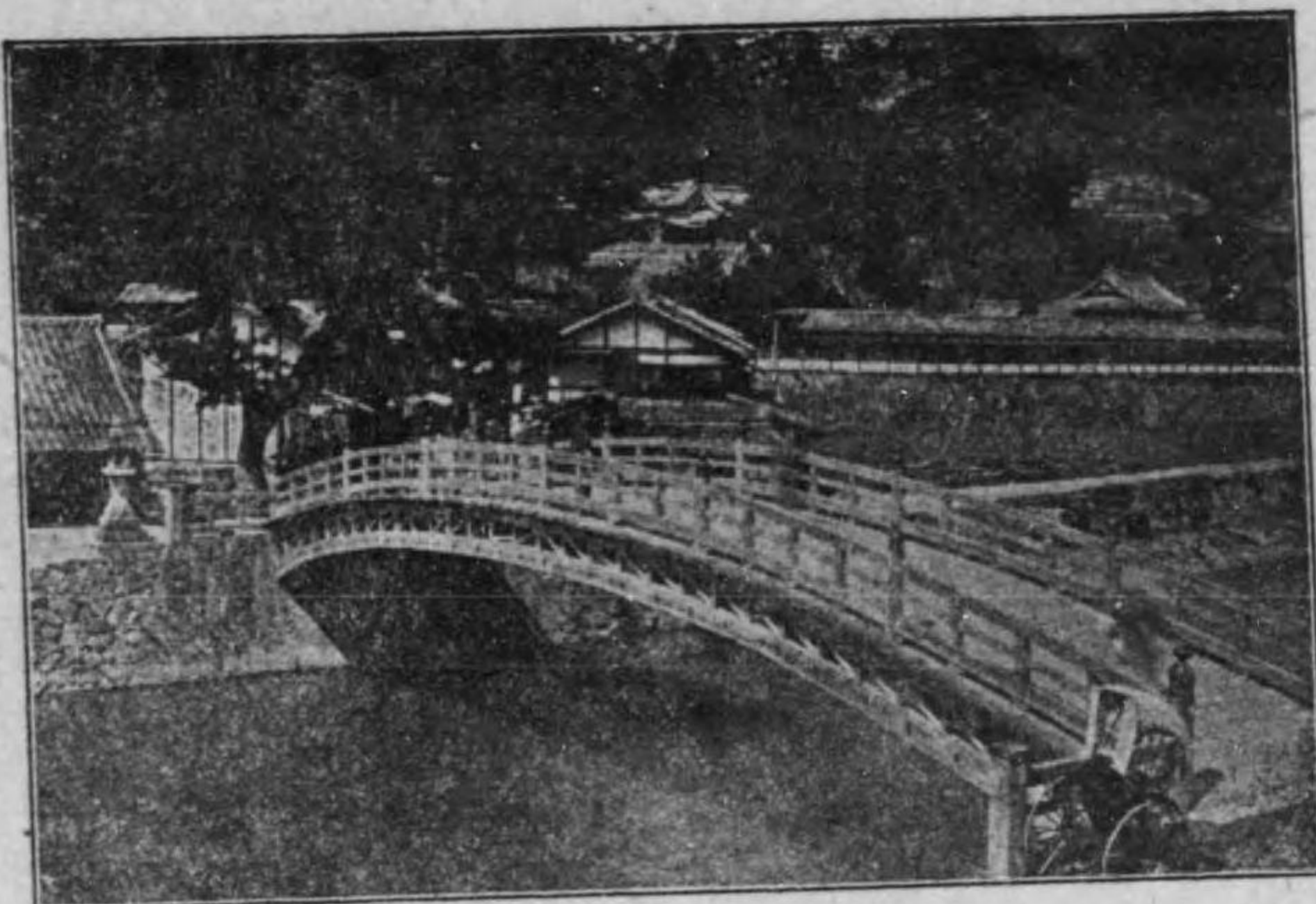
和 寛永八年六月城北森安に小祠を營み山家の靈  
を鎮祭して兒玉明神と稱へ、宗利に至て信仰  
漸く厚く承應二年六月京都卜部家に執奏して  
平野知藏板部玄宗の下向するや檜皮森に新宮  
を營み廿三日奉幣使の參着あるや三木重左衛  
門金川右衛門出迎役として旅館安藤左内に待  
ち山下兵庫等家中の諸士盛裝して迎へ廿四日  
盛大なる奉幣の式を行ふ、此の時久米郡日尾  
八幡の神主の後和田丹後守元政を神主に任じ  
扶持二人分を受け神饌として毎月一斗米の供

進あり、後藩老神尾勘解由信勝檜皮森の神域  
狹隘なるを以て向山に移す時に明暦二年六月  
和田河内元清神主たり寛文七年六月更に森安  
の八面荒神の境内に遷宮し櫻田數馬親茂本社  
一間四面廊下九尺二間拜殿六坪の神殿を營む  
元祿九年九月神尾帶刀社地廿坪を増し伊達宗  
昭夫人は戸帳鳥居の寄進あり十一年五月には  
伊達兵五郎宗相石燈籠を寄進す、十三年十一  
月廿三日三代の神主和田河内元重の時神號を  
増られ十四年六月廿四日伊達宗相神尾帶刀棍  
田又兵衛三輪清助等三体の神輿を奉納し初て  
神幸の神事を行ふ、享保十三年四月四代河内  
元政の時大明神號に列し十四年六月十七日領

和 靈 社 寶 物



中祈禱の爲め兵具神馬を出す伊達村昭本願頭取萩森彦右衛門小關兵右衛門奉行として享保十六年三月更に神殿を鎌江城麓に營む、十七年に至り領中蝗災甚しく爲に普請を中止し十九年五月着手本殿廊下成り十一月遷宮あり寛保三年閏四月拜殿玉垣成就し延享元年六月廿三日全部の造營を了る、明和二年十二月廿四日遠江守村侯隨神門を營み山家清左衛門頼英命に依て御門通初めを承る、寛政九年伊達家の系圖紛失し時恰も仙臺家との確執中とて家中上下の驚駭一方あらず村侯齋戒して和靈の神前に祈り結願の夜神靈所在を告げて事無きを得ぬ村侯翌朝自ら筆を染て清兵衛が夢現の肖像を描寫し之を金剛山に納む韃谷禪師帳中帳外身後身前六月飛雪九品擊蓮の贊を作り伊達春山(九十七歳)揮毫す。(明治廿五年縣知事の許可を得三十四年内務省に請願し金剛山西の谷の墓地に廣壯なる神廟造營の工を成す)著者は常に和靈神社祭神を疑へり木村鷹太郎氏の快著「世界的研究に基ける日本太古史」の説を見るに及で其の希臘羅馬の神を説くは別問題として予の散漫なる疑問も稍統合する事を得たり氏が予を知る所以のもの



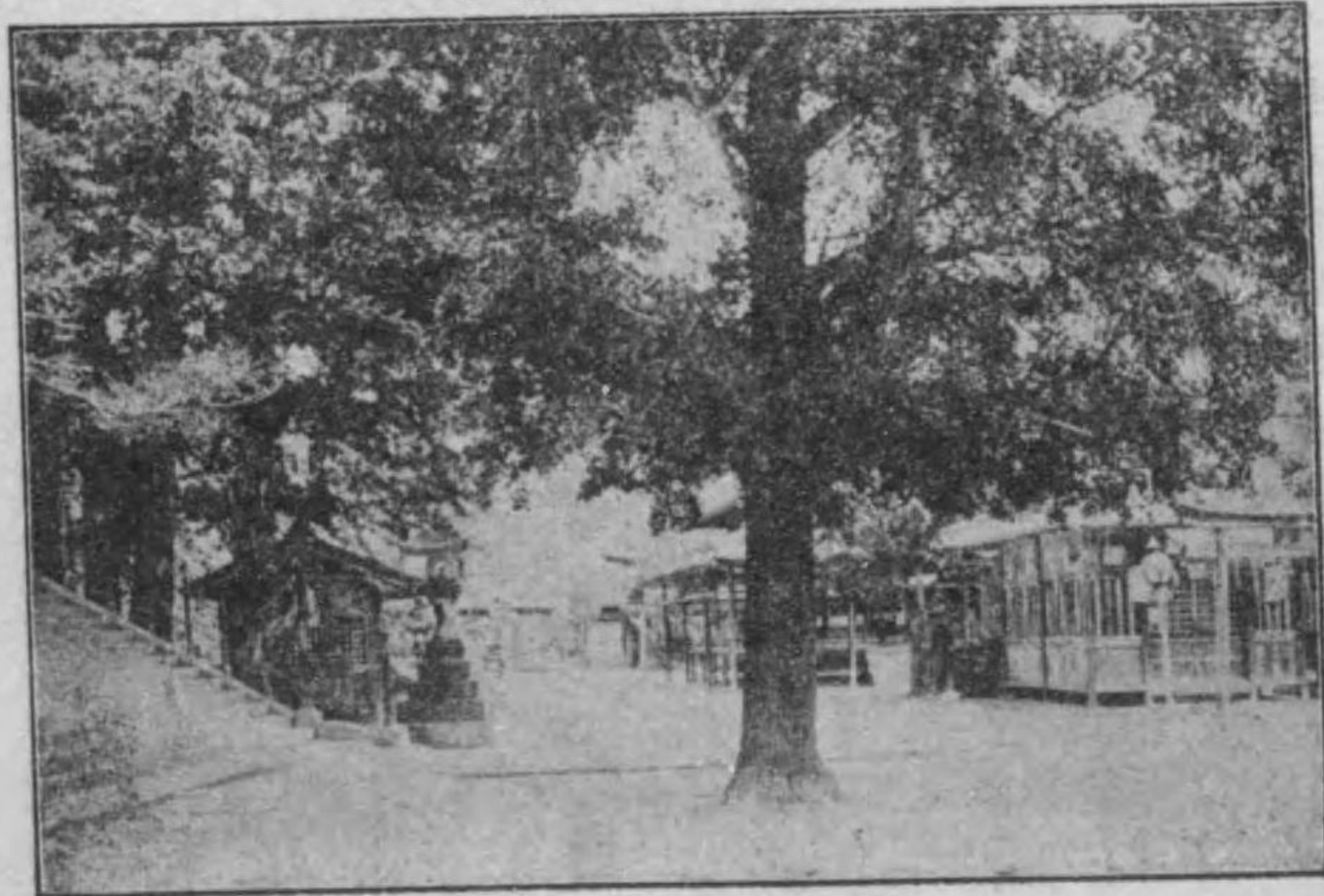
和霊神社 幸橋

は乃ち斯る所に存せる精神の靈妙なる感應に依るか、同著書上卷の八章に曰く、宇和島に和靈神社あり南伊豫に於て異常の信仰を有し年々の祭禮には參詣者雲の如く來集し甚しきは海を隔て、豊後方面よりも來り宇和島港は船を以て充ち各船盛に無數の旗を立て太鼓を打ち歡然欣然たり云々、然りと雖此の如き異常の信仰ある神社の祭神如何を問はば舊來の傳説の言ふ所に據れば伊達秀宗の政を失せし時奸臣の忌む所となり殺される忠臣山家公頼なる者を祭れるなりと而して其言ふ所多くは奇怪千萬にして殆ど講者の信すべき事に非らざる也云々

今傳説の山部公頼の忠義なるものを聞くに何等の事あるなく只普通の常行のみ決して神に祭らるゝ程の事に非ず其如きの小忠を以て此くも異常の崇敬を得べしとは信すべからざるなり楠公の大忠を以てするも其人民より受くる所の崇敬祭禮に至ては到底和靈神社に及ばざるなり若し宇和島而も伊達家の小忠臣が自藩以外の他國人民より崇敬せらるゝ如きを見るも此神社の伊達家の忠臣を祭れるに非ざるを察するに足る素より忠義と謂はゞ大小を問はず之を尊敬すべしと雖も尊敬と崇拜とは自ら性質を異にす山家傳説の如き忠義は天下掃き棄つる程數多之れあり決して崇拜を起すべき性質のものに非ず若し夫れ山家の亡靈が妖怪變化の所行あり敵人に崇りしと謂ふが如きに至つては寧ろこれ神の徳性としての下等なるを示すものなり其妖怪變化の眞否の如きは識者の問題とはならざるなり、吾人は此くの如きものに對して崇拜の念を起さず明に是れ後人の偽作譚たるを知る云々、宜しく和靈神社の人民一般より受け玉ふ所の崇敬の性質を見るべし決して忠義云々の觀念に對するものに非

ずして極めて廣汎なる神徳寧ろ商業航海強力の觀念に對する崇敬なるを見る元來祭神には二種あり一は神生れの神なり他は人間より成り上れる神なり人間生れの神即ち有功なる人物を祭れるものは其神如何に偉大絶倫の人物たりしとするも決して始めより神に生れて神となれる神々の有し給ふ如き宗教的大崇敬を集め得べきものに非ざるなりされば楠公たれ義貞たれ人間より成り上れる神々は如何にするも宗教的崇拜は得ること能はずかの菅公の如き天神なりとして祭られ宗教的信仰を受け給ふが如き觀あるも天神宮は歴史的の人物たる菅公を祭れるに非ずして實は伊弉那岐命に

和靈境内八面荒神



菅公傳を附會したるものなり云々祭神研究法には此邊の着眼なかる可からず云々、(羅典語強力をワレイと云ふ即ち和靈にして強力の神ヘラクレースを祭る從來の論者果して和靈の意義を解し得る者あるか)此神社の祭禮に御田植あり又一面農業の神たるなり凡そ祭禮の神事は祭神の性質を表はすものなり和靈神社の神事中果して何等傳説の山家氏に關するものあるか全然之れなし云々、其最も顯著なるものは此神社の隨神門の天井の大羅針盤なりとす、傳説の山家何ぞ磁針に縁あらん是れ祭神の通商航海の神たるを示す所の證據なりと謂ふべし云々且つ之に關聯して其繪馬殿に献納する繪畫を見よ多くはこれ通商航海に關するものにして難船に助けし感謝を表し海上の安全を祈るものなりまた此神社の發行する御札は商人船員多く之を受く凡て是等を綜合するも此祭神の傳説に謂へるが如き伊達家の一臣たり又た人間たりし山家公頼なる者に非るを知るなり云々宇和島人若し人間たる山家公頼を祭らんと欲せば別に之を忠臣として祭るも可なり不當の崇敬を不當の神に拂ふは正當の神に對

して不敬なり此神は塩釜神社と同一神なり故に和靈社は鎌江の釜神社の境内にありしと言ひ傳ふ大阪の御靈神社神佛混合にては摩利支天と同一の神なり又國常立之神なり云々。木村氏の慧眼炬の如し予は其高説を信する者なり。

## 藤住吉神社

同

村

藤江樺崎の山頂に鎮座あり、今は同村深泥の多賀神社に合祀す祭神は底中表筒男三神八十扨津日神神直日神大直日神底中表津海積三神神功皇后息長足媛十柱を齋く、社記に、

神功皇后征韓凱旋の途咲き匂ふ藤蘿をとらせて住吉の神に祈り願くば大神勸請の地を教わ給へとて海中に投じ玉へば其の藤花海上を流れて板島郷灘浦に止る即ち神殿を營み藤住吉と稱し在所を藤江と云ふ伊達氏入部以來代々崇敬あり社領神田五反の寄進ありしも元祿十一年流失し毎年祭祀料供米八斗を備へられたり。玉葉集卷十九に、

伊豫の國宇和の郡の魚までも我こそはなれ世をすくふとて

此歌は住吉の社へ賤しき男の参りて侍りけるが魚を喰したる身にてかゝる所にまゐりたる事はあしき事にやとおうれ思ひてまごろみたる夢にかくなむ告させ給ひける。

八幡神社

同

村

中間板島鎮座、古社にして板島郷の總鎮守となす村名亦此に依つて起る今郷社に列す大化年間豊後宇佐八幡宮より田心媛命湍津媛命市杵島媛命大帶媛命譽田別天皇の四神を勸請し大浦御所ヶ崎に祭り後和銅元年八月十一日板島の地に遷座し元和年中以來正覺院を以て別當職に補し明治元年まで存續す社頭に二本の伊吹の大木あり依て伊吹八幡といふ、社記に依れば、

源朝臣義經伊豫守補任の時祈禱に依て造營家臣鈴木三郎重氏に命じ庭上に伊吹二本植置しむ社前の伊吹木也。

慶長十二年藤堂和泉守高虎正殿を造營し元和元年伊達遠江守秀宗入國の時參詣あつて祈願所に定め毎年八月十五日祭禮神幸の時には領主名代一人兵具率領一

人弓十張鍵十筋鐵砲十挺神馬一頭を以て供奉あり安政年間に至て弓鍵を廢し鐵砲五挺を増すといふ。字和舊記に、

八幡宮に撞鐘あり是は秀宗といふ人文明三稔に寄進せらる亂時の時分土州へ奪取ゆくとて横吹の坂より取戻され候由然る所に寛永年中の始に等覺寺前住

南山老師再興となり、

八幡宮棟札寫 豫州宇和郡板島郷當社八幡大菩薩中興江州淺井郡小谷住人藤

原朝臣藤堂和泉守敬白 于時慶長十二丁未年六月吉日

奉行江州坂田郡小野庄住人矢倉太左衛門尉大工紀州南賀郡四ヶ郷住藤原堀田助五郎小工藥師寺杵之助鍛冶志津川右京介裏造營米二百石同鐵二百八十貫目此建立の時藤堂泉州より繪馬三枚寄進す義經千人切橋辨慶鷹の三枚にして今なほ現存せり、

奉上棟八幡宮(中略)願主山家清兵衛公頼 于時元和三丁己年卯月六日

奉上棟八幡宮鳥居(中略)願主伊達遠江守秀宗公 于時元和九癸亥年三月吉祥日

奉行奥州信夫郡武田監物成吉大工出羽長柄郷鶴屋三郎右衛門大工豫州間  
崎住小島與一郎勝吉土州幡多郡平田村岡松理右衛門康綱鍛冶宇和島住吉  
田左兵衛國房

奉上棟八幡宮金輪聖皇天長地久御願圓滿如意吉祥所大檀那奥州伊達四位侍繼  
遠江守秀宗公 于時寛永十四丁丑年八月吉日敬白

八幡宮鐘の銘並序 未鐘者賢劫第一狗留孫佛所撞輿也娑竭羅龍王與乙摩尼大  
將繫之證得圓通三昧亘石至今而諸天地神英不歡無聲是惟豫州路宇和島舊佃士  
宗秀文明三稔造華鯨而掛中間八幡宮標善根雖然於戲願主不幸歟柳將工之不良  
歟及破損則寂無聲矣于時南山老師登百歲而爲遂願主夙志求近之好本鑄如此棧  
而聲於此霽廟願諸神垂感三笛已至洪音無限

銘 曰 全 字

生鐵鑄就 聞徹晏天 聞聲端的 觀模快金

妙應三界 鑄邪脫纏 耳根消息 意中善錄

月迎東嶺 同役大遷 銘々寅夕 功德無邊

寛永十八年辛巳仲秋妙心正續滅道叟 同 村

會根神社 同

柿原に鎮座あり、安閑天皇を祭り村社に列す由緒詳ならず。

多賀神社 同 村

藤江深泥に鎮座あり、村社にして伊弉諾神を祭る近郷の崇敬甚だ厚く伊達春山  
千五百守社と稱へ奉る、多賀大明神之記に、

夫多賀の御社は伊弉諾尊を近江犬上郡に祭奉て往古より一國の鎮守と仰奉り  
ぬ抑々此の御神は人の齡の長かるを守り玉ふとかやされば神託にも玉の緒は  
ゆたかに廣き心よりいつまでも盡じもをやとこそ侍れかく尊き大神をこの國  
に移し祭り奉る事は我先祖佐々木の末裔にして江州蒲生の縣に一條帝の御宇  
より往て子孫今の世まで繁昌す故有て遠祖横山盛治この國に來り仕官す之に  
依て元祿十三庚辰六月藤住吉の神主二宮何某によりて板島の城下に御社を造



營す盛治の嫡男盛高父の志を繼で朝夕尊み日夜に祈誠をこらしつゝひとせ  
 近江犬上郡に詣で本社之神鏡を乞はししに本社之福宜志の厚きを嘉して忽ち  
 神鏡を與へ玉へば志願叶ぬとて宇和島に戴き歸り五月五日を撰みて彼之神鏡  
 を此の國の御璽として齋ひ奉りぬ實也享保十二丁未の年の事なりかゞれば江  
 州豫州一牀分所之御社なり可仰可尊これに依て近年久保何某新に社地をひら  
 き御社を營みて天明二壬寅年秋遷宮し侍れば夫より世人殊更に歩を運び祈奉  
 る事頻なり故に神徳も日々に彌増ぬ余亦神拜怠る事なければ如此由來の後世  
 忘失せん事を恐て事のあらましを記御社に納め置きしものなり時に天明六丙  
 午秋九月 勝山藤左衛門盛徴謹識

我遠祖盛光世に稀に狩を好み日に／＼犬を牽き野山にいりて遊ぶある日かの犬  
 土をかひほりあやしきことをなしてあるじにしらせ顔におもひければ地をうが  
 ちみるにかろふとてふものありむかし韓國より三のかろうとを王朝にわたせる  
 こと有しに其二はありといへども其一のしれずとて時の帝國の司に仰ことあり

て尋ねもごめ給ふころにしあればもし是にもやあらめと其よし國の司にうたへ  
 ぬればはたしてかのしれざりしかろうとになむ有りけりとて帝限りなく思召れ  
 盛光に犬牽き參れとみこと有りて百敷の御庭にて大造酒給ひ時に御階のもと  
 に咲ける菊の花をみ肴に給ひ家の紋ともせよとのみけはひをかうふりぬ過し頃  
 より此紋こはれけれどもかゝる恐れ多きゆわよしのあなればたやすくゆるしが  
 たかりきしかはあれども飛とりの力をもて御社を太敷立切にかしづき祭り其功  
 限りなければ今御社に奉納すことよせ實は盛強にあたへゆるすになん有けり  
 かしこしと我もあたにはせぬ菊の花のしるしを今ぞ傳へむ 小野盛信

多賀神社は著者が祖先傳來奉仕の社なり世の神社を見奉るに殆ど有徳家の  
 建立創設にして神主自ら造營の實を擧げたるもの極て稀なり我祖盛強孤介  
 六年の努力に因て神社を營みよく其の稜威を發揚することを得たり子孫た  
 る不肖謹で顯彰の誠を致す。

三島神社 同村下村鎮座村社に列す。

新田神社

高 光 村

高申に鎮座あり、村社にて新田義貞同義宗脇屋義治を祭る亡命したる新田の殘黨の祀る所なり。

三島神社

九 島 村

坂下津に鎮座あり、明應三年十一月六日の造營に係る、棟札に、大檀那藤原朝臣公久願主各々修理介中村因幡介宗信小願主沙彌淨祐又天正十一年十一月十五日の再興棟札に、

本願主旦那宮下記兵衛坂下津太郎左衛門石川彌太郎與次郎柱一本宮内太夫八郎右衛門新右衛門又三郎宗右衛門又七郎藥師寺善介其後文祿四年正月廿日祠官村民等相議つて再興すといふ。

三島神社

來 村

宮ノ下尾串社に鎮座あり、郷社に列し大同元年四月廿三日越智郡大三島より大山積神木花開耶媛神岩長媛神三柱を勸請し來村岩松清滿岩藤松ノ庄五郷の總鎮

守と齋き祀る永仁五年橘忠重社殿を修め神鏡を納む、字和舊記に、

(左 座) 日 振 戸 島 蔣 淵 西三浦 祝 森  
(右 座) 來 村 九 島 北 灘 上 波 下 波

東三浦御庄惣中殘らず對島組下灘並御城より南氏神

但西は柏 摺木 永月 左右水 南は小山 中之川切 又西は沖之島 母

島古矢 久保 三ヶ浦 鶺鴒來島共供田三島神田八反三畝 宮の前上田二反

五畝六歩 永代

郷中小神音二神 播磨守判 修理進判 治部判 祝師神主左近太夫年二度づ

郷中廻り可申候並賄可申候 筆者北村次郎太郎十五歳

奉納三島宮 諸願成就所來村郷並に御城より南の御氏神

後西園寺藤原公廣内願主 豫州北郡中村住人宇都宮越前介 和州奈良住人中

村幡之介 于時天正六戊寅年三月五日筆者越前内信田吉兵衛裏に君邊夢とい

ふ字ばかり末は見えず、

御鏡の裏に 來村三島大明神永仁五年歲次丁酉八月二十二日丑日橘忠重天和元迄三百八十四年三十番神宇和郡鎮守右爲當所諸大旦那各本命元辰吉凶星斗大日本國伊勢大神宮八幡大菩薩 奉納大乘妙典陸十六部 十羅殺女左春日大明神別而當所神主三島大明神諸大權現諸大明神擁護所萬民快樂 本願眞鏡守倫伏願者以有想善根證言漏大果依諸願成就皆令滿足故也 西藏

後西園寺藤原公廣 于時永正十五戊子彌生中六日修之筆者南立書 六十歲

八坂神社

同村

祝森祝師の杜鎮座村社に列す、天正十二年三月九日西園寺公宣越智通顯兩將の祈願に依つて社殿を營み鎮祭し後文治三年三月八日美作守通武奉行となりて再興造營したり、拜殿上棟の詩あり、

靈檀古跡鎮山河

禪里祈伏感應多

聖德昂藏垂福所

威風顯着珍妖魔

資陪景貶歸之寶 報谷思休伏六和  
從此鄉閭常估泰 人々寄嶽聳巍俄

白王神社

同村

寄松に鎮座あり、康正元年十一月寄木刑部大輔重氏沙彌覺勝の兩人相謀つて石引谷に勸請し社殿を造營し後明應九年來應寺の僧藤原下野守武宗等再興す。

山高神社

同村

鬼ヶ城山の支峰熊ヶ峰の絶頂に鎮座あり、勸請の年代不詳俗に森の權現と云ふ山上風烈しく社殿屢々破れ承應二年宇和島町の人油屋彌助石の小祠を營む近年山火に罹り更に六坪の參籠堂方一間の神殿中に石祠を入る。

尾串神社

同村

宮ノ下尾串社に鎮座あり、三島神社の舊社址にして左記諸神社の合祭殿なり。

神明神社

劍 祭神天照大神 豊受大神

山神社

神山谷 祭神大山積神

石鐵神社 釜ヶ谷 祭神安閑天皇  
 稻荷神社 祭神倉稻靈神  
 猿田彦神社 合殿 祭神猿田彦神 大山積神  
 山神 尾串社 祭神藥師寺親賴  
 親賴神社 唐木越神社 同 村

河内に鎮座あり、金刀比羅宮祭神崇徳上皇大物主神八坂神社須佐之男神櫛稻田媛命神明神社天照大神貴明神社大己貴神石神社石凝度賣神の合祀殿なり。

八幡神社

高 近 村

高田釋迦ヶ森城麓得壽の杜鎮座の郷社なり、宗像の三神應神天皇神功皇后を合せ祭る、勸請の年代詳ならず初は松逢坂の麓譽田之杜に在り後松ヶ崎に移し更に得壽に遷すと云ふ、正和二年九月廿日再興し其後天文十三年十二月八日越智通孝の發願に依て再建し天正十年十二月廿三日通顯更に社殿を營む、古文書數通あり徳治二年九月十一日付右馬助三善朝臣の寄進狀を以て最も古しとす。

寄進岩藤郷内八幡神田事

合一段者 得壽名内大野新田 毎年八月十五日神樂田

右致丁寧之勸行可奉祈天下泰平所願圓滿庄屋按穩者也依寄進之狀如件

徳治二年九月十一日

右馬助三善朝臣散位判

敬白 八幡大菩薩願書之事

右之趣當領内中津島二ヶ郷内迄候大鷹取せてたひまし候は、鷹を手にかけ候て後十日より内に遂參詣百番懸并御百度祝御神參可仕候是神は人間の敬ふによつて威を増人は神の徳を以て願成事故之間抽信心立申上願書如件

嘉曆三年九月二十六日

平家盛敬白書判

敬白 八幡大菩薩御寶前立申大願事

右之願意趣者爲越智俊氏之心中所願成就皆圓滿御領内平安作者今年中於御寶前御神樂千度參詣可仕候依立申大願狀如件

曆應二年十一月三日 智越俊氏敬白 八幡宮へさしん奉候 在所之事 一所五百文 常光寺之西

大永八年二月十八日

八幡之地内いづりわたす事實也

安田之島一反ひやうへ大らに

應永廿九年壬子十二月十七日

津島彌太郎實俊花押

田一反大くほいてのした

并に田一反よひのもうし田なり

續 次書判

津島八幡寄進狀之事

田一所岩松八百の下地五郎さるもん分 一所岩藤五百の下地五郎さるもん分

一所代の内百の下地五郎さるもん分 一所つゝみ木百五十の下地を御神樂

御ひさつき神用途六十四文畢竟 百五十の下地を三百六十四文の分于

寄進申處也 右此分をもつて堅御社の修理并御祈禱を專致申さるべし

寛正三年壬午十二月三日

高田宮壽丸書判 八幡若太夫に渡

此の他天授四年十月八日光家の田畠讓渡狀二通を存せり。

得壽森神社

同 村

高田郷社八幡神社境内に鎮座あり、左記各社の合祀殿なり。

高良神社 境内末社

天満神社 高田字上稻中

事平神社 同

嚴島神社 下稻中

日枝神社 山王山

神明社 安田森

琴平神社 同

水神社 ウツ尾

秋葉神社 新殿上

天御中主神社 下谷

三嶽神社 上谷

森神社 古太郎谷

白王神社 同村近家鎮座村社に列す。

琴平神社 金刀比羅谷

白王神社 明ヶ谷

熱田神社 熱田

一宮神社 保木

石鏡神社 善福谷上

愛宕神社 保木中筋山

惠美須神社 磯

塩竈神社 高近村近家塩田入川縁

竈神社 清瀨村岩淵家ノ上

神明社 同

地主神社 同字供養

三島神社 上遠近

若宮神社

岩松村

岩松の東に鎮座あり、津島彌三郎通顯の臣土居勘助の靈を齋く、土居勘助勇猛比なし大内彦右衛門友重と共に通顯の命を蒙り長曾我部の戰將吉良久武勢を土佐奥屋内村栗木城に破り勘助遂に戰死す、今岩松に土居の奥土居屋敷の名存す爾來年月を経て社殿荒廢し元文の頃伊達の臣長野水音は田宮流の師範を勤む或夜夢に土居勘助の靈と語り武術の奥秘の傳授を得たり水音覺めて大に感じ、祠を再興したるが近年村社三島神社境内津島神社に合せ祭る。

三島神社

同村

岩松に鎮座あり、吉井大明神と號し昔は秀松郷の總鎮守と云ふ文安五年十一月十三日越智武俊の再建する所延徳四年十一月十二日越智駿河守俊盛及び高田宮壽丸再興し天文十八年九月六日越智越前守通孝美作守通良新に社地を卜して遷宮し伊達氏入國の後代官眞柳主馬助徳長之を再興すと云ふ、今村社に列す。

三島神社

畑地村

上畑地に鎮座あり、郷社に列し古は伊豫皇子明神と稱ふ應永十二年十二月廿五日越智彌三郎俊義の再興する所其後三度の修造再興の棟札あり乃ち文安三年十一月廿五日越智彌三郎民部尉綱俊享祿三年九月九日越智彌太郎實俊永祿十一年十二月越智安藝守通繁三人なり。

金峯神社 山崎神社

清満村

岩淵に鎮座あり、金峯神社は村社にして山崎神社は其の境内に座す左記各神社の合祀殿なり。

若宮神社 通り山

神明社 合殿字座主

一宮神社 同

秋葉神社 瑞光寺谷上

天満神社 天神

雷神社 風呂ノ奥口

竈神社 同

熊野神社 風呂ノ奥口

十三社神社 宮ノ上

熊野神社 同村山財鎮座村社に列す。

黒尊神社 同村山財大道引地に鎮座あり。

皇子社神社

同

村

増穂郷社三島神社境内に合祀したる村内舊社名左如のし

- |      |       |      |      |
|------|-------|------|------|
| 子守神社 | 増穂字吉井 | 白王神社 | 元屋敷  |
| 白王神社 | 同     | 白王神社 | 知行地  |
| 聖神社  | 豊田    | 白岩神社 | 音地   |
| 地主神社 | 地主    | 新田神社 | 重近   |
| 鉾神社  | 老ノ川   | 坊殿神社 | 本俵   |
| 八坂神社 | 藤井    | 耳聰神社 | 重近   |
| 大本神社 | 元結ノ川  | 白王神社 | 元結ノ川 |
| 石鎚神社 | 同     | 八坂神社 | 神田   |
| 天神社  | 森信    | 三島神社 | 中ノ川  |
| 神明社  | 同     | 竈神社  | 森信   |

竈神社 藤井  
和靈神社 追の川  
早鷹天神社

白王神社 大久保  
金刀比羅神社 同

三浦村

夏秋鎮座の郷社なり、永正二年三月廿一日橘伊勢守清元駿河守清之毘沙九三代の祈願に依て造營し天文十八年九月廿九日津島安藝守通繁の發願により下野守俊久を奉行として再興せしめ元和四年三月廿七日大塚彌兵衛尉更に修造を加ふ此時奉納の鰐口あり鳥屋甚三郎井出仁兵衛夏秋源右衛門船隱新左衛門深浦善助弓之助兵衛小總太左衛門名切太郎左衛門差七落浦善右衛門相籠女源次郎と鐫る

嶽神社

同

村

北灘下波三浦に跨る三浦嶽の山頂に鎮座あり有名なれど勸請の年代等詳ならず

三島神社

北

灘村

鵜の濱に鎮座あり、沙彌定圓薩摩守沙彌妙通豊後守沙彌智本刑部左衛門尉沙彌誠傳左兵衛尉橘範遠左近將監橘元村等元弘元年九月九日造營す文安三年十一月

左近將監沙彌完全薩摩守橋清賢山城助橋清範常陸介沙彌本有美濃助伊種左京助橋氏村等再建し後享祿三年九月廿八日橋但馬守高村式部大輔孝義天文廿一年橋越前守道真越智彌三郎通顯元和八年三月七日藥師寺太郎五郎土州野中彌七郎延家五郎をして社殿を營ましめ寛永十二年十一月三瀬三右衛門有原藥師寺太郎右衛門尉同五郎兵衛尉森忠等同十八年九月の兩度造營あり御神体ヒブツ什物大太刀一振四尺三寸有り九月十六日祭禮す太夫佐渡とあり。

春日神社

戸島村

嘉島に鎮座あり、神護景雲三年の創立と傳へらる。

隼鷹神社

蔭淵村

宮の市に鎮座あり、醍醐天皇の皇子隼高王を祭る寛永廿年の勸請に係るよし。

五神社

日振島村

日振のうち御五神島に鎮座あり、天津神を祭る社傳に往古神功皇后征韓の歸途

夜に及で暴風の爲め軍船日振島に漂着す時に五つの炬火振り出で、御船を導き危難を遁れ給ふ故に此島を名付けて火振島御五神島と云ふ。

八坂神社 日振島鎮座村社に列す。

三嶋神社

三間村

宮ノ下阪井杜に鎮座あり、郷社にて大山積神高靈神雷神を祭る、國主河野氏天平十年越智郡大山積神社の分祠を成妙郷に勸請し改めて宮ノ下と名づけ一族を中野の地頭に任じ社頭百貫の地を寄進して祭祀を掌らしめ三間郷の總鎮守四十五ヶ村の氏神と仰ぐ、殊に西園寺三間の諸城主の尊崇厚く郷内百廿の社は悉く末社に屬す天正年間戸田勝隆の爲め社領を沒收せられ神木を伐採せられ社頭痛く衰へしも藤堂高虎富田信高等社領を復し伊達氏に至り吉田分知以來兩家の祈願所として維新に及び明治六年郷社に列すといふ、大同二年僧空海巡錫のみぎり詣で、詠める、  
うらざとやこゝを三島の宮にきて恵みありまの神ぞめでたき、



白業寺は同社の別當にして田中林齋横田藤右衛門喜多島縫殿の慶長十九年社領安塔の書狀を藏す。

清良神社

同村

土居中片山に鎮座あり、大森城主土居式部大輔清良土居垣内の草廬に風月を親しみ九十の長壽を保つて歿するや郷民舊臣崇敬追慕し寛文元年神殿を營み鎮祭したり今村社に列す。

龍神社

同村

迫目に鎮座あり、寛政十年四月村内築山の池水俄に變じ四山鳴動するや村民恐怖して門戸を閉し夜に至れば一人も外出する者なし吉田の藩士鈴木某來つて之を檢し小祠を池畔に營み轄蓋龍王と號せしを明治五年改稱したり。

稻荷神社

成妙村

戸雁に鎮座あり、前は四國八十八ヶ所四十一番の札所にて俗に此の神は弘法大師と誓約ありて密教の守護神なりと云へり今は龍光寺と分離して村社に列す。

大二神社

喜佐方村

河内の神田に鎮座あり、健甕雷經津主天兒屋根の三神を祭る天徳二年の勸請にして初は針切の山上に在りしを寛政二年今の地に移す文明十二年寛正五年永正四年大願主五郎四郎の棟札あり。

八幡神社

同村

沖の則永に鎮座あり、祭神は仲哀天皇神功皇后應神天皇の三座にして元龜三年二月十八日法華津播摩守範延奉行左兵衛吉安神主右馬進延貞の創立にかゝり古は社地の下を海潮の洗ひたりと云ふ。

繼明神社

吉田町

東小路に鎮座あり、吉田の家老安藤儀太夫繼明を祭る、繼明節に死するや其の墳墓に賽する者多く奇異のこと屬々ありと稱し明治六年八月一日其の邸址に神殿を營み村社に列す。

住吉神社

同町



吉田住吉神社

魚棚の海岸に鎮座あり、村社に列す、長享の頃立間尻村を元町と稱し人家僅に六戸鶴間浦に五戸在りし頃漁業の守護として攝州住吉の分靈を勧請し元町の内枯松に鎮祭し板島八幡の神主をして祭祀を兼務せしめ萬治三年吉田分知の際八幡の神主渡邊山城をして魚棚に遷し代々崇敬ありしと云ふ。

峰住神社 立間尻村

村社にして伊邪那美神火産靈神を祭る舊名愛宕大権現と稱し明治元年改稱あり貞享五年五月の勧請に係る。

八幡神社 立間村

市田南社に鎮座あり、郷社にて吉田立間の産

土の神なり宗像の三神に應神天皇神功皇后を祭り仲哀天皇竹内宿禰を配し祀る治承年間田原又太郎忠綱の勧請創建にかゝり伊達氏代々の尊信頗る厚し青蓮院尊圓親王の筆雄山の扁額を掲ぐ、寛永七年二月清家少左衛門再建の棟札あり。

會我神社

好藤村

深田廣の杜に鎮座あり、姓不詳主膳太夫の勧請にして一貫五百文の神領あり寛永六年十一月修覆を加ふと云ふ。

弓瀧神社

同村

清延竹ヶ森城麓に鎮座あり、大己貴神猿田彦神を祭る村社にして舊は湯瀧権現と稱し清延國遠近永の産土神なり、此の社にては夜中に神樂を奏する事を禁せりといふ附近の風光殊に目出度し。

新田神社

同村

成藤に鎮座あり、天文六年十一月成藤能賢吉森郡太夫の建立にかゝる天正五年十一月中野新藏人通賢は左近七郎右衛門をして再興せしむ。

大本神社

同

村

内深田清明の杜に鎮座あり、正殿伊弉諾神左に大己貴神右に火産靈神を祭る延  
曆十九年八月廿三日京都愛宕神社の分靈を勧請して深田山の峯に鎮齋し永徳二  
年竹林院公明は山麓清明の杜に遷し社領卅貫を奉る天正十六年竹林院没落の後  
社領没收せられ延慶二年十一月廿二日寛永十六年十一月七日再建の棟札あり。

隼鷹天神社

愛

村

大宿鎮座、明應五年二月十八日渡邊日向守諸正宮内少輔弘正建立の棟札あり。

天満神社

同

村

清水に鎮座在り、郷社にして初は只神幣を立て、祭祀を行ひ至徳元年鳥屋ヶ森  
城主西川筑後守改めて京都北野より勧請して社殿を營む三年三月筑後守及び沙  
彌道周源左近將監通正源藏人盛成再建し永正九年八月西川豊後入道顯貴更に修  
理し天正八年八月廿二日西川美作守政輔四郎右衛門尉瑞胤再興すと。

教忠神社

明

村

松丸古城に鎮座あり、川後森城主渡邊式部少輔教忠の靈を祭る明細帳に大己貴  
神を祀るとあるは誤りなるべし。

三嶋神社

同

村

目黒に鎮座あり、勸請年代詳ならず大永七年九月元龜三年十一月寛永二年十一  
月三度の再建棟札あり。

新田神社

同

村

目黒に鎮座あり、再建棟札に野々北新田五社大明神本願主三河守渡邊市正源氏  
清光天正四年丙子吉日とあり。

龍本神社

同

村

目黒に鎮座あり、速玉之男神菊理暖神事解之男神を祭る文明元年の勸請なり。

天満神社

同

村

松丸に鎮座あり、古社にして勸請の年代詳ならず數度移轉せられ郷社に列す。  
日前神社 河内神社 同村豊岡鎮座共に村社に列す。

河内神社 同村富岡鎮座村社に列す。

大本神社

三島村

廣見に鎮座あり、國常立命伊弉諾命伊弉册命を祭る永正十一年三月十五日源親正の勸請する所なり。

三嶋神社

同村

久保に鎮座在り、郷社にして嘉元三年の再建にかゝる。

若一神社

同村

川上に鎮座あり、天照大神伊弉諾伊弉册の三神を祭る元暦二年九月廿六日紀州熊野より勸請し鷹森城主佐々木雅樂頭綱吉崇敬して産土神と仰ぐ後慶安年間大風に壊破し古來の棟札悉く紛失すと云ふ今村社に列す。

荒仁神社

同村

小松城の杜に鎮座あり、素盞鳴神を祀り建仁三年九月十七日の創建にかゝる。  
白王神社 同村延川鎮座村社に列す。

河内神社 同村下大野鎮座村社に列す。

藏王神社 吉野生村吉野に鎮座あり舊く藏王權現と號しまた金の宮とも稱へり今村社に列す。

天満神社 同村藏生鎮座村社に列す。

大本神社 同村奥野川鎮座村社に列す。

八幡神社 泉村小倉鎮座村社に列す。

高鴨神社 同村奥野々鎮座村社に列す。

天満神社 旭村奈良鎮座村社に列す。

八坂神社 同村北ノ川鎮座村社に列す。

白髭神社 二名村音地鎮座村社に列す。

日吉神社 日吉村上鍵山鎮座村社に列す。

綿津見神社 同村日向谷鎮座村社に列す。

賀茂神社 奥南村南君鎮座村社に列す。



岩松三島神社

▲佛寺▼

龍華山等覺寺

九穂村

野川に在り臨濟宗にして伊達家代々の菩提所なり末寺は廿四個寺を有せしも現今は十七ヶ寺となれり、元和四年伊達秀宗龍泉寺殿菩提の爲め開創し秀宗幼少の砌教授を受けたる縁故に依り光天和尙を甲斐國都留郡水上月江寺に物頭兩人差向け同年七月二十一日招請し來つて當寺開山とし舊十萬石領内の寺院を支配せしむ初め淨妙山龍泉寺と云ひ秀宗逝去の後龍華山等覺寺と改む、伊達氏歴代の菩提所なるを以つて寺領二百石の所仙臺政宗薨去につき菩提の爲め一百石を増加し都合三百石となる寛永十六年三月五日附の判物あり墳廟寺の東西にあり西廟には 秀宗 法號等覺寺殿前遠州太守拾遺義山信公大居士 同殉死者四靈 仙臺中納言政宗 瑞巖寺殿前奥州太守黃門貞山利公大居士 遺髮塔 同内室 龍泉寺殿心月妙圓大禪尼遺髮塔 四代村年 泰雲院殿前遠州太守宗山澤公大居士

東の廟は 二代宗利 天梁院殿前遠州太守堅山德公大居士 三代宗資 大立院殿前遠州太守天山支公大居士 六代村壽 南昌院殿前遠州太守壽山慎公大居士 八代宗城 靖國院殿前宇和島城主從一位勳一等藍山維城大居士遺髮塔 其の他各内室及び一族の墳墓多し。

金剛山大隆寺

同村

野川に在り天正十二年富田信濃守信高の建立に係り釋大室を以て開山となす臨濟宗に屬し伊達氏入國寛永七年以來其の菩提所となる伊達宗紀春山同宗城の墳廟及一族の墳墓多し。

弘經山妙典寺

同村

文祿三年四月十三日現校院日相の開基にして後祝融に罹る當時は地方唯一の日蓮宗寺なりしと云ふ伊達氏に至て祈願所となる寺後に建仁三癸亥年十二月廿一日天岸法信大居士 尾張高田藤八家相と刻したる古墳あり。

壽命山潮音寺

同村

潮音山麓に在り初め長遠寺と號す開基年代詳かならず寛永十年七月十八日伊達秀宗當時觀音菩薩を信仰し等覺寺二世南山和尚に命じて再興す後改稱して潮音寺といふ檀家三十戸臨濟宗に屬す。

古來禪刹觀音薩埵所示現淨域也不知何代何年開基也開山之名亦不知是毛山四ヶ寺之一也寛永之初南山座之從住於就泉漸々方平基址時々盡力是不一也寛永十一甲戌建大非閣殿庫尋成且鑄剽鐘節十二時到寛永十五戌癸年太守秀宗尊公感師之鳴鐘用切之至深新構高樓駕鐘其上且昏當節貴饑歡聞故有貴命許此十萬斛内並町中每年之勸進爲寺裡修補鳴鐘扶養委哉御判物二通嗚呼寔有敢哉然寛文之初覃于櫻田數馬執政有内意而鐘料際降今也不幸久壇沒無聞空掛在箕簾者也當時以南山虫座元爲中興開山矣中興也來阮得四十有九年

醫王山 吉祥寺

同

村

野川に在りしも今は無し、記あり、

山號不知開基之由緒不審其先雖然毛山四箇寺之一寺也即本尊藥師如來也先年

者正眼院之地有之富田信濃守殿入國之節爲慈父菩提撰寺地創建於正眼院以爲位牌處藥師寺堂在其後年久矣此故人々來詣事遠慮多然所廣島屋孫太夫一家之者眼痛相煩懸干藥師誓願眼病本復如本感其靈驗干時寛永二乙丑歲今地立堂安置藥師之由其時住持者正眼院第二世心宿和尚之弟子欣首座院主也此故干今欣首座爲開基先年者號萬堂寺延寶六戌午年達首座住持之時改吉祥寺只今者無住故現住正眼柏林記焉。

佛性山 光國寺

同

村

谷川に在りもと松基山百萬寺と號し後佛生山興國寺と改め更に佛性山光國寺に作るといふ、記あり、

開基者有實乘者年代淡遠而不詳其門派未曾有遺跡不知何處之人不足信焉當寺是毛山四ヶ寺之一數也寛永之初有慶堂者下總之人光天和尙之弟子也故以光天和尙爲灌頂開山也住持二十有九年殿庖破壞不蔽風日本尊有亦若無矣方歷數年修補所成以有切于造營故稱處西堂爲中興矣中興已來天和壬戌迄五十七年天和

二年十月朔日佛生山興國寺改之時之住持仙峰。

護國山清泰寺

同

村

谷川に在りしも今は無し、記あり、

開基之初具難誌觀藏寺前任桃林西堂再興焉其先曇希和尚雖住寫不知何所之人開山名亦不知桃林西堂再興之上其弟子宗哲首座住焉是故即以桃村西堂稱開山也先年之寺號者曰三寶寺現住鎌首座代觀藏寺得宗座元取改清泰寺也。

法寶山觀藏寺

同

村

此の寺亦今は無し、記に、

開基不知爲何時代唯以實乘和尚爲開山此實乘和尚不知爲何法流雖然由良法燈國師位牌有之然則古者法燈派而有之乎其後住持九代于古木位牌有名耳而不知年月中頃二代德叟和尚仙甫座元示寂之年月有之又西園寺殿位牌有之仙甫之後桃林西堂住持之時從前大守秀宗公頂戴知行三十石之御印判其時節迄當寺神宮寺隣地有之寛永十三年受于秀宗公貴命福寺於此地而再興矣是故稱桃林爲中興

開山桃林者妙心寺末寺濃州瑞龍寺西堂也桃林後靈谷座元住之靈谷者續妙心寺潤堂和尚之法脈自是到于得宗相定于關山派者也今者爲無緣寺。

法泉山大超寺

同

村

慶長元年僧天譽の開基にして當時は靈龜山安養寺と號せしを九年に至り改めて笹町より今の地に移す本尊阿彌陀にて淨土宗鎮西派に屬し五百の檀家を有す伊能永錫の碑在り、末寺に南網代の三藏院日振島の海圓寺下灘の淨智寺戸島の龍集寺あり寶物として一條院臘月の畫聖武天皇の尊墨を藏す。

安國山大通寺

同

村

野川に在りしも今は無し往昔は大寺のよし宇和島三山の一なり。

安樂山還佛寺

同

村

此の寺もと庵にして天平年間の開山と傳ふ慶長年間富田信濃守の歸依に因て明治村富岡照源寺十二代の僧愚叔來つて此の庵に隱居し第四代達道に至り中興して法空山還佛寺と號し臨濟宗に屬し弟子別傳は越中國體寺の住持となる近代の

名僧を懶龍となす俗姓島田氏なり同寺所藏麻布法衣の箱書に、

興州惠日山照源禪寺十二世 揚岐七十二世之法孫愚叔叟伊諱 書判

天正十年壬午十月二日許請く

臨海山 福壽寺

同

村

龍光院と云ふ四國巡禮第四十番の奥の院なり、元來御庄觀自在寺の奥の院は九島鯨浦の遍照山願成寺なり巡禮者の海路不便を慮り地方に一樹を植む俗に弘法大師杖を立てしが後枝葉茂ると云ふ之れに札を掛けよと教わて去る後道心ある人此の樹下に剃髮し枝に掛け置きたり元結掛(字和島町大字)の名此れに因て起るといふ其後願成寺の大師堂を茲に移し年月を経て荒廢したるを更に龍光院にせたり。元和元年秀宗入國の時城東榮瑜上人勤修の地を以て新に龍光院と號し祈願所と定め其後十年を経て寛永二年城の鬼門鎮護として文珠菩薩を勸請し且つ寺領百石を寄進あり後吉田分知の際沒收せらる明治六年虚空藏文珠堂を山頂より移し諸堂を修理したり、縁起書に、

夫龍光院也者元和元年太守秀宗君始入國時所始基也以榮瑜勤修之地新號龍光院以爲祈願所焉今神宮寺之地是也上人佳彼地也十餘年于茲然後至寛永二乙丑年太守君云夫當山者於城之東北實宜鎮護道場之處然而當山之日有禪院即有命而移禪院於今西光寺也因以移院於當山峰營構文珠堂爲鎮護國家之道場且納膏腴田百石以知于末森其印璽現在于今也同十五年秋洛北嵯峨大覺寺院二品親王巡禮於四國來此地也太守恭敬留御華輿於當院珍供佳饗自太守善盡矣時親王因此風致呼山於臨海祝主衛護名寺乎福壽又賜東瑜于上人之令旨尋賜本末契盟之事豈間隔地々上事乎至矣盡矣。

大谷山 立正寺

同

村

北町の上に在り、記に、

蓋開立正寺世呼瓦寺者是也釋善西創之矣西未知何人營草堂於笹町止住也尙第二世超味者久爲之顰眉而登假于大谷山頭始名立正寺于此破風齋耳元和己未年也厥先領主富田信濃守幕下諸士觀於西之厨庫索然則頗勦力常補之加旃一院陳



迹也者而賜今地於西是以西自雀躍飛錫於所々岐携襄於家々戸一紙半錢志詎輕乎終以棟梁之功成佛殿落慶焉當時覆革用白矛代陶瓦寺院皆然當寺反地者也素無寺號故舉以瓦名寺者矣乎所由繪炙人口者吾焉瘦哉吾焉瘦哉。

妙長山 法圓寺

同

村

神田河原に在り、過去帳の記に、

圓節山麓法圓寺謂真言宗古跡有之時之太守伊達遠江守宗利公之表局同家老職鈴木仲右衛門信好兩人之依頼望石口改古跡新日蓮宗寺建立有之也蓋于爰時之太守宗利公江府御詰被遊候節表局被爲召其方儀段々年寄候付何事心靜暮可申者宇和島罷下可然御仰也局御意難有兼々左様奉候共乍恐私心事障候儀御座候申上宗利公重仰心事障儀者如何御尋被遊付局重被申者私儀從先祖比企氏代々日蓮宗之由緒有之且那私事江府谷中感應寺且那御座候然所御國者日蓮宗寺少殊感應寺門流之寺一箇寺無之故御國罷下候明日之餘名不存身可納果所無之様被存候以所謂御願申上候哀御城下近邊及大被古跡候者以御威光日蓮宗之寺再

興可成儀奉存候左様被成下候者御國罷下心靜後世之營可心儘旨申上宗利公老女之申分流石願事思召則於御國御吟味右之古跡於江府御訴古跡再興御免許依之宗利公諸役人被仰付寛文四年甲辰十月十三日寺地以指圖繪圖局被下置同寛文十一年辛亥寺院普請成就依之局感應寺十二世僧都月純聖人備當寺開山同十三世日英聖人備當寺二代目日英聖人弟子日員寛文十一年之秋宇和島下令住職鈴木仲右衛門信好佛像經卷悉修造有之其後局御國下寺院相續之志追日厚信心益深于時天和二年壬戌十月廿七日逝去法名延久院妙長日深云々。鈴木信好又衛士之助信久元祿二年正月廿七日卒去し法號圓成院殿一心日安居士と諡る。

佛日山 西江寺

同

村

北町の上に在り本尊阿彌陀にて往昔は今の龍光院の山下に在りしを寛永二年今の地に移す壇家三百末寺に中間の東禪寺岩松の安養寺大浦の西光寺朝立の景雲寺三間の能壽寺あり、安政二年の記録に、  
禪宗濟家妙心寺末佛日山西江禪寺者京都東福寺聖國師之法孫佛印禪師之上足

悟庵徹和尚爲開山也多經星霜而興廢不一矣拙寺開基悟庵和尚貞治六年圓寂御座候其後寛永三始的堂和尚中興而則秀宗様龍泉寺殿様爲御菩提創建被下置並扮祝森村三十石寺領頂戴仕候後之山其節御寄附被下置候庫裡之井御寄附被成下置候井側の堂之銘有之候菜園無年貢而被作付門前二本之松左者秀宗様依御命相植右者の堂和尚相植候秀宗様依御命改衣出世仕候右の堂儀寛文六丙午三月十二日寂仕候右開基由緒如斯御座候 安政二乙卯四月七日。

安樂山淨念寺

八幡村

藤江に在り古くは禪宗に屬し常樂寺と號し寛永五年僧鐵秋淨念寺と改め淨土宗となす中興の僧を巖譽と云ふ。

法輪山淨滿寺

宇和島町

裡町に在り、寺記に、

開基者古此所汲鷹聖人舊流專修念佛之族有五六輩雖然更於其地甚希傷之嘆之隨其緣屈請紀州賀太浦正立寺前住宗清法師矣清渡此境說他也干茲在年而門侶

勤志刻彫佛像寛永三丙寅稔草創此地一字畢。

御坊眞教寺

同町

裡町に在り、寺記に、

當御堂本尊者先年於三浦内菜切眞教寺久經星霜至住持清閑之時當所移影像暫安置町傍而后清閑寂于時檀越尙影像歎被打着雨露訴施本寺依之本願寺十四世大僧正琢如上人造寶泉坊律師全空萬治二年己亥造立畢。

神田山泰平寺

同町

神田川原に在り曹洞宗に屬し六百年前僧太奇也の開基にして寛求十一年月江長老今の地に移す近年本堂新に成る。

前高山神宮寺

同町

笹町に在り此の寺もと奥州川股に在りしを伊達氏入部の時櫻田玄蕃基親僧行運をして移轉せしめ祈願所として廿二石を寄進し城内山王宮の別當を掌る四代光海法印住持の時櫻田監物遂に關せず爲に無縁寺となる明和年間祝融に罹り漸く

櫻田邸の家作を分つて堂宇となす天臺宗に屬し康申を本尊となす境内に櫻田家鎮守の小祠在り。

慈光山明源寺

同

町

裡町に在り舊名安樂寺と稱し三河の人釋順信豊後海部郡佐賀關に來つて寺を建立し靈夢に依つて文祿年間移つて笹町に住し後慶長年間更に今の所に再建すと云ふ末寺に沖の島の得應寺鶴來島の眞光寺吉田の明淵寺あり共に眞宗に屬す。

玉泉山長正寺

來

村

保田に在りて友岡靈神に併す元來正長寺は友岡の南方三町の處に在りしものにして今尙長正寺と云ふと雖も跡方も無し宛然神祠の如きも明治六年神佛取別の際現今の如き寺號を附して寺格に連なりたり、舊記に曰く、

抑々友岡靈祠之由來者永祿九寅年從山城國乙訓郡令到着伊豫國宇和郡在而赤烏帽子城號紀伊守友岡慶則公矣尋其舊故者內大臣藤原朝臣直通卿之後胤也云云南北朝之頃新田足利之兩將爭武皇威夫暫隱雲霧公卿朝臣不安其所云々卿等

蒙非據之罪於朝家暫退皇都遷山城國乙訓郡築城長丘南四町計山崎街道開田町二丁計舊跡有、

詠 笹

舍人子が袖も露けし友岡の茂き笹ふのおくさざるさよ。

此の笹は何れの笹ぞ舍人等が腰にさしたる友おかの笹。

友岡の笹の葉したり雪降れば腰にさしたるかたなひき有る。

居久經星霜主慶則公之時永祿九寅夏欲赴南海豫州宇和郡到着遼探南山々深而谷遠松柏繁茂東峰巍々而顯君位高攀後嶺而臨於海西海則漫々波浪似君恩奚築城而號赤烏帽子城於此諸臣舊故來集武技修練里人崇仰親附武威亦繁如云々天正八年辰十二月廿三日長曾我部元親催數千之軍勢無二無三責寄干城隍公遇罹痢疾苦惱甚而不能起無念徹骨隨忽投病枕而我魂魄留於此土衆人守護誓而引小劍自卒干時行年四十六歲長松寺眞如和尚葬之法號勇儀院慶則朝臣大居士號公有妾稱貞年十六歲入眞如和尚之堂爲比丘尼弔菩提從正保二酉十月二十五日齡

八十一歳入寂法名月住照圓大禪定云々。然るに寛永六乙酉年三月野火の爲め  
寶物書類系圖悉皆を烏有に歸せしめたり。

金榮山 德正寺

同

村

川内に在り真宗に屬し本尊阿彌陀なり後鳥羽天皇の御宇伊豆國曾我祐信の末祐  
正建武の亂に武藏木賣河戸の郷に移り後三代を経て真言宗西光院修驗祐圓延德  
元年來つて寶德庵を營み真宗に改む文化二年祝融に罹り弘化三年再建し天保七  
年七月廿一日更に寺號木佛を授けらる。救若山西方寺は祝森に在り禪宗に屬す  
るも詳ならず。

真正山 來應寺

同

村

宮ノ下に在り禪宗にして本尊藥師觀音を安置す元中二年僧宗賢の開山にして西  
園寺宜久の尊信深く弘治元年堂宇を建立す寺前に宜久の墳廟あり、字和舊記に、  
天正十五年丁亥八月より豫州宇和島來村郷も京家に成る其時明室和尙も來應  
寺を退院したり、關白様の豫州を御掟丁亥年より明年子年丸串與左衛門殿此

寺を打破らる此時より桃林を只一人勤行中斗なり、天正八曆庚寅二月彼岸の  
日大喜桃林良朔七十五歳出之右此書付來應寺古位牌之裏に有故記寫之。

櫻の名木あり春毎に遊人杖を曳き有名なりしが今は鹽竈櫻の名のみ残り。

子安地 藏

同

村

祝森松ヶ鼻に在り同村圓覺山普門寺の所管に屬し享保寅七月廿六日の再建にか  
ゝる、感得靈夢記に、

豫州宇和郡祝森村松ヶ端地藏大菩薩並貴面金剛は其の緣由を尋ぬるに河野勘  
兵衛通行靈夢に因て其の感得する所の尊像也通行は隱遁の士也此の村に卜居  
す性常に酒を嗜み情を山水に寫し詩を賦し世を翫たり其心穠子膽之風を敬慕  
す土人始は其の介潔に驚き中則其の異流を笑ひ終には翕然として之に服従す  
延寶五丁巳年之春三月樽酒を携へて出て松端に到りて盡日醉遊す石に枕し山  
に臥し眠既に熟す時に夢むらく衆妙好相之僧一人來而告曰我是れ地藏也大樹  
此の山の半腹に在り我其の樹下土中に在り而て十方に化遊する久し今也此村